

令和4年9月定例会 文教厚生常任委員会記録

令和4年9月14日（水）

令和4年9月16日（金）

令和4年9月29日（木）

令和4年9月30日（金）

令和4年10月4日（火）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和4年9月14日（水）	8頁
令和4年9月16日（金）	87頁
令和4年9月29日（木）	103頁
令和4年9月30日（金）	175頁
令和4年10月4日（火）	258頁

令和4年9月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	9月14日（水）	<p>審査日程の決定</p> <p>地域福祉課、高齢障害福祉課審査 議案乙第20号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第16号 〔協議〕</p> <p>こども育成課、健康増進課審査 議案乙第20号 〔説明、質疑〕</p> <p>教育総務課、生涯学習課審査 議案乙第20号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第18号 〔協議〕</p> <p>報告（学校教育課） 鳥栖市立中学校新標準服について 〔報告、質疑〕</p> <p>報告（スポーツ振興課） 鳥栖市陸上競技場改修工事における一部下請状況について サガン鳥栖U-15練習環境整備について 〔報告、質疑〕</p>

第2日	9月16日（金）	<p>現地視察 鳥栖西中学校（蔵上町）</p> <p>陳情 陳情第16号・第18号</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第20号</p> <p style="text-align: right;">〔協議〕</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>
第3日	9月29日（木）	<p>審査日程の決定</p> <p>スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、 文化芸術振興課審査 議案乙第28号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>地域福祉課、高齢障害福祉課審査 議案乙第28号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>報告（高齢障害福祉課） 指定障害福祉サービス事業者の指定取り消しに関する対応 状況について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>こども育成課、健康増進課審査 議案乙第28号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>

第4日	9月30日（金）	<p>こども育成課、健康増進課審査 議案乙第28号 〔説明、質疑〕</p> <p>教育総務課、学校教育課、学校給食課審査 議案乙第28号 〔説明、質疑〕</p> <p>生涯学習課審査 議案乙第28号 〔説明、質疑〕</p>
第5日	10月4日（火）	<p>現地視察 市民体育館（宿町） 市民球場（宿町） 自由討議 議案審査 議案乙第28号 〔総括、採決〕</p>

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和4年9月14日付託]

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号) [可決]

[令和4年9月16日 委員会議決]

[令和4年9月29日付託]

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について [認定]

[令和4年10月4日 委員会議決]

2 陳情

陳情第16号精神障がいを持つ当事者と家族支援に関する要望書

陳情第18号鳥栖市における環境問題の取り組みに対する要望

3 報告

鳥栖市立中学校新標準服について(学校教育課)

鳥栖市陸上競技場改修工事における一部下請状況について(スポーツ振興課)

サガン鳥栖U-15練習環境整備について(スポーツ振興課)

指定障害福祉サービス事業者の指定取り消しに関する対応状況

について(高齢障害福祉課)

令和4年9月14日（水）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

地域福祉課長補佐兼生活支援係長 豊増秀文

高齢障害福祉課長 竹下徹

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 犬丸喜代子

高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下川有美

こども育成課長 林康司

こども育成課保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 豊住佐知子

健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼

保健センター所長 名和麻美

健康増進課保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長 井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 佐藤敦美
スポーツ振興課長 小川智裕
スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉
スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

教育部長 小柳秀和
教育総務課長 佐藤正己
教育総務課総務係長 城島直也
学校教育課長 古賀泰伸
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 日吉敬子
学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事 井手崇雄
学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長 長野稚佐
生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦
生涯学習課参事 久家喜男
生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 豊増裕規
生涯学習課長補佐 久山高史
生涯学習課文化財係長 島孝寿

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

地域福祉課、高齢障害福祉課審査

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

陳情

陳情第16号精神障害を持つ当事者と家族支援に関する要望書

〔協議〕

こども育成課、健康増進課審査

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

教育総務課、生涯学習課審査

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

陳情

陳情第18号鳥栖市における環境問題の取り組みに対する要望

〔協議〕

報告（学校教育課）

鳥栖市立中学校新標準服について

〔報告、質疑〕

報告（スポーツ振興課）

鳥栖市陸上競技場改修工事における一部下請状況について

サガン鳥栖U-15練習環境整備について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時55分開会

藤田昌隆委員長

ただいまから、令和4年9月定例会の文教厚生常任委員会を開きます。



審査日程の決定

藤田昌隆委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

御手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託された案件は、議案1件、送付された陳情2件となっております。

審査日程については、本日14日に健康福祉みらい部、教育部の順に関連議案の審査を行い、陳情協議を行います。

また、議案外でございますが、学校教育課、スポーツ振興課より報告の申出がっております。

明日、15日は予備日として、16日に現地視察、陳情協議、自由討議、総括、採決ということをお願いしたいと思います。

なお、審査の進み具合によっては、日程の変更をお諮りすることもあるかと思いますが、あらかじめ御了承をいただきたいと思っております。

審査日程については、以上のとおり決したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

飛松妙子委員

議案外報告なんです。こども育成課からの報告はないということでは……

藤田昌隆委員長

報告の資料を皆さんに渡しますので、御一読ください。

飛松妙子委員

個人で質問するってことですね。分かりました。

藤田昌隆委員長

よって委員会の日程につきましては、御手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

中川原豊志副委員長

現地視察につきまして、鳥栖西中学校の樹木の伐採と防護柵の設置というのが議案にございますので、そこを視察したらどうかなと思っております。

また、審査の中でほかに現地視察の希望がありましたら、本日中に私まで申出いただければと思いますがいかがでしょうか。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部の準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時52分休憩



午前11時4分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



地域福祉課、高齢障害福祉課

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

藤田昌隆委員長

初めに、健康福祉みらい部地域福祉課、高齢障害福祉課関係議案の審査を行います。

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

竹下徹高齢障害福祉課長

それでは、議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）のうち、地域福祉課及び高齢障害福祉課関係について、委員会資料に基づき説明いたします。

資料の 2 ページをお願いいたします。

歳入のうち、款16国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金、節 1 社会福祉費国庫補助金のうち、地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者自立支援給付審査支払等システム改修事業に対する補助金で、補助率は2分の1となっております。

次の、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、高齢者施設等の老朽化に伴う大規模な改修等を実施する事業者を支援する交付金で、交付金は10分の10、上限額は、1施設につき、773万円となっております。

以上 2 件の詳細につきましては、歳出のほうで説明をさせていただきます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

款17県支出金、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金、節 3 生活保護費県補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰等の影響もあり、生活困窮者の支援ニーズに変化があることから、支援体制を構築するためのプラットフォームを整備し、生活困窮者の支援を行うためのものをごさいます。県の補助は、10分の10でございます。

詳細につきましては、後ほど歳出のほうで御説明をさせていただきます。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じく、款22諸収入、項 6 雑入、目 4 雑入、節 4 雑入につきましては、令和 3 年度鳥栖地区広域市町村圏組合の決算に伴い、同組合から負担金返還金を受け入れるものでございます。

以上で、歳入に関する説明を終わります。

次に、歳出について御説明いたします。

資料の 3 ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 2 障害者福祉費、節12委託料につきましては、国の障害福祉サービスデータベース構築に伴い、障害支援区分認定データ受給者台帳情報給付費等明細情報を毎月提供することとなることから、市の障害者自立支援給付金審査支払等システムの改修をするための委託料でございます。

次に、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 3 老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、委員会資料 6 ページの主要事項説明を御覧ください。

この補助金は、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設等において、利用者の安全確保の観点から、老朽化に伴う大規模な改修を実施する事業者に対し、補助金を交付することで、入居者の安全を確保することを目的とするものでございます。事業内容としましては、山浦町緑ヶ丘にございます、認知症高齢者グループホーム、グループホームみどりヶ丘の大規模改修、具体的には、床、空調及びトイレの改修に係る費用について、補助金を交付する

ものでございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

項3生活保護費、目1生活保護総務費につきましては、委員会資料の7ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰等の影響もあり、生活困窮者の支援ニーズに変化が生じておりますことから、本年4月の国の総合緊急対策の中で、官民連携により、地域の生活困窮者支援体制を強化することになったもので、厚労省所管の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱に基づく、間接補助となります。

佐賀県内におきましても、それぞれ自立相談支援機関等と連携をしながら、このプラットフォームを設置することになっておりまして、支援ニーズに対する活動を行う団体の活動経費を支援することとしております。

支援対象の活動内容及び対象団体につきましては、既に、市内で生活困窮者の支援に取り組んでいる、または、新たに取り組むとされるNPO法人や社会福祉法人等で、食料や生活用品の物資支援にとどまらず、就労、住まい、地域づくりなどの相談支援を行っている団体を想定しておりまして、事業期間といたしましては、令和5年3月31日まで、令和4年度中ということになります。

本事業に係る経費につきましては、資料3ページにお戻りいただきまして、節10需用費、節11役務費につきましては、プラットフォーム設置に係る事務費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、1団体当たり上限50万円とする活動経費の支援分となります。

以上で、議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、地域福祉課並びに高齢障害福祉課関係分の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

7ページをお願いいたします。

この、生活困窮者の分で教えていただきたいことを、二、三点。目的が、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、というところで、多様化した支援ニーズに対する、地域の団体の活動経費を支援ということで、国からのつていうような説明もあったんですけど

ど、プラットフォーム整備事業があることによって、団体さんが新しい取組とかを特別に行うようになったのか、それとも、これまでも取り組んでいた事業が該当するから、新たにその費用が発生するようになったのかを教えてください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず、支援ニーズの多様化でございますけれども、コロナが長期化しているということもあって、国もこれまで様々な支援を、貸付けであったり、給付であったり、取り組んでまいりましたけれども、そういったものもだんだん、制度として活用できなくなってきた中で、加えて、物価高騰等もございまして、そういったことに対する生活困窮者の相談が増えてきております。

樋口委員がおっしゃったように、今、そういった状況の中で、既に活動されていらっしゃる団体もしくはこういった制度を見て、新しく困窮支援をやっていこうとする団体の業務量が、これまでに比べて増えているということが想定されますので、そこら辺を見極めて、これまでどおりのことをやる分については、既存事業の置き換えになりますので、対象になりませんが、対象を広げるとか拡充するとか、新しく始めるとかがこの事業の対象になってきますので、そういったものをこのプラットフォームの中で、必要な団体に対して支援を行っていくというものでございます。

樋口伸一郎委員

ということは、新たに取り組むっていうその括弧書きのところですけど、精査というところとちょっと大げさですけど、その内容を事前に受け取ったり、聞いたり、その辺りの内容の妥当性とかは、知った上でやってるっていう前提でよろしいですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

既に困窮者支援に取り組んでいらっしゃる団体が、複数あることもお聞きしておりますが、正直私たちのほうで全てを把握できておりませんので、今回、鳥栖市と鳥栖市自立支援相談センター、社会福祉協議会、市民活動ネットワーク、そういったところに多く参画をしていただきながら、まずそういった団体の呼びかけから始めて、ニーズを把握したいと思っております。

その中で、どういった支援が必要なのか、そういうものを検討していきたいと思っております。

樋口伸一郎委員

これに限らずなんですけど、補助金とかってなったら、その中身が分からずに動いてしまったお金で、後々問題が発生することもまれにあるじゃないですか。

そういう参画の機会を通じながらでもいいんで、内容の情報共有といたしまししょうか、どこ

からかでも入った情報は把握しておいてもらって、特に、新たな事業ってなったら、今までしていたことに、コロナの影響に鑑みて新しく何かしなければいけないという事業等になってくると思うんで、ぜひ、情報共有というか、中身に関しても知る機会があればぜひ知っておいていただきたいなと思います。

あと、団体数が書いてありますけど、9団体がある中での補正なのか、新たに出てきた団体があるのかを教えてくださいませんか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

先ほどの議案審議の中でも、ちょっと触れていたところなんですけれども、ここで9団体と示しておりますのは、支援額の上限が50万円ということで示されております。

総事業費が468万円で、マックスの支援をしていくと考えた場合に、9団体450万円ということで想定した数でございます。

既に9団体どこかに決めているとかではなくて、必要な支援額については、事業の内容や事業計画等を出していただく中で、精査してまいります。

申請件数とか、その団体の活動に必要な額に応じては、団体が増減することもあると考えております。

永江ゆき委員

同じところですよ。

例えば、既に支援してある団体があるんですけど、重ねてこれは申請ができるんですか。

県とか国とか、どこかの支援を受けながらしてあるところがあるんですね。

そういうところも手を挙げることができるんですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

同一活動に対する補助は二重補助になりますので、できないと考えております。

永江ゆき委員

分かりました。

それと、これ、任意団体でもオーケーですよ。

今からやろうとしている個人はどうですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

あくまでも、市内で困窮者支援を行う団体。

これから立ち上げていただく場合には、団体としてのていをなしているか、例えば、規約といいますか、団体の構成が何名で、どういった形でやられるのか、また、今後の活動計画はどうなのか、そういったところを申請いただく際に書面にさせていただきまして、そこをこちらで審査させていただく形になりますので、一個人でやるということは想定をしております。

せん。

永江ゆき委員

分かりました。ありがとうございます。

それと、使い道なんですけど、例えば、申請した団体の、そこに所属してる人たちの人件費を払われるんですよね。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回の補助に関する分につきまして、国が示している事業対象経費の中には、給料、職員手当等、人件費についても含まれておりますので、そういったものも、審査の中で、中身を精査をさせていただき、判断をしていくことになろうかと思えます。

以上でございます。

田村弘子委員

先ほど議場のほうで公募により決定と言われたんですけども、どのように公募をして、どのように決めていくのか、審査でどこを重要視していくのかを教えてください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

本議会での予算議決をいただいた後に公募に入りたいと思っておりますが、先ほども御質問がありましたけれども、団体として活動していただく方で、既に市や自立支援センターと連携をしながらやっていたところもあるでしょうし、これから立ち上げてもらうところもあると思うんですけど、基本的には、市と自立支援センターと一緒に進めていただくことを求めていく形で呼びかけをしてみたいと思います。

呼びかけの方法といたしましては、ホームページはもちろんですけれども、SNSも活用したいと思っております。

あと、団体でございますので、社会福祉協議会とか、市民活動ネットワークに登録をされてらっしゃるボランティア団体もございますので、そういったところへのチラシとかを置きながらの直接的な呼びかけもしてみたいと思いますけれども、なかなか厳しいのかなという気もしておりますので、直接アプローチをしていくようなことを考えております。

永江ゆき委員

今、支援されている団体が、2回に分けて支援をされているんですけど、困窮者家庭の方は、お米を頂いても1か月ぐらいで終わってしまうと、その後にもまた支援を受けたときに、すごく助かるっていうお声があつてですね。

で、その団体は、12月で1回切れるんですよね。

だから、次の支援ができないんですけど、そういう場合でも申請は無理ですか。

終わったら大丈夫ですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

もともとその団体は、年間といいますか、事業計画があったと思うんですね。

その中で何回か――終わっていると。

今後新たな支援がないとすれば、そこはちょっと厳しいのかと思うんですけど、今回のこの目的は、コロナとか物価高騰によって、困窮者の方に対する支援が必要だということで、その団体の業務量が増える、要は、少し対象を増やすとか新しいことを始める、そういったことが対象になってまいりますので、今後その団体が、例えば、今まで3回するつもりが新たに2回追加して5回しますと、そういったものであれば、対象になると思っております。

飛松妙子委員

先ほど団体の話が出てましたが、私の一般質問の中で、ひとり親支援のことで、こども育成課に一般社団法人のスマイルキッズの話をしてたんですが、今お話しされてるのは、子育てとかの支援をされている団体を含めて地域福祉課が団体を選定されるっていうことでよかったですか。

子育てだったら、こども育成課がされていらっしゃるひとり親支援とかもあるので、そういう団体はどちらかといえばこども育成課のほうが分かってると思うんですね。

その辺の団体の選定の仕方というか、

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

公募に当たりますとは、社会福祉協議会や市民活動ネットワークに登録されてる団体はもちろんのこと、今、飛松委員から御紹介がありました子育てとか、あと、例えば高齢とか障害とかいろんなグループ等もごございますので、同じ健康福祉みらい部でございますので、関係課のほうにはこういったものを始めるからというような案内を当然してまいります。

複数の団体から手が挙がってきたときなんですけど、当然、予算の兼ね合いもございますので、行って、選考しないといけないと思っておりますので、その選考を市と自立支援センター、あと、民間の方も含めて、どの団体に支援活動をお願いするのかという選考をした上で、事業者の決定をしていきたいと思っております。庁内には、もちろん声かけをしていこうと思っております。

飛松妙子委員

そのスマイルキッズさんは、佐賀県全体で、150世帯ぐらいの支援をされていて、その中に鳥栖市の方も何世帯かいらっしゃるってことだったんですが、鳥栖市の支援の方々が対象で、50万円になるのか、お住まいの地域は関係なくて、鳥栖市にある団体が対象になるのか、スマイルキッズさんは佐賀市に住所があって、佐賀県全体の支援をされていらっしゃるんですが、団体の選定基準ってどうなってるんでしょうか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回の事業は、市内で活動している団体、またそういう実績がある団体でございますので、今、飛松議員がおっしゃったように、全県的に活動してる団体の中で、鳥栖市に対象世帯がいらっしゃるとすれば、鳥栖市の世帯については対象になるんでしょうけど、鳥栖市以外の団体については、このプラットフォームの取組は福祉事務所が先導する役割でございます。

市は福祉事務所を持っていますけど、町にはないので、そこは県がカバーしております。

県も同じような形で、そういった団体を選定するのかわかりませんが、あくまでも私どもがするのは、市内で活動している実績のある団体が、鳥栖市で困窮された方に対して支援を行っている部分になると思っております。

飛松妙子委員

分かりました。

県もやるし、市も町もやるってことですね。

違う町っていうのは、みやき町とか白石町とか、20市町と佐賀県。町は佐賀県に入るってことですか。

スマイルキッズさんは、どこからも寄附金がもらえずに、自分たちで寄附金を集めて、よその食糧の配付をされたりしておられますが、こういう補助金があると鳥栖市の世帯の方には、補助金を使ってできるのかなと思ったので、その辺は、対象に当たるかどうか県と相談をしていただこうと思います。

あと、申請の日付はいつぐらいまでを予定とされているのか、それとも随時申請なのか、もう450万円になってしまうと申請してもらえないのか。

その申請日っていうのがあるのかなのか、どうされるのか教えてくださいませんか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

予算議決をいただいた後に、速やかに公募に入りたいと思っております。

現在考えておりますのは、この事業が、令和4年度に限定をされておりますので早くお知らせをして早く事業着手に入らないといけないことから、今月末から募集を開始したいと思っております。

予算の関係もありますので、年内ぐらいは呼びかけをしていこうと思うんですが、先行して事業に取りかかってもらいたいという気持ちがありますので、なるべく早い段階で手を挙げていただいて、例えば1回目の締切りを10月の中下旬ぐらいに設けて、そこで出てきたものを先行させていただきます。

仮にそこで450万円以上の事業申請があった場合、審査した結果そこが全部埋まるようであれば、予算に限りがあるということで打ち切りになると思っておりますが、まだ残があれば、年内ぐ

らいは受付をして随時審査をさせていただいて、なるべく早く支援が行き届くようにしてまいりたいと思っております。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

公募の日付をきちんと第1回、第2回としていただいたほうが、出されるほうも心構えができると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

永江ゆき委員

物資だけに限らず、相談支援や就労とか幅広く使えるんですけど、例えば9団体申請をしたとして、この9団体全てが、例えば食料だったりして偏った場合にバランスを取るっていうか、そういうのは何か考えられていますか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

どれくらいの団体の皆さんから手が挙がってくるかというのが、正直、今は想定できないでおります。

それぞれの団体が、それぞれの目的を持って支援をされておりますので、結果的に同じ方がその支援を受けることで重なることはあるのかなとは思っています。

例えば、食料ばかり全部集まったのでやめてくださいとか、その中の幾つにしますとかではなくて、実際本当に食料に困ってある方はどれくらいいらっしゃるのかというのが分からない中で、団体の選考とかもできないと思うので、そういったものをまずプラットフォームの中で関係者の意見を聞きながら、例えば、一つの団体でそういうニーズを満たせないのであれば、複数団体が手を挙げていただかないと行き渡らないので、その辺は手の挙がり具合を見ながら審査も含めやっていくのかなと思っております。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

それと、やっぱり市民の方への周知の仕方ってすごく難しいと思うんですね。

こういう団体さんでさえ、もっといらっしゃるだろうな、ちゃんと末端までいってないんじゃないかってどこの団体さんも結構言われるんですけど、何か市ができることってありますか。支援を受ける側の方々に対して。

結構、手を挙げない人が多いっていうか、欲しいとか苦しいよっていうことを言えないっていうか、こっちもあなたそうじゃないですかって言いにくいじゃないですか。

幅広く、浅く、ピラやチラシとかを配るんですけど、なかなか本当に苦しいところに行かなかってっていうところが幾つかあってですね。

それが後から分かって、市側ができること……。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

永江議員は、私こんなに困ってますと声に出せない方もいらっしゃるでしょうから、その拾い上げをどうするのかっていうことかと思うんですけど、その辺もこのプラットフォームの中でそういったことがなかなかできないでいる方のお話を聞くような事業をやってらっしゃるところもあるんじゃないかと思えますし、今回、コロナ禍でやろうとされているところが出てくるかもしれませんので、どういったニーズがあるのか、そういう中で把握しながら進めていくのかなと思っております。

こちらから、困っている人いらっしゃいますかっていう呼びかけではなくて、プラットフォームの中で、各団体が把握されてらっしゃること、またそういう声を拾うような取組を今後始める、今やってる団体からのお声を聞きながら、もしそういったところに支援の隙間といますか、漏れがあるとすれば、何とかそこを埋めるような形でやっていくことになるのかなと思います。

永江ゆき委員

支援の仕方というのは、50万円もらった中で食料だけに限らずいろんなことをしていったほうがいいってことですね。

各団体同士で交流をしながらじゃなくて、この団体がいろいろ考えて、相談支援とか食料支援とかいろいろやったほうがいいっていうことですかね。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

このプラットフォームは、今、市民の皆さんの中で、お困りの方がいらっしゃるであろうけれど、そのニーズがうまく把握できていない。

ですので、そういった各団体の方に集まっていただいて、団体同士でネットワークを講じていく中で今、何が足りないのか、今後どういったものが必要となってくるのか、そういったことを話していく中で、手が挙がってきた団体に対して、じゃあここにこういった支援をお願いしようとか、こういったニーズがあるんですけど、そこが今満たされていませんと。

そういった話をやっていくものがこのプラットフォームだと思っておりますので、各団体におかれましては、食料支援とか食料を配達する配送業務とか、いろんな目的があってされてらっしゃるでしょうから、その団体が目指す目的達成のためにやっていただく中で、もしかしたら各団体との連携も出てくるのかもしれませんが、まずは、どういったお声があるのかその把握をこの中でやっていくことが必要かと思っております。

成富牧男委員

今言われてる、選定とかの問題ですけど、プラットフォームの中で先着順なのか、それとも一定の基準をこのプラットフォームのような団体の中で決めていくのか、そのところは

どうなんですか。基準か何か設けてやられるのか。

それから、ついでに併せて、支援団体補助金の対象となる事業期間が来年の3月までですよ。

目的のところ、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえとあるでしょう。

そうすると、読み方によっては、議決後、10月ぐらいに周知されるわけでしょうが、いわゆる量の拡大じゃいかんわけでしょう、新たな事業をちょっとでも加えとかないかん。

それと、どれぐらい手が挙がるかなと危惧するのは、あと半年ですよ、ざっというたら。

半年過ぎたらもうお金が出らんということでしょう、これ。

せっかくやるなら、場合によってはたんびでもやるというお考えはないのかお尋ねします。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず、選考の基準でございますが、先ほどから、質問があつてお答えしておりますけれども、鳥栖市内で活動されてある、今後していくというのが前提になりますけれども、事業提案をしていただきますので、その事業の目的ですね、実現性だったり、公益性だったり、事業の効果、あとその団体の活動の内容をこれまでの実績であったりとか、今後、困窮者支援が成富委員がおっしゃるようなここで終わらないかもしれません。

今後も続いていくことも考えられますので、今後、市と自立支援センターと一緒に、こういったものに取り組んでいただけるものをプラットフォームの中で目指していこうとしておりますので、そういった視点を総合的に勘案しながら選考していくこととしております。

その選考に当たっても、市と自立支援センターと、あと民間の複数の方に入っていていただいて選考していく。

仮に、年内いっぱい募集をかけて、第一次募集期間を10月中旬ぐらいまでにやって、そこで仮に、この予算額450万円を上回るような団体からの申請があつて、結果そこを採択してしまうことになれば、この事業についてはそこで打ち切りといいますか、新たな採択はできないとなります。

今後については、これも先ほど答弁しておりますけれども、あくまでも今回、国は、コロナの長期化と物価高に対する分として予算化しておりますので、そういった意味で令和4年度の事業期間となっておりますことから、令和5年度以降については、国の動向等を見ながら判断していくのかということはおっしゃっております。

成富牧男委員

私は、せっかくやるなら短期でもと思うんですが、国は来年度以降のことについては、どういう表現をしてるんですか。

今、言われた以上のことはないわけですかね。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

国のほうから示されている資料では、コロナの長期化、また原油高等による物価高騰に対する生活者支援ということでございますので、そういったものを踏まえて、事業期間は令和4年度までとなっております。

ですので、期間が今後どうなるかまだ分かりませんが、仮に、国がこの事業の延長等を出せば、当然、市もそれに追随していくんだと思うんですが、仮に、国の支援が切れたときに、市が単費であるのかということについては、現状においてはお答えできないということをお先ほどの議案審議の中でもお答えしたところでございます。

中川原豊志委員

資料の6ページをよろしいですか。

地域介護・福祉空間整備補助金の件ですけれども、今回、グループホームみどりヶ丘に773万円ということで、この補助は、全部国庫支出金になってますけれども、この改修工事全額が773万円なのか、改修工事一部で773万円なのかということと、認知症の高齢者グループホームが市内に何件あるか分かるかな。

その時々にとこの施設でも改修工事をするときに手を挙げて、どういう基準でここが採択されるのかっていうのが分かれば、教えていただきたいと思う。

竹下徹高齢障害福祉課長

まず、773万円についてですけど、今回申請していただいたところは、総事業費が815万円と聞いております。

773万円というのは、国の交付金の交付基準といいますか、1件当たりの交付基準単価が773万円ということで、その分が10分の10国から出るっていう形になっております。

それから、グループホームの数ですけど、認知症対応型のグループホームが市内16か所ございます。

今回対象になってるのが、老朽化に対しての補助ということで、何年たっていれば採択されるのかは特になんですけど、申請時に例えば今回であれば床の傷み具合ですとか、空調の経過年数ですとか、空調でしたら、耐用年数が10年程度っていうのがあるので、それを超えているとかそういったものが分かるような書類を添付して申請をしております。

今回、交付金の決定があったので、補正をさせていただいているという形で、明確に何年たったからとか基準はないんですけども、その老朽化の状況を申請時に併せて報告をして、交付対象になるかどうかは国で判断されていると思います。

中川原豊志委員

改修工事が全体で815万円。

これは、ほぼ全額に近い金額で補助されるんですけども、今回手を挙げられた施設はここだけ？

他の施設さんも、こういう補助金があることを全て御存じという認識でこういう補助金がありますよという制度の周知はされてるということによろしいですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

国、県を通じて、市から各施設のほうに周知をしておるところでございます。

飛松妙子委員

今のところなんですが、細かい工事の中身の一覧があれば頂ければと思います。

先ほどの説明では、国が773万円補助しますってことだったので、例えば775万円であったとしても773万円出たんだと思うんですね。

みどりヶ丘さんのホームの面積がどのくらいあって、どういうトイレを何か所改修するとか、そういうのが施設から出てるとお思いますので、中身を見せていただければと思ったんですが。

出てますよね。

竹下徹高齢障害福祉課長

一応、申請の際に業者からの見積書等は添付いただいているんですけど、それを出したほうがいいですか。

飛松妙子委員

それには、トイレをどのように何か所改修するとか、床の面積がどのくらいあって、どういう修理をするとか、空調を個別で設置されるのかとか、その辺のことはお分かりになりますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

床の改修につきましては、施設全体の床を改修される予定でございます。

空調工事については、18か所です。

居室が14、応接室が2か所、脱衣室が2か所。

それから、トイレの改修が5か所ということで、お伺いしております。

飛松妙子委員

ちなみに、トイレは個別についてるのではなくて、皆さんが使うトイレで、5か所ということですね。

それと、もう一ついいですか。

2ページの諸収入の雑入のところ、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金

ということで、4,465万1,000円と言われたと思うんですが、例年からこの金額で返金されてるのか、今年だけ何か理由があって返金されてるのか教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

令和2年度が、6,125万3,000円。

令和元年度が、4,580万7,000円。

平成30年度が、4,301万3,000円ということです。

昨年が、コロナの影響で大きく事業ができなかったということで、大きく減ってるんですけど、令和3年度については、それ以前の水準に戻ったっていう感じです。

樋口伸一郎委員

同じところですけど、例年、諸収入の雑入で4,000万円前後が入ってくるっていう状況ですね。

もともと、各市町って負担金があるじゃないですか。

それが毎年変わらんのやったら、極端な話、この額要らんかなと思うんですけど、鳥栖市のお考えはどうですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

金額的には、4,000万円超と大きな数字にはなるんですけど、予算に対しての残は2.7%ぐらいで、執行率は97%以上になっております。

給付が足りないということは、どうしてもできないので、ある程度の余裕を見た上で予算を計上されているものと思っております。

樋口伸一郎委員

ある程度見込むということは、組合側が主となって見込むということによかですね。

だから、言い方がちょっと適切じゃないかもしれんけど、まず逆らえんと。

竹下徹高齢障害福祉課長

前年度の実績を基に、組合のほうが新年度の予算を策定されますので、その予算に応じて負担金というのをうちのほうから出してるという形でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

成富牧男委員

同じく今のところですけど。

補正前予算額の4,647万3,000円というのは、説明のところにあるように全部この返還金でいいんですか。

そうなると、それが当初額そのものなのか。

そうすると、見込みの倍近く雑入として入ってきたっていうことになるんですかね。

それも同じように、さっき丁寧に説明されていた3か年で言うていただければと思いますけど。

古賀達也健康福祉みらい部長

資料の補正前予算額の4,647万3,000円、この返還金については今回初めてでございます。

民生費の、それ以外の雑入を上げてる分の金額でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

すいません、理解できません。

そうしたら、別の聞き方をしますと、補正額の4,465万1,000円というのは返還金だけですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

今回の補正については、広域市町村圏組合の負担金の返還金のみでございます。

成富牧男委員

質問の仕方が下手くそかもしれん。

もう一度言いますけど、例えばこの最初の補正前予算額4,647万3,000円は負担金返還金の当初予算の額でしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

先ほど、部長が答弁しましたように、この補正前の予算額っていうのに組合の返還金は上がっておりません、ゼロです。

そのほかの雑入がいろいろあると思うんですよ。

その分がもともと計上された分ということです。

成富牧男委員

分かりました。

組合の予算審議をしたときのような感じですけど、要はさっきおっしゃったように4,000万円とか6,000万円とかそんな感じですと来ているのであれば、一定予想されるはずですので、今おっしゃったのは、当初予算は上げてないという意味でしょう。

だから、私が言いたいのは、予算計上ができないのかなあと、しとくべきとまでは言わんけど、ある程度。

4,000万円、6,000万円、4,000万円、今回4,000万円でしょう。

1年回って、決算の後の分がここに来るわけですから。

意見として申し上げております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

次に陳情協議がありますが、あと7分で正午になりますので、この陳情協議はどんなふうですかね。

1回読まれたと思うんですが、長くかかるなら午後からしますが一気にやってしまうなら。前回も陳情があって、去年しましたよね。

私も一般質問をしたんですが、その後団体のほうからぜひ佐賀県もお願いしたいということで、その後の結果は？何か変わってるなら報告を。

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

前回御質問いただいた後、令和3年4月から障害保健福祉手帳1級の方が対象に新たに加わっております。

変更点は以上です。

藤田昌隆委員長

質疑を終わります。

陳情については、13時10分から始めます。

休憩をいたします。

午前11時55分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後1時7分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

陳 情

陳情第16号精神障がいを持つ当事者と家族支援に関する要望書

藤田昌隆委員長

これより陳情第16号の協議を行います。

協議の参考とするため、この陳情の要望事項についての現在の対応状況について、執行部からの説明をお願いいたします。

竹下徹高齢障害福祉課長

陳情第16号精神障がいを持つ当事者と家族支援に関する要望書について、陳情の概要と本市の現状について御説明いたします。

この陳情は、精神障害者の医療助成につきまして、既に支給を開始しております1級について、精神入院費も対象にしてほしい。

また、医療費助成を2級・3級まで拡大してほしい。

さらに、医療費助成を現物支給にしてほしいというものでございます。

まず、重度心身障害者助成制度の対象につきましては、身体障害者の方については身体障害者手帳1級または2級に該当する人、知的障害者の方につきましては、知能指数35以下の人、それから重複障害者として身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の人が対象となっており、精神障害者の方につきましては、令和3年4月から障害者保健福祉手帳1級の方が対象となっております。

助成内容につきましては、保険診療に係る医療費自己負担に対し、診療月ごとに500円を控除した額を助成する制度となっております。財源は、県と市が2分の1ずつの負担となっております。

精神障害者2級・3級への医療助成制度といたしましては、通院については、自立支援医療費の精神通院制度の適用があり、医療費や薬剤費等の自己負担が1割となり、世帯の課税状況に応じて負担上限額が決まります。

また、入院では所得等に応じて自己負担額の限度が決まる健康保険限度額認定制度の適用がございます。

九州各県では同様に助成を行っておりますが、熊本県は精神科入院も助成をされており、福岡県は3歳から中学3年生のみ助成がございます。

2級・3級の精神障害者保健福祉手帳所持者への助成については、助成対象としている県はございません。

市議会議長と同日に市長にも陳情がなされており、また佐賀県にも同様の陳情がっております。

本市といたしましては、引き続き県内市町と連携し県への要望を継続してまいります。

佐賀県への陳情では、回答期限が令和4年10月末となっておりますので、その回答についても注視してまいりたいと考えております。

以上、陳情第16号の現状についての説明を終わります。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございます。

これに対して、質問のある方はお願いいたします。

成富牧男委員

最後に注視ってという言葉が出ましたが、鳥栖市としては、こうあったらいいというお考えはないのでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

まず、2級・3級を加えるということについては、身体障害の方、知的障害者の方とのバランス等を考えるとちょっと難しいのではないかと感じているところでございます。

精神1級の入院医療費についても、通院を助成対象とするときに県のほうでは、入院についても対象とした場合に、入院の長期化を助長する懸念があって、地域生活への移行促進の観点から見て課題があるということで、精神の通院のみを対象とするのが妥当とされているところで、本市もそのような考えがございまして。

それから、重度心身障害者医療費助成の現物給付化については、国保ペナルティーっていうのがどうしてもついてきますので、財政負担が大きくなるということで、その部分が何ら解決されないと難しいのではないかとというふうに考えております。

成富牧男委員

現物給付も、県のほうに働きかけはしているということでしょう。

竹下徹高齢障害福祉課長

県のほうにも、現物給付化については、お願いをしておるところです。

ただ、県のほうからは、20市町足並みそろえてくれっていうことを言われてまして、先日も担当課長会議等ありましたけれども、なかなか足並みそろってっていうところが難しい状況ではございます。

成富牧男委員

今、言われた、足並みがそろわないのは何でそろってないのか。

鳥栖はよかったばってん、他のところっていう意味なのか。

そこんところまとめて。

要望項目の②ありますよね。

医療費助成を2級・3級、云々、これは、次のページに理由2で、2級・3級というのは何となく大したことないという前提があるんじゃないかなということ、実態を吸い上げてくださって書いてあるんですよ、これね。

これについては、それこそ県にも言わないかんとでしょうけど、また、その計画はいつあるのかな。

そんな機会でも含めてするべきだと思いますが、今の2つについてお答えをお願いします。

竹下徹高齢障害福祉課長

20市町の足並みがそろわないという点については、うちだけ先行してやってもいいっていう市町もあれば、そろわないとやらないっていう市町もありまして、そういうところがございます。

もう一点が、現物給付ともう一個やり方があって、自動償還方式っていうのがあって、自動償還払方式ということで、申請する必要がなくて自動的に一方的にこちらから償還払いをするっていう方式があって、そういった方式を取り入れてもいいと考えている市町もあるということで、どういった方法を取るかというところで、必ずしも20市町の意味が統一されるわけではないというところでございます。

それから、2級・3級を対象にするかというところなんですけれども、来年度、障害者福祉計画の改定の時期になっておりますけれども、そこでアンケートを実施するかどうか、また、2級・3級の方がどの程度医療費がかかっているかっていう調査っていうのはどういった形でできるのか検討をしてみたいと思います。

成富牧男委員

さっき言われた、意見が統一されていないからできんという中で1回は申請に来ないといけないんじゃないでしょうか。

2回は来なくていいっていうことじゃないですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

すいません。

私も、償還払方式が詳しくなくて申し訳ないんですけど、恐らく最初登録したら、申請は必要なくて、自動的に払い込むっていう形になっていると思います。

まず最初に、受給券を交付申請してもらって、うちが交付します。

障害者の方は、受給券と保険証を提示して医療機関にかかってもらって、自己負担分を支払いますけれども、医療機関が連合会にその分を請求しますので、それを市町が払うという形で、一旦、窓口での自己負担はあるんですけど、その分は本人さんの申請なしに市のほうが国保連からの請求に基づいて支払うという形になっております。

成富牧男委員

ということですから、日頃から色々と大変な方が——2回行く必要はないというのはありますけど、一時的な負担がやっぱりあるというのはそのまま残ってるってことですよね。

それで、ちょっとしつこいようですけど、今言われた中で、鳥栖市はよそがするならいいよという立場なのか、そこんところ。

竹下徹高齢障害福祉課長

市が単独で助成の対象とするってなりますと、今、県と市で2分の1ずつ負担してありますが、その県の部分の助成がないので、単費での負担ということになりますので、独自にということとは難しいかなとは思っています。

成富牧男委員

だから、独自では難しいけど足並みがそろえばうちは行くという立場だということでもいいわけですよね。

さっき言われた、中間の選択を主張しておられる市町もあるかもしれんけど、足並みさえそろえば行くよとそういうふうに理解していいですか。

それと、あと1つは、もう一つの、調査してくださいっていう意味はさっき言ったように、2級・3級とかは大したことないっていう固定観念があるけど、そうじゃない、なかなか——計画を立てる上での実態調査やアンケート調査もやるんでしょうから、その中でぜひここに書いてあるようなところもやっていただけたらなと思います。

終わります。

藤田昌隆委員長

この陳情は去年も出てるんですよね。

私はそのときに一般質問したんですけど、この陳情の大きな内容は、今、成富委員も言われたんですけど、いろんな障害があるけど身体的欠陥の人と精神的障害者にこれだけ差別があるのかというね。それが1つ。

身体的欠陥と精神障害者は同等のものですよ。何でこういう差別をするんですかと。

しかもこれについては、全国的に適用されているところがたくさんありますと。

九州の中でも、長崎県、熊本県、佐賀県くらいですよ、されてなかったのは。

何でここに差が出てくるんですかということで陳情が上がってるんですよね。

去年、県がこの陳情に対してどういう対応を取って、何か対応できたのか、そこをぜひ知りたいんですが。

部長分かりますか。

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

佐賀県のほうでも、給付方式の見直しであったり、検討経過っていうのがございまして、令和3年度につきましては、令和3年7月に国に対して国保ペナルティーの廃止等の政策提案をされております。

同じ7月に、市長会のほうに要望書の提出もされておりますし、8月には市町に対して、重心医療費助成制度に関するアンケートの実施をされております。

11月に、障害保健福祉施策に関する意見交換というものをされておまして、12月の県議会でも一般質問がされております。

その後、1月から2月にかけてブロック別に作業部会でいろいろ意見を抽出されているのを受けた後に、先ほど竹下課長が申しあげました8月に課長会議がございまして、その中でやっぱり今すぐ進めるのが難しいという回答でございました。

藤田昌隆委員長

ということは、県としては対応できないということかな。

じゃなくて、どっちに取ればいいと？

少しは進んでるのか、うちは駄目ですと言ってるのかどっちですか。

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

県のほうで現状の整理をされておりますけれども、先ほど竹下課長が申しあげましたとおり、各市町共通の意見が集約できていないということと、現物給付を求める声は一定程度ありますけれども、方式が幾つかございますので、そこもまとまりがないということ。

最大の課題は、国保ペナルティーを含めた財政負担の増加っていうこと。

それと、見直しは20市町統一で実施することが望ましいとされておりますが、異なる給付方式になってもやむを得ないんじゃないかっていう市町もございました。

各市町の事情や見直しによる影響等から、期限を定めての意見の取りまとめや方針決定が現段階では容易ではないっていう説明がございました。

藤田昌隆委員長

この案件に関しては、市町にアンケートじゃなくて、県として判断を下すべきだと思うんだけど。

市町に降ろしてもその財政もあるしね。

県からそういうきちんとした対応がなされるならそれは当然。

それを、アンケートを取って本当は県が判断しないといけないことを市町におろして何か違うような気がするし、これ、県に対しても委員会としてお願いするかどうかの返答求められてますからね。

これは後日判断しますが、結論からいけば何も進んでないと。

市町アンケートを取ると、どっちかというところとちょっと難しいよねということですよ。

竹下課長、違うなら御答弁をお願いします。

竹下徹高齢障害福祉課長

現物給付化については、ある程度市町の要望としては、したいっていうのはあります。

ただ、やっぱり国保ペナルティーの部分が大きなネックになっているので、もう待ってられないっていう市町もあれば、そこを待たないとできないっていうところもあってですね。

大きな流れとしては、現物給付化に向けてうちとしては県のほうに財源の措置も含めてお願いしていきたいというふうなところでございます。

藤田昌隆委員長

ということは、鳥栖市としてはぜひやってほしいというスタンスであるということではないかな。

竹下徹高齢障害福祉課長

現物給付化については、お願いしていきたいと思っております。

ただ、県のほうとしても国保ペナルティーをなくしてくれっていう政策提言とかもされてますので、その辺を待つのか、もう待てないという自治体もあるということでその辺で判断が必要になってくるのかなと思っております。

藤田昌隆委員長

もやっとしてますが、分かりました。

ほかにありますか。

飛松妙子委員

一番最初の医療費助成は現物給付にしてくださいのところの御説明で、市町の意味が統一されてないってことを挙げられたと思うんですが、いつまでに意思決定をしようとかいう話にはなっていないのでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

先ほど、下川補佐のほうから説明しましたが、この間の県の会議で、いつまでっていう期限を切って意思統一するっていうのが難しいですねっていう結論になって、なかなか進まないっていう印象は持ってます。

飛松妙子委員

ということは、いつまでたっても佐賀県は償還払いしかできないっていうことになるってことですよ。

市町で勝手にはできないと思いますので、県で統一するしかないですね。

竹下徹高齢障害福祉課長

保険医療機関等において、マイナンバーカードを取得した住民に対してオンライン資格確認を導入することを前提に必要な資格確認端末等の購入費用等に対する補助金で、鳥栖市休日救急医療センターに社会保険診療報酬支払基金から交付となっております。

補助率は、上限額42万9,000円のうち4分の3。

補助限度額は32万1,000円となっております。

林康司 こども育成課長

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

予算関係議案の27ページをお願いいたします。

国の新型コロナウイルスの臨時交付金と、市の一般財源の組替えのみとなっておりますので、委員会資料への記載が様式にありませんでしたので予算関係議案にて説明いたします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目2 保育園費につきましては、保育所等の新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、消毒液等の消耗品や人員を確保するための保育環境改善等事業に関する市の持ち出し分、一般財源605万円に対して、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

そのため、歳出での補正額はゼロとなっております。

続きまして、委員会資料に戻っていただき3ページをお願いいたします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目4 子育て世帯等臨時特別支援事業費でございます。

節22 償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業の実績に伴う国庫補助金の返還金でございます。

国庫返納期限が11月末までとの通知がございましたことから、今回補正をお願いするものでございます。

こども育成課分は以上です。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

4ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節12 委託料、休日救急医療センター業務委託料でございます。

歳入で御説明した分の、オンライン資格確認のためのシステム費用が69万3,000円及び感染拡大によるスタッフ増員のための賃金及び危険手当が261万2,000円、診療時に着用する医療用ガウン、手袋などの医療廃棄物処理費用が17万円、計347万4,000円でございます。

休日救急のスタッフ体制につきましては、従来、インフルエンザに備えた冬季のみ繁忙期のスタッフ体制としておりました。

休日救急医療センターでも、新型コロナの抗原検査を実施しておりますが、院内感染を防

ぐために事前に電話連絡を受け、駐車場の車の中での診察、検査、薬の受け渡し、会計までの一連の流れを駐車場での個別対応といたしております。

通常は、1日10名のスタッフで実施しておりますが、最大で1日4名のスタッフを増員するための費用と、検査時に着用する医療用ガウン、手袋などの医療廃棄物が増えていることから、この処理費用の補正をお願いしているものです。

収束の見込みが不透明なことから、7月から12月末までの開設日33回分を計上しております。

すでに7月から増員しておりますが、この分に関しては現計の冬場の繁忙期対応分を先に使って対応しております。

目2予防費でございます。

委員会資料の5ページをお願いします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。

7月22日より、4回目接種対象者に医療従事者、高齢者施設従事者が追加されました。

3,640人分を見込んでおります。

節11役務費につきましては、国保連合会に支払う審査手数料。

節12委託料につきましては、接種費用および事務委託料でございます。

総額1,226万7,000円でございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

飛松妙子委員

コロナワクチンの接種事業の件なんですけど、すいません、その前に濃厚接触者関係の発熱外来のホームページの改善ありがとうございました。

早速見させていただいて、とてもいい。

発熱外来という名前はなかったんですけど、とてもよかったです。

ぜひ、LINEとかSNSでも発信していただくと皆さんもよく分かると思いますので、よろしく願いいたします。

予防接種なんですけど、ここでは医療従事者及び高齢者施設等の従事者ということで書かれてるんですけど、ホームページのほうを見たときに4回目の接種を私が見つけきれなくなってしまって、ちょっと分かりづらくて。

このホームページのお知らせを見ると、誰でもしていいのかなって感じてしまって、私も

対象者かなと思ってしまったんですが、ここでは、あくまでも高齢者と医療従事者の方が対象ですよって書かれているんですが、具体的に先日50歳以上の方の接種券を送っていただいたんですが、その対象者は前と変わらず疾患がある方のみということでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

現時点では、4回目の接種対象者は60歳以上の方及び18歳から59歳までの基礎疾患のある方、それと医療従事者、高齢者施設の従事者等になってございますが、報道等にございますように、間もなくオミクロン株対応ワクチンの接種が始まりますことから、対象の拡大を予定しているところでございます。

飛松妙子委員

ということは、この予算にはもう既に50歳以上の方も含まれていて、今回は医療従事者と施設の方の予算ということでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

現時点の予算の中では、医療従事者等まで広げたところの予算の計上しかしておりませんので今後また拡大した際の予算を改めてお願いする予定でございます。

飛松妙子委員

ホームページを見ると、対象者がはっきり書かれてないなというところで、私ももう申し込んでいいのかなという気がしてしまうような内容になっているものですから、ちょっと分かりづらいかないかと思ったんですが、拡大にならない限りは、50歳から60歳の疾患のない方はまだ受けられないということですよ。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

ホームページのお知らせもですが、実際に対象になった方には随時通知を出していただいて、その中に基礎疾患がある方が対象ですよっていうチラシは入ってるんですが、加えて医療従事者が途中から対象になりましたので、対象が拡大しましたというシールを貼って、それ以外の方については、今後対象が拡大することも考えられるので、接種券はお取り置きくださいという内容になっております。

本日、厚生労働省の予防接種審議会が開催されておりまして、そこで対象の拡大についての審議が承認されたというふうに聞いております。

飛松妙子委員

分かりました。

なかなかちょっと難しい部分もありますので、ぜひLINEとかSNSで発信をどんどんしていただけると。

久留米市さんとか、2週間に1回ぐらい今はこの対象の方にワクチン接種してますよとか

発信をされるんですよね。

そういうふうにしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、4ページの休日救急医療センター業務委託料の中に、オンライン資格のため、マイナンバーカードの機器を導入した費用も含まれてるって言われたかと思うんですが、どのくらいの病院数がこのマイナンバーカードの機器を導入されたのかお分かりになりますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

医療機関数の正確なところは分かりませんが、薬局等では医療機関等よりも機器の導入がされているというふうに聞いております。

ただ、今回、休日救急医療センターで導入しますものにつきましては、マイナンバーカードに保険証の搭載が希望すればできるっていうのに伴い、利用者の利便性を図ることから、公的な医療機関は来年3月までに投入をするように協力依頼があったことから導入するものでございます。

飛松妙子委員

導入された病院で、私自身もさせていただきました。

ただ、毎月必ずマイナンバーカード通してくださいねということで保険証の確認と一緒にすることであると思うんですが、そういうことで、便利になるんだろうなと思っております。

まだ導入されている病院が少ないかなっていうところもあるんですが、この補助金は鳥栖市を通していろんな病院に出されるのか、県なのかどちらですかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

診療報酬の請求をする先の社会保険診療報酬支払基金のほうから医療機関のほうに支払いがされるということでございます

飛松妙子委員

市を通さないってことですね。

もう一点、3ページの子育て世帯等臨時特別支援事業費の国庫補助金の返還金が1,500万円あったってことなんですが、何か理由とかありますか。

もともと予定していた数に対して少なかったとか、その辺の理由を教えていただければと思います。

林康司こども育成課長

今回の返還金1,555万4,000円の内訳になりますけれども、国からの受入れ額が事業費といたしまして13億6,730万円、1万3,673人分。

事務費といたしまして、613万1,000円が補助金として参っております。

支出の実績といたしまして、事業費が1万3,527人分で13億5,270万円。

事務費といたしまして、517万7,000円の結果で、事業費1,555万4,000円の内訳といたしまして、事業費分が1,460万円、事務費といたしまして、95万4,000円の合計となっております。

事業費といたしまして、1,460万円ですので、1人当たり10万円の給付ですので146人分の差がございますけれども、大きくは高校生の世帯の数が多かったのかなというところで、新生児が大体400人見込んでたんですけれども、340人で。

そこで60人という見込みの差がございます。

事務費につきましては、会計年度任用職員の採用を短期間ですけれども見込んでおりましたが、既にしておりました独り親世帯等の会計年度任用職員の人で足りましたので、その分が差額になっております。

飛松妙子委員

分かりました。

樋口伸一郎委員

予算関係議案の27ページをお願いします。

委員会資料にはなかった保育園費のところでお尋ねなんですけど、さっきの説明を細かく聞き取れなかったのもう一回御説明をお願いします。

林康司こども育成課長

資料27ページですね。

国県支出金が605万円プラスで、一般財源がマイナスの605万円となっております。

この分につきましては、保育園費の中の新型コロナウイルス感染症対策としての保育環境改善等事業に関する予算でございます。

この分の市の持ち出し分605万円に対して、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金を充てるということで、市の持ち出し分がなくなるというようなことでの予算の計上でございます。

樋口伸一郎委員

その環境改善の中身というか、これに関してもう少し詳しく。

コロナの影響を受けた、それで環境が改善された点とか内容を教えてもらっていいですか。

林康司こども育成課長

すいません、ちょっと説明が足りませんでした。

保育環境改善等事業につきましては、保育所等の新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、消毒液等の消耗品の購入や消毒等をするための人員を確保するための掛かり増し経費などに対する経費でございます。

樋口伸一郎委員

消毒とかは、いつでも手に入るものなので分かるんですけど、人的なもので動いた部分というのがありますか。

林康司 こども育成課長

年度でも上げていただいております。

樋口伸一郎 委員

その上げてもらった部分というのは、分かるんですよ。

人件費みたいな部分の内訳とか分からんでしょう？

林康司 こども育成課長

今回計上させていただいておりますのが令和4年度の予算ですので、私が先ほど申し上げたのは、令和3年度の実績で、過去にもそういった事例がございますということでお話しさせていただきましたので、よろしければ決算のときにその分を御説明させていただければと思います。

よろしいでしょうか。

樋口伸一郎 委員

大丈夫です。

その件は決算のときにお願いします。

もう一点なんですけど、僕が理解不足なところもあるかもしれないんで教えてほしいんですけど、国庫支出金が605万円でしょう、一般財源が605万円減額補正で、相殺で補正額ゼロじゃないですか。

これ、一般財源の605万円か分からんですけど、国庫支出金ってどこか歳入の欄にあったりするんですか。

ここ、支出の枠で入ってるので、そこを教えてください。

林康司 こども育成課長

予算関係議案の資料で18ページをお願いいたします。

国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、ここの数字が1,432万2,000円上がっておりますけど、こちらは庁内の事業での合計の数字ですのでこの中に入っております。

藤田昌隆 委員長

ほかには。

中川原豊志 委員

正副勉強会の時にも聞いたんですけども、改めてもう一回確認をさせていただきます。

議案には上がってないんですが、令和4年3月の補正並びに4月の初年度の当初予算で、保育士の処遇改善臨時交付金やったっけ？

3%が1万円やったかが改善されますということで交付金は今年9月までになったと思うんですね。

10月以降については、検討するようなお話ではなかったかなと思うんだけど、10月以降の予算計上がないんで、保育士さんの処遇改善のやつは10月以降もあるのかどうか確認をさせてください。

林康司 こども育成課長

保育士の処遇改善につきましては、国のほうで令和3年度の2月、3月分と令和4年度の4月から9月分というところで予算を計上させていただきました。

10月分からにつきましては、現在各園に国、県、市で負担しております施設型給付費の中で見させていただくということになっております。

その分の金額が、現在見直した分が入ってないところではございますけれども、今後数字を精査する中で12月ないし3月に補正を上げさせていただきたいと思います。

毎年、療養給付費のほうで不用額が上がっているのがちょっととなっておりますので、そこの中できちんと精査をしていきたいと思っております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

ということは、保育士さんの処遇改善は10月以降もあるということですのでよろしいですね。

林康司 こども育成課長

中川原委員の御指摘のとおりでございます。

藤田昌隆委員長

ほかには。

[発言する者なし]

ないですね。

それでは、質疑を終わります。

林課長よりお願いします。

林康司 こども育成課長

事前に御相談お話いただいております、静岡の牧之原市でのバスの痛ましい事件があったことで、今回の件を受けて鳥栖市ではどういった対応をしているか再度確認を行った分を御説明いたします。

御手元に資料を3枚お配りさせていただいております。

1つが、令和4年9月6日に国から各市町へ通知がありました保育所、保育園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について、再周

知となっております。

これに併せて、佐賀県が各施設の施設長等に昨年中間市の事件を受けて送られた令和3年9月13日の文書と、今回鳥栖市から市内でバスを持っている4か園について聞き取り調査を行った結果をお配りさせていただいております。

市内の各園におかれましては、県の二重、三重のチェックをきちんと遵守されて、降ろし忘れがないようにされてあるということでございます。

県におかれましても、幼稚園に毎年監査を行っております、その中でもバスのそういったチェック体制のこともきちんと監査をされております。

また、ここに挙げてある鳥栖ルンビニ幼稚園、弥生が丘マイत्री幼稚園、あさひ幼稚園につきましても、新制度に移行されて、施設給付費の中で鳥栖市のほうでもその観点での監査に行っておりますので、そのときにもこういった事件がありましたのでと確認等をさせていただきます。

鳥栖カトリック幼稚園につきましても、認定こども園の中で市のほうも監査をしているところでございます。

以上、御報告といたします。

藤田昌隆委員長

今回、惨事が起きた後にすぐに県からこの文書が流れてきたんですが、やっぱり文書流しただけでは心が伝わらないということで、実際に調べてもらってその結果がこれです。

あれは、日頃ルーティン化したやつがちょっと崩れて、担当が変わったり、理事長が運転したり、そういうことで起きているのが多いんで、こども育成課のほうでもしっかりと、たまには抜き打ちで見るぐらいの強い気持ちでぜひお願いします。

本当に悲惨な状態で亡くなられてますので、その辺はぜひよろしくをお願いします。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後2時7分休憩



午後2時21分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



教育総務課、生涯学習課

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

藤田昌隆委員長

次に、教育総務課、生涯学習課関係議案の審査を行います。

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤正己教育総務課長

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）、教育部関係議案の説明を申し上げます。

委員会資料2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款10教育費、項3中学校費、目1学校施設管理費、節12委託料、節14工事請負費は、鳥栖西中学校緑地帯樹木伐採等及び防護柵設置工事に係る費用を計上いたしております。

鳥栖西中学校西側緑地帯の樹木につきましては、剪定等を行っていなかったことから、枝が電線にかかっており支障があること、また落ち葉等が道路、歩道、水路に落ちている状況になっておりますので、今回伐採、剪定等を行うための費用計上を行ったものでございます。

それから、防護柵設置工事につきましては、落ち葉等が道路、歩道及び水路に落下しておりますので、その落下防止を目的としてのり面にあります擁壁の天端に防護柵を設置するものであります。

資料3ページをお願いいたします。

今回、鳥栖西中学校の伐採、剪定箇所及び防護柵設置予定箇所の資料でございます。

伐採箇所につきましては、鳥栖西中学校正門西側から西側のり面一帯を行うものであります。

防護柵設置予定箇所につきましては、予定箇所の水路が開いてる部分に落ち葉等の落下と道路への落下を防止するために設置するものでございます。

以上で説明を終わります。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

項4社会教育費、目1社会教育総務費、節12委託料につきましては、令和4年4月1日施行の民法改正により成人の年齢が18歳に引き下げられたことに伴いまして、成人の定義が変わったため、例年成人式前後に鳥栖市成人式として開催をしてきました祝賀行事の名称を令和5年開催から二十歳の式典に変更することに伴うものでございます。

続きまして、目2文化財保護費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市内で伝承されている民俗芸能保存団体に対しまして、新型コロナウイルス感染症防止に要する経費を助成するものであります。

資料の4ページをお願いいたします。

こちらは新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して実施をするものでございます。

具体的には市内に7団体あります市内の民俗芸能保存団体のうち、3年に1度開催される神辺の獅子舞が今年度開催年ではないため、こちらの神辺の獅子舞を除く6団体につきまして、上限15万円までの範囲で補助を行うものです。

補助の対象経費といたしましては、マスク、フェイスシールド、PCR検査キット、それからアルコール消毒液、非接触体温計などの購入費用を助成するものでございます。

以上で、教育部関係の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

2ページの中学校費、委託料と工事請負費について伺います。

この工事は9月補正という形で出てきてますけど、なぜ9月補正で――当初予算で出てきていないのかということと、これそのものの工事が計画的に、例えば実施計画とかそういう中で出てきて――出てこなかったから、今、補正で上がってるんでしょうけど。

そのところなぜなのかということについてお伺いをします。

佐藤正己教育総務課長

当初予算計上時は、伐採、剪定の対象としておりませんでした。地元等からそういった要望等が上がりましたことでこちらのほうが確認したところ、やはり電線に支障があること、それから、落ち葉等が通学路であります歩道とか水路のほうに落ちておりましたので、6月補正には時期的に間に合っておりませんので、今回の補正をお願いしたところでございます。

ですので、計画的な工事とかっていう部分では――今回そういった要望が上がったことに

よる対応でございます。

成富牧男委員

ここは前に文教のときに見に行ったことがあります。

それから、私はよくあの道を通るんですけど、大体そんな突然言われて出てくるような話じゃなくて、例年もしくはもう何年か前からそんな感じになってたと思うんですけど。

今度初めてそういう要望とか上がってきたんですか。

佐藤正己教育総務課長

私自身4月からですので、過去の経緯を存じておりませんが、水路等に落ち葉が落ちているということ等を確認しました。

それから、取水期が5月から始まりますので、今行っておかないと来年の取水期に間に合わないということもありますので、今回計上させていただいた次第であります。

成富牧男委員

計上されていることをけしからんって言ってるわけじゃない、さすが課長が変わって——そういう話だったら、もう何年も前から言われとった分が今回やっとなったみたいな感じでしょうから、要はこれに限らず計画的にやっていくということに心がけていただきたいなと思います。

以上です。

飛松妙子委員

その伐採につきましては、前回小学校を現地視察させてもらったときに、どこの学校も伐採に関しての予算が足りないというお話もお聞きしてましたので、今回こうやって予算を取って伐採できたことは、地元からの要望を鳥栖市が聞き入れてくれたんだなということをすごく思いました。

そういった意味では、教育委員会のほうもなかなか予算が取れずに困ってるんだろうなと思いますので、何とか子供たちの安心安全、また地域の安心安全のためにも、必要なものは予算を取っていかなくちゃいけないんだなっていうのをすごく思っております。

その上で、伐採する時期は先ほど来年の5月前かなんかとおっしゃってたんですけど、今後入札とかされていくと思うんですけど、そのスケジュールと、何を伐採をされる予定なのかを教えてくださいませんか。

佐藤正己教育総務課長

スケジュール的にいいますと、予算の議決をいただきますとすぐに実施設計を行いまして、入札を行い年内に伐採が終わる——設置工事まで含めて年度内に終わればと考えたところでございます。

種類につきましては、正門前にあります桜の枝の剪定とのり面の一番上のほうにありますクスノキの剪定、それからのり面の部分にあります雑木等の伐採になります。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、社会教育費で二十歳の式典看板製作委託料ということで、二十歳の式典ということに名前が変わるということですので、今後ずっと20歳で成人式を行うということで、もともと鳥栖市はそういう考え方ですってことだったんですが、これをずっと継続していくということでよろしいでしょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

成人式の在り方につきましては、昨年度、教育委員会の7月定例会において提案をいたしまして、令和5年度以降につきましては、対象年齢は20歳で行うということ。

実施時期につきましては、成人の日を含む3連休の中日で行うということ。

それから、場所については市民文化会館で行うということについて、御審議をいただきまして決定をしているところでございますので、教育委員会といたしましては、今後は20歳で行うということで考えているところでございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

4ページの民俗芸能感染防止対策臨時支援事業補助金ですが、今回は7団体のうち6団体が対象ということですが、今後、神辺獅子舞が――次は来年か再来年だと思うんですが、このときまだ感染がはやってる場合はこの感染防止に対する経費というものを神辺獅子舞にも交付されるのかどうかお聞きしたいと思います。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

この民俗芸能感染対策臨時補助金につきましては、先ほども説明の中で申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行うことといたしておりますので、現在のところ今年度限りの補助ということで考えているところでございます。

飛松妙子委員

今年度限りということではございますが、来年度以降も感染対策がもしあるのであれば、鳥栖市の予算を計上していただいて、この民族団体の皆様が継続できるようにぜひ支援をしていただければと思います。

ありがとうございます。

樋口伸一郎委員

3ページの参考資料から、成富委員と似たようなニュアンスの質問になるかと思えますけ

どお答えをお願いします。

この図のような、年度途中で対処をしたりするような改善については何か基準があるのかというところなんですけど、どのような基準で補正でも行うべきという判断をされているのかを教えてくださいたいんですけど。

佐藤正己教育総務課長

私も4月に来ましてこの現状を確認させていただいて、やっぱりしなきゃいけないなと思ったところで今回この部分をさせていただいております。

やはり市内の学校を回ってみますと、同じように学校の境界付近、道の境界付近で支障になっている樹木等がかなりあるというのも分かりましたので、来年度以降になるかと思いますけれどもある程度そういった部分については、計画的に実施をできればと考えて予算要求して、できれば予算化して行って対応していきたいというふうに考えているところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

まさに今御答弁いただいたように、これをきっかけにじゃないですけど、そうした学校等の現状を見られたということであれば、おっしゃったように年次的に打てる計画でも打っていただければありがたいなと。

この事業自体は、緊急を要すると言うたら大げさですけど、状況が状況だったのでということでも理解をいたしますのでぜひよろしくをお願いします。

併せて範囲についての質問なんですけど、今、この図式で赤線で引かれている範囲はよく分かるんですけど、このほかの範囲ですね。

私、たまたま西中卒業なんですけど、グラウンドのほうにもガサッてでかい木があったんで、運動会のときに駐車場にも使われてるみたいなので、この範囲については、中学校の状況を見た上で差し当たりって言ったらいかんですけど、ここは補正で早く対応しとかないといかんけんこの範囲と持ってこられたのか、それとも、要望にあったこの伐採をしてほしいというお声があった場所がここだったからここにしているのかというところを教えてください。

佐藤正己教育総務課長

きっかけはこの場所の要望があったというところではありますけれども、今、樋口委員が言われましたように、南側であったりとか北側にも結構著しく茂っている木がありますので、当然、西中学校についても今後何年かにわたってするような形になっていくかと思えます。

あと、麓小学校であるとか、色々ありますのでそこら辺をうまくどういった形で集中的に

やるのか、隔年でやるのかとか、教育総務課の中で検討しながら対応していきたいと思っております。

樋口伸一郎委員

今、御答弁あったように、載ってないですけど、ちょうどY字路になってる道路のところとかも季節によっては落ち葉とかがかなり道路を埋めるような状態になりますので、最初のお答えにあったように計画等を検討されるというところであれば、ぜひそこも踏まえて御検討いただければと思います。

続けて4ページをお願いします。

神辺の獅子舞の団体さんの御説明があったんですけど、そのほかの6団体を教えていただけますか。

口頭でいいので。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

まず、村田の浮立ですね、それから、藤木町の獅子舞、四阿屋神社の御田舞、それから、宿の鉦浮立。それから、曾根崎の獅子舞、牛原の獅子舞の6団体です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今まで、全団体に何らかのお金っていうか、補助金が行ってたかどうか、ちょっと今、細かいあれがないんですけど、それとは別に補正でこのコロナウイルス感染症に関して、出るということでもよろしいですね。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

おっしゃるとおりでございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、目的に出演者等の感染防止対策に要する経費を助成するってありますが、この出演者等ってどのような方々が含まれるのかをもう少し細かく御説明いただけないでしょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

実際に演技を行われる方々、それから練習の時に指導される方々などもいらっしゃいますので、そういった出演者、町区、実行委員会の三役、それから着付け、付添いなどの関係者を対象として補助を行うものでございます。

樋口伸一郎委員

分かりましたけど、1つだけ具体的にお聞きしますので、お答えいただければと思います。

その中には、そうした伝統行事を継承されていくために、高齢の方々が毎年同じ顔ぶれで

事前準備であったり出演者に対しての取次ぎであったり指導者に関してのパイプ役みたいなことをされている——継承者っていうとちょっと大げさかもしれないですけど、そうした方々はその出演者等の等の部分には入るでしょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

先ほど申し上げたとおり、町区などの関係者も含めておりますので、実態を見ながら、そこら辺は対象とすべきかどうかというのを判断していきたいと思います。

樋口伸一郎委員

そうした団体さんに対しては、こちらからこういうのがありますよとお知らせをしてやり取りを行っていくのか、今後の流れを教えてくださいませんか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

予算が通りましたら町区の団体さんと協議をいたしまして、補助内容について詰めていきたいというふうに考えています。

成富牧男委員

神辺の獅子舞は今回ないので該当しない、それはもったもだと思います。

ただ、目的が新型コロナウイルス感染対策ということで、これが来年も続いていたら理屈の上では補助すべきだと私は思うんですね。

そのところどうですかね。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

先ほどもちょっと答弁いたしましたが、今回、国の臨時特別交付金を活用して臨時的に今年度に限って行うということにしております。

来年度以降の考え方としては、委員がおっしゃるとおりコロナが続いていけばそういったことも考えられますが、現在のところは来年度以降について継続することは考えていないところでございます。

成富牧男委員

多分また臨時交付金が継続とかならんのは……、一番いいのは早くコロナウイルスの感染拡大が止まればそれが一番だと思っておりますので、そういうふうになったときには、やはり、目的からすると必要じゃないかと。

それから、単費にしたとしても上限 15 万円でしょう、そこんところ。

最後にこれ要望です。

さっき私が質問した件ですけどね。

さっきの御説明で大体分かりましたので、蛇足みたいになりますけど。

管理する側は、もうこの際切ってしまうかと伐採に重きを置いてしまう。

委員会学校教育課窓口にお見えになり要望書を提出されております。

この要望書につきましては、担当である市民協働推進課を通していないことから、翌日の7月26日に要望の内容及びその詳細を把握するために、本庁2階第1会議室において本人と支援者に対して市民協働推進課、学校教育課、環境対策課で聞き取り等を行った次第です。

この中で、要望書にもあります、本人が感じていた小中学校時代の環境について、学ぶ機会、自ら調べ、考える機会がなかったことにつきまして、鳥栖市全体のことであるかを確認し本人の経験のみでの判断であったことが分かっております。

そのため、小中学校での発達段階に応じた環境に対する学習の流れについて、学校教育課課長である私のほうから説明をし、環境問題に特化したような単元を新たに設けることはカリキュラム上困難であることをお伝えした上で、関連する学習を行う際には環境問題等につながることを意識できるように教師による発問や声かけを行うこと。

また、自ら考え、自ら調べ、学べるような時間を可能な限り設定すること。

既に、総合的な学習の時間において環境問題に取り組んでいる場合は、その充実にあたることを各学校に対して伝えることを約束し、現在、メールにて学校の取組状況の確認を行い、対応につきましては、9月に行われます校長研修会でお願いすることとしております。

なお、要望書を提出した御本人からは、対応内容及びこの26日の口頭による回答について、了承をいただいております。

以上、説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

何か御意見がある方は、挙手をお願いいたします。

樋口伸一郎委員

2点お伺いをさせていただきたいんですけど。

今回の陳情第18号自体が、議会運営委員会で取扱いについての協議がされました。

議会の状況としては、最初は議員配付で提案をしたところ、委員会の中で状況を執行部のほうから確認をさせていただいた上で、理解を深めようということで合意が一応見まして、今、この陳情18号が協議に上がってるんですけど、それを前提に、なぜ委員会で協議をするのかっていうことになって。

まず1点目、了承をされたっていうことで御説明があったんですが、その了承についてもこの提案者の御本人さんが例えばいろいろ細かい説明を受けた上で、もう駄目だったっていう了承、これで納得してくれっていうような納得もありますし、ああそうなんですねっていう納得もありますから、納得の質といいますか、そこら辺がどのようになっているかを確認させていただければということで委員会協議のほうに変更になったんですよ。

ですから、まずその了承についての部分を雰囲気とかでもいいので、どのような状況であったか教えていただきたいと思います。

古賀泰伸学校教育課長

了承の度合いを計り知ることはなかなか難しいところではありますが、帰る際には笑顔で、納得の状況で帰られたことを考えると、内容については納得をしているというふうにこちらは捉えております。

樋口伸一郎委員

2点目が今後の対応ですね。

細かく御説明いただいた、今現在行ってる授業を強化するじゃないですけど、状況を調べながら今ある環境の中で、拡充していける分はしていくってというような御説明だったかと思うんですけど。

この提案者の方に、そうしたことを行ったっていう事後報告的なものはお返しをするのか、それとももう納得をされているという状況であれば、学校と教育委員会の対応で済ませるのかっていうところを教えてくださいませんか。

古賀泰伸学校教育課長

事後報告については、求められておりませんでした。

回答の全ては、26日に行った聞き取り等において、これでよしというふうな了承を得ておりますので、今後問合せ等があった場合には答えていきたいというふうには思っております。

以上です。

樋口伸一郎委員

今おっしゃったことに異論はありませんが、もし問合せがあるような機会があれば丁寧な説明をしていただければと願います。

中川原豊志委員

先般も聞いたんですが、第三者も御一緒にいらっしゃったということで、その第三者というのはどういう関係の方なのか、またその方の御理解も得たのか確認をさせてください。

古賀泰伸学校教育課長

この第三者の方は、主に環境問題等に関わる活動されている方で、フライデーズ・フォー・フューチャー滋賀という、滋賀に拠点を置いて環境問題等について活動してある団体の方で、この申出された方ともつながりのある方というふうに聞いております。

この方はいつも、それでいいですね、それでいいでしょうかと、本人の意向をずっと確認をされてました。

大丈夫？っていうふうなところを問いながら、本人の意向を大切にしながら進めてありま

したので、第三者の方も了承しているというふうにこちらは判断しております。

永江ゆき委員

話をお聞きして思ってたんですけど。

本人が了承したっておっしゃいましたけど、本人はまだ高校生で、本当のところ、本音を聞いてみたんですよ。

そうしたら、そう言うしかなかったみたいな感じだったんですよ。

だから、理解するのはもちろん難しいかもしれないけど、今、現時点でそういうふうに思ったから要望をした、だけど、今、現時点でカリキュラムがこれだけしなきゃいけないからここまでしかできないって言われて、納得するしかないんですけど、本質的なところを見ますと、やっぱり自分たちの未来に対してこれだけ環境が悪くなってる。

本当のところを知ったときに、すごく焦って、こういう、高校生ながらに要望書というところまで行動を起こしたと思うんですけど。

現場にいても学ぶんですけど、自分事として捉えてない子が多いいっていうことをすごく話をしてました。

納得せざるを得ないような結果なんですけど、これじゃあ自分たちの未来はないなっていう差し迫った危機感は全然拭い切れてないんですよ。

滋賀県の子も長崎まで行ったりもするんですよ。

だから、自分たちの未来を自分たちで何とかしようという思いがすごく強くて、大人がどういう行動、どういうことを選んでいくのか、決めていくのかで皆が変わるからここまでやってきたと思うんですよ。

だから、やっぱり現時点では納得せざるを得ない状況が本当だと思うので、さっきちょっとおっしゃって説明が分からなかったんですけど、自ら調べて考える機会を——その辺もう一回言ってもらっていいですか。

古賀泰伸学校教育課長

学校にお伝えする内容としましては、環境に関連する学習をする際っていうところになってきますけれども、自ら考え、自ら調べ、学べるような時間を関連する学習の中で可能な限り設定するっていうところを、各学校にお願いをするというところで伝えております。

永江ゆき委員

可能な限りっていったら、具体的にどういうことをされようとしてますか。

古賀泰伸学校教育課長

やはり関連する学習でありますので、発達段階にもよるんですけども。

まず、学習が環境につながっていることの意識づけが大切だと思っております。

それから、各單元については、ある程度の時間が設定されております。

進捗状況の中で、考える時間を十分に取れるかどうか、こういったところはやはり授業の進捗によって変わってくる。

そのために可能な限りとしかこちら側が表現できないというふうなところになってきます。

このために、あえて時間をつくるっていうのは、ほかの内容や学習内容を縮めることにもなってきます。

そうなってきますと、何を狙いとして授業を進めていくのかだんだん見えづらくなってきますので、そこは現場の先生方をお願いをして可能な限りっていうふうなところになってくるかと思えます。

以上です。

永江ゆき委員

フライデーズ・フォー・フューチャーっていうのは、未来のための金曜日っていう意味で、自分たちの未来に向けていろんな勉強をしても、未来がなければ意味がないっていうのがもともと本質のところなんですよね。

だから、カリキュラムももちろん大事なんですけど、自分たちの未来っていうのが本当に不安定で、子供も産みたくないという子供たちがたくさんいるんですよ、世界には。日本にももちろんいますし。

だから、勉強も大事だけど、ここを優先してやってほしいなっていうその若者の気持ち的に——それ以上のことはもうやっぱりできないっていう感じですか。

古賀泰伸学校教育課長

まず、小中学校は文部科学省が示しております学習指導要領に沿って学習を進めていく必要があります。

そうなったときに、それを除いて環境問題に特化して学習を進めるということは非常に難しい。申請なり何なりをしないことには。

例えば、鳥栖市の教科「日本語」のように申請をして、時間を設定してっていう手順をとる必要がございます。

そうなってきますと、今現在の状況の中で、他の学習を削って環境問題に特化した学習を進めるっていうところについては非常に難しいところがある。

もう一つ、それができるのは、総合的な学習の時間。

ここはある程度の裁量がありますけれども、こちらもう既に学習カリキュラムを設定した後ということになりますので、改めてそれを入れていくとなりますと、本来、総合的な学習の時間で学習すべき内容っていうのがまた削られていくこととなりますので、結論からい

いますと、非常に難しいとしか申し上げることはできません。

以上です。

永江ゆき委員

先ほどは子供たちに対しての意識づけの話をされましたけど、やっぱり先生方の意識がそっちに向かないことにはひもづけができないと思うんですよね。

それに対してはどうされますか。

古賀泰伸学校教育課長

そのために校長研修会の中でお願いをするというところが結論になってくるかなというふうに考えています。

田村弘子委員

私、現在小学校4年生の母親なんですけれども、今度、鳥栖市内のバス研修のときに、4年生はみやき町のリサイクルプラザなどに行ってリサイクルの仕方とかいうところを体験的に学んでくるんですよね。

で、その前後に環境に対してのリサイクルの仕方、環境に配慮した調べ学習だったりとか、前後を通してしているような感覚があるので、タブレットが1人1台になったところで、興味関心をより一層深めて、その中から個人的に環境に特化したところで調べ学習だったり自分の気づきだったりというところを体験的に学ぶような環境は、私がいたときよりも、物すごく配慮した指導はされているような感覚を子供を通して私は感じております。

ですので、その後、御家庭だったりその子の気づきの部分でより一層っていうところは、また配慮するところがあるかと思うんですけれども、学校の限られた時間の中でそういう学びの体験だったり、調べ学習だったりというところでは、声かけだったり十分にされているような感じはしております。

藤田昌隆委員長

これは、自由討議の中にも出してもらっていいし、これが全てじゃないし、いろんな意見もあると思うんですよね。

中には、環境問題は自分で調べてとか自分でしてくださいと言う人もおるしね。

それよりも数学とか勉強にっていう人もいるだろうし。

その辺は自由討議の中で関わらせてください。

樋口伸一郎委員

ちょっと蛇足になりますけど、そもそもこの陳情第18号ですね、議会に上がってきているほかの陳情がありますよね。

その陳情に関しては、一定の方向性のめどが立っていないがゆえに執行部から状況を聞い

て今後の委員会としての方向性であったり要望であったりを提出する形ですね。

この陳情18号については、議長に答申がなされたときには、執行部のほうからある程度説明がなされている状況です。

それは納得——納得の度合いはちょっと置いて、しっかりした説明を行った上で納得をされましたという形で、一定のめどが立った状態で議長に報告がなされているんですね。

ですから、議長は議運の中でその取扱いについては、議会はまだ一定のめどが立っていない陳情については協議しますけど、執行部からこれはもうやり取りが一旦終わったものですよという報告を受けてから再協議をして、またそれに陳情したり要望したりっていうことは、本来の陳情の取扱いとしてはないがゆえに、議員配付で提案をされたわけです。

ですけど、いろんな意見があって、1回テーブルの上に乗せて状況を確認するための委員会協議であれば取扱いができるという多数の意見でこうした取扱いになってます。

なので、落としどころがもう決まってるような陳情です。

委員会としては、この陳情者に対するやり取りは説明の上に解決をしていると、どのような流れで、どのような形で説明があって納得をされたのかっていう確認をするような陳情なので、最終的にはその状況確認をしっかり行ったというふうになるので、新しいことを、この要望はめどが1回ついているので。

藤田昌隆委員長

執行部のほうで、きちんと対応済みと。

先ほど何か言われてましたけど、そういうのも含めてもう対応済みと。

その中で、今いろんな意見があるんで、そういう思いがあるなら自由討議の中で話してもいいなという提案です。

形的には、もう要望者の人たちは執行部と話してるんで、一応解決のめどがもうついていると、解決してるって言ってもいいんですが、それに近い形に終わってるんで、あとはこれに関して皆さん方のいろんな意見があったんで、それは、自由討議の中で手を挙げて、ぜひ話したいという形にしたいと。

ともかくこの問題については、ある程度要望者も理解してると、納得してあるという形でしたいと思いますので、よろしくお願いします。

よろしいですか。

飛松妙子委員

現在、鳥栖市の環境対策課が行っている、小学5年の出前授業ってあるんですが、これ、いつぐらいから始まって、具体的にどういう内容か教えていただいてもいいですか。

古賀泰伸学校教育課長

環境対策課ではないので、いつ頃から始まっているっていうところについては、把握はしておりませんが、出前講座の形につきましては、鳥栖市内の小学4、5年生というところで、要請があれば出向いて45分間の出前講座を行っているというところでございます。

鳥栖市の取組等について、説明をしたりというところで理解しております。

4、5年生というのも、やはり学習の中で、ごみ処理とかあいつたところになりますと4年生の学習というところがありましたので、4年生で総合的な学習の時間とかで、5年生で呼んだり、これを、学年を広げることにつきましては、学校の要望等に応じていきたいというところで伺っております。

飛松妙子委員

出前授業は、各学校がそれを決めていく、教育委員会が決めてやりなさいって言うわけではなくて、各学校が4年生で45分間の授業を設けて、これをするっていうことを決めてらっしゃるってことですか。

古賀泰伸学校教育課長

環境対策課のほうから各学校に下ろしてある授業でございます。

そのために、教育委員会がしなさいというふうなことはございません。

各学校の判断のもと、それぞれ環境対策課のほうに申請をして行っている授業でございます。

飛松妙子委員

それでは、それ以外に各学校で行っている環境について何かございますか。

古賀泰伸学校教育課長

挙げれば切りがないんですけども、各教科の中において、まず発達段階に応じてやっていく必要がございます。

そのため、生活科のまち探検の中では、栽培活動等を通して、環境に親しむ段階というふうに捉えております。

それから、先ほども言いました4年生のごみの学習、こういったところはごみ問題というところから、地球環境というふうなところを念頭に置きながら、ごみを減らす学習というのをしております。

また、総合的な学習で設定している学校につきましてもやはり、環境問題っていうふうなところについては、取り扱いながら進めていくこととなります。

今現在よく言われます、SDGs こういったところは中学校において、それをテーマにする学習等も取り入れてありまして、家庭科であったりとか、あいつたところへ扱いながら環境というところに目を向けるっていうふうに取り扱っている次第です。

以上です。

飛松妙子委員

私が小学生、中学生のときよりも、環境問題にはかなり学校の中で取り入れていただいているんだなっていうのがよく分かりました。

あとは、この子がなぜこう思ったのかっていうところが、もっと詳しく書かれてらっしゃるとそこがまた分かるんですが、あまりにもこの要望書はアバウト過ぎるかなと感じますので、今、教育委員会から聞いた限りでは、その学年によって取り組んでいらっしゃるっていうことですので、そこをもっと深掘りして、杉山さんのお話の内容がこちらのほうにも伝わったらいいなとは思いました。



報告（学校教育課）

鳥栖市立中学校新標準服について

藤田昌隆委員長

それでは、議案外報告になりますが、執行部から報告をお受けいたします。

古賀泰伸学校教育課長

それでは議案外報告、鳥栖市立中学校新標準服につきまして、御説明させていただきます。制服を新しくすることにつきましては、近年叫ばれております性の多様性への対応がございました。

現に、複数の中学校におきまして、該当する生徒が存在すること。

それから、近隣の市町によって検討に入っていることを受けまして、鳥栖市立中学校が協議し令和3年度に鳥栖市立中学校制服検討委員会を立ち上げ制服の検討を始めております。

検討に際しましては、市内の小売店の不利益にならない進め方をすること。

小売店の取引メーカーが提案したデザインの中から選定すること。

現在の制服と同程度の価格帯であること。

丸洗いができるなどのメンテナンスに負担がかからないもの。

全市的にリユースが推進できるものなど、市内小売店や保護者負担などに配慮して進めてまいりました。

制服のデザインにつきましては、新1年生、現在の6年生児童と、その保護者を対象とし

まして、鳥栖西中学校体育館にて各デザインの展示及び参加者を対象としましたアンケートを実施しております。

また、デザインの選定に際しましては、市内の全6年生とその保護者、職員に対しましてアンケートを行い選定した次第です。

その際に決定した制服のデザインが、資料として配付しておりますデザインとなっております。

現在デザインが決定しましたことから、各メーカーにおいてそのデザインに基づき制服を作成していただき、来る9月27日に仕様書どおりの制服になっているか、最終確認を行うこととしております。

この新しい制服につきましては、価格帯を、上着とスラックスまたはスカート、シャツやネクタイ等のセットで4万円程度としており、メーカーによって価格が違ってくること。

4万円を下回ってくることを想定しております。

また、移行期間としまして、令和5年度から9年度までの5年間で予定しております。

そのため、まずは新1年生を中心に購入していただくこととし、新2、3年生につきましては、任意としております。

また、保護者の負担軽減などを考慮し、新1年生につきましても、従来の制服を5年間は認めることとなっております。

なお、今後のスケジュールとしましては、10月末から11月をめどに保護者を含めました市民の皆様へ新しい制服の公開を行う予定としております。

以上御報告といたします。

田村弘子委員

制服が変更になるに伴って、靴や靴下の色はどのようになっていきますでしょうか。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

御質問ありがとうございます。

今現在、校則の見直しをこの新しい制服の導入に伴って再度やっていくこととなりますので、詳細はちょっとここから進めていくこととなります。

田村弘子委員

保護者の希望としては、黒っぽい色のほうが汚れが目立たなくていいです。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

そちらについては、検討委員会の中でも意見が出ておりましたので御意見として上げていくことになると思います。

ありがとうございます。

樋口伸一郎委員

すいません1点だけ。

男の子がスカートをはいてもよかいですか。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

もうこれは課長の説明にもございましたように、性の多様性を認めるものになりますので、その選択があればもちろんはいてもらって大丈夫です。

田村弘子委員

スカートの際の靴下は、ハイソックスですか。

それとも、長さも今後決まっていくんですか。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

そちらについても、今後決まっていくことになります。

飛松妙子委員

学校別のカラータブが識別できるように、襟章だけ変わるということですよ。

もう一つ、女性のスカートの長さは学校によって違うのか、検討委員会で一律にされるのか、その辺りはどうでしょう。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

まず、市内全体でリユースができるものということで進めてまいりましたので、ぱっと見はもう区別が付きません。

ただ、検討委員会あるいは保護者代表の方の中からの御意見としては、やっぱり学校のスクールカラーっていうのを大事にしたいというような御意見もございました。

そこで、上着のこの2本の部分にカラータブっていうのを付けて、こちらにありますとおり、左から、田代中学校、基里中学校、鳥栖中学校ですね、あと、鳥栖西中学校が緑色になりますけれども、ここで違いを出すということになります。

そして2つ目の質問、スカートの丈については、このデザインの美しさといいますか、ある一定の長さはあるかと思えますけれども、丈をどうするかっていうこともこれから詳細を決めていくことになると思います。

基本の長さを基本にすることになるのかなというふうに思います。

以上です。

飛松妙子委員

あと、夏服とかはどのようになりますでしょうか。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

夏服につきましては、ここに写真は載っておりませんが、この下の素材の、ズボン

やスカート、あとキュロットもあるんですけども、これは生地がもう少し薄いもので対応になります。

上のほうは、ポロシャツタイプのシャツということで夏服は決定をしております。

ここの写真にシャツがございまして、これにかなり似た感じで、襟元の内側のところと同じ柄の布が当てられていて汚れが目立たないようになっているということと、袖口のところはこのデザインの布が使われているということになります。

飛松妙子委員

ポロシャツは白ですね。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

このGタイプが、冬の制服とそれから夏の制服とセットで一番投票が多かったものということで白が選ばれております。

ただ、紺色のポロシャツは人気があるということで、やはり女子は、特に透けてしまうっというところが気になるころでもあるんですよ。

通気性を取るか、透けないのを取るかかってなったときに、メーカーさんもこの厚さ加減をどうするか、紺色も導入してよくないかというところで検討委員会のほうでは考えております。

だから、どちらも選択できる方向で今、進めているところです。

飛松妙子委員

最後に、先ほど4万円程度ですってことだったんですが、夏服と合わせて4万円程度なのか、夏服が別だったら幾ら程度なのか分かりますか。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

夏服については、1万5,000円程度というところで価格設定をしているところです。

藤田昌隆委員長

よろしいですね。

中川原豊志副委員長

2点ほど。

まず、かばんは今までどおりのかばんを使うんですかね。

制服が変わったんで、かばんもこっちにしたほうがかっこいいよとかそういう話は出とらんのですかというのが1つ。

あと、スカートの長さも話があったんだけど、このシャツの形を見ると、インなのかアウトなのかその辺を含めた校則的なところでいろんな縛りをするようになるのかならないのか。その辺をちょっとお聞かせ願いたい。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

かばんにつきましては、変更の方向で考えている動きもございます。

これは、制服に合わせてというのと、あとは、タブレットの持ち帰りを考えたときに、ちょっと変えようかなってというようなことも検討されているところです。

これは、市内統一ということではございません。

今のところ、はっきり変えるってというような、どこが変えるどこが変えないというところまでは話はできておりませんが、また何か動きがありましたら確認をしたいと思えます。

冬のタイプのシャツについては、基本的には、そのモデルの着方としてはインですね。

ただ、夏服については、外に出している着せ方になっています。

出すか出さないかっていうのは、校則の問題もありますけど、そもそもこのデザインの美しさというのがあるかと思えますので、その辺りのことを校則の問題と併せてこれから細部を検討していくことになります。

御意見ありがとうございます。

飛松妙子委員

ズボンもスカートも買うことが可能で、その場合は金額が幾らぐらいになる予定でしょうか。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

ズボンとスカートを両方買うことは可能でございます。

現に、展示会に来られた保護者さん、子供さんの中では、特に冬場はズボンを選んで、夏場はスカートをはきたいというような子供さんが結構いらっしゃったので、そういう買い方が出てくるのではないかと思います。

もちろん、ベーシックの組合せに加えて、プラスアルファ買うとなるとその分のお値段がかさんでくると思いますけれども、詳細な値段については今まだ分かっておりませんので、ここで申し上げることはできません。

飛松妙子委員

1点要望とするとすれば、最初からズボンもスカートも買いたいていうので注文される方に関してはちょっと割安にさせていただけると。

途中から買う場合は通常の値段でもいいかなと思うんですけど、その辺を少し考慮していただければ、寒い冬にスカートよりもズボンがいいかなと私も思いますので、よろしく願いします。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

御要望は承っておきます。

樋口伸一郎委員

予算編成について聞きたいんですけど、市の持ち出しとかそういうお金の動きですね。

ぱっと考えたら、この洋服業者さんが作ったのを買えば、お金が動かないようですけど、検討協議会とかもろもろあろうし、市の持ち出しとか、予算が何か絡むことはあるんですかね。

こういう新標準服のモデルにしていくことについて、今後市から何らかの予算が必要になってくるものとかが想定されるのであれば今の段階で教えてほしいです。

古賀泰伸学校教育課長

これは、あくまでも業者さんと保護者さんとのやり取りの中のことでこの件に対して新たに予算を使うということは今現在ありません。

成富牧男委員

さっきからずっとお話を聞きますと、タブレットの中に出てるのは、鳥栖市新標準服モデルって書いてあるんですね。

ところがここでの会話は制服と。

制服と標準服の違い、これは1つお尋ねしたい。

2つ目は、さっき言われた検討委員会の中に、子供の代表みたいな形で入れてあったのか入れてないのか。

アンケートとか展示したやつを見に来られたとか意見を聞かれたのは分かります。

2点についてお尋ねをします。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

御質問ありがとうございます。

まず標準服と制服について、今回この検討委員会の中では、新標準服という言葉を使っております。

私も検討委員会の中で確認をしましたが、標準服という言い方は、いわゆる選択制の制服と同義語のような使い方をしております。

一般的に標準服っていうときには、私服も含めて使っているような使い方もあるかと思いますが、鳥栖市の検討委員会での使い方としては、選択制の制服と同義語のような使い方をしてるところです。

それから、2点目の子供の代表ということについての御質問については、検討委員会の中に保護者代表は入っていらっしゃいますが、子供たちの代表ということでは入っておりません。

ただ、先ほど説明の中で、現在の小学6年生がデザインを決定するのにアンケートを取って投票をしたという説明がございましたが、事前に今の制服に関してのアンケートを現在の中学2年生に取っております。

その中で、今の制服の中で改善してほしいこととか、新しい制服になるとすればどういふことを要望するのかというようなものを取っており、子供たちの意識とか要望については、そこである程度反映をしているものと考えております。

成富牧男委員

少し発想を変えていただいて、当事者は保護者でもない先生でもない、児童生徒だと思えます。

それこそ校則の問題も、今、いろんなところでクローズアップされてますけど、やっぱり当事者をその検討委員会の中に入れるということも、今後ぜひ頭に入れて、すぐそうしますじゃなくてもいいですから、そういう考え方もあると思いますが、いかがでしょうか。

小柳秀和教育部長

御要望として承っておきます。

藤田昌隆委員長

この話を聞いたときに一番最初に思ったのが、まず価格。

前のときには4万2,000円って書いてあったけど、これには入ってないのが意図的かなと思ったんやけど。

今、給食費を無料にとか医療費を無料にとかいろんな要望が上がってきている中で、冬服で最初は4万2,000円、夏服で1万5,000円。

ということは、両方買ったら5万7000円近く要るわけです。

デザインはお母さんたちとかに聞いて、こういうふうになりましたって、それは分かりません。

しかし、何も無料これも無料という中で、父兄の方に5万7,000円徴収しますって。

1年生は、ほぼ強制でしょう。

2年生、3年生は、一応自分たちの判断でということなんですが、金額をきちんと言った上でこういう理由でこの価格になりますとか、先ほど何者かで価格が違いますと言われたけど私だったら——これだけの人数の制服が一挙に出回るわけですよ。

メーカーとしては、大量注文だから値段の交渉は十分あると思うんですよ。

それこそ、少々変わってもそんなに大きく差はないはずだし焦点は価格じゃないかなと。

一番先に価格が出て、次にデザインかなと思うんで、何者か見積りを取ってこれだけの発注があります、これぐらいの金額を予定してますという、それこそ入札をすれば安くなる、

親御さんの負担が少なくなるんじゃないかなと。

やっぱり私が思うにね、デザインとかよりも一番先に親御さんの負担。負担金額が一番先に出て、それを了解した上でこういうデザインにしましょうとか、私はそれが道順かなと思うんですが、いかがでしょうか。

古賀泰伸学校教育課長

保護者の負担につきましては、先ほどのことも考慮して、今現在の価格から外れないこと。つまり、今現在の制服の金額から、その程度で収めてくれというところですので、そこからさらに下げるといふ御意見かなと。

藤田昌隆委員長

違う、今の価格をベースにじゃない。

こういうデザインでこれだけ注文しますから、そしたらどれぐらいになりますかというね。商売したことないよね？

業者は、何着来てどれぐらいの利益か出すんですよね。

鳥栖の販売店もそうですよ。

販売店も同じ価格でしないと、業者によって違うということになるんで最終的には業者を1者に絞って、そうすると鳥栖の販売店も同じ値段でできると思うんですよね。

だから、皆さん方の意見を聞きながら、デザインとかよりも価格やろうもんという思いがありましたので、いかがでしょうか。

やり方をもう一回考え直す。

駄目ですか。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

御意見ありがとうございます。

価格につきましては、最初に中学2年生にアンケートを取ったと申しましたけれども、その時に中学2年生の保護者の皆様にもアンケートを取っております。

やはり重視される場所のポイントとしまして、経済的なものを重視されるというところではございました。

そこで、先ほど古賀課長の説明にもありましたように、今の制服の購入価格とあまり変わらないところでやっていていただきたいということは、最初の段階で要望として上げているところです。

実は、今の制服が使っている生地によって価格に幅があります。

メーカーさんの説明を受けて改めて知ったところですが、例えば速乾性であったりとか保温性であったりとか、消臭効果があるものとか、いろんな生地がありまして。

今現在の制服も、価格に1万円から1万円ちょっとの幅がある中で保護者さんは購入をされております。

男子の制服は、市内の小売店さんのどこでも同じものが買えるんですけども、女子の制服は、取扱いの小売店さんが決まっております。

最初に課長の説明にもございましたように、市内の小売店さんもこれまでのつながりもございますので、どこかだけが売ることができないということがないようにする必要のあるということを考えて、一番最初に検討委員会で学校長が小売店さんに御挨拶に行って相談をさせてもらってます。

その中で、小売店さんはそれぞれに取引のメーカーさんをお持ちですので、そこも全てのメーカーさんが関わっていただけるように全てのメーカーさんからデザインを出していただいて、先ほどの経緯の中で説明をいたしましたけれども、その中からデザインを決定したところです。

デザインを今決定したところで、あとはそれぞれのメーカーさんがそのデザインの仕様書を基に、それぞれのメーカーさんがお持ちの機能性のある布地などを使って同じ形の制服を作っていくこととなります。

もともとの布のクオリティが違いますので、ここにまた価格の幅が出てきまして、それを御家庭の状況に応じてその幅の中からお買い求めいただくというようなこととなります。

ただ、やはり新しく買うとなると、価格については今の制服と同じぐらいになる予定です。

ただ、新しく買うとなるとこれまでのお下がりには使えないんじゃないかということで設定したのが移行期間です。

ですので、全員が新しい制服を着る必要はないといえますか、御事情に合わせて今までの制服も使っていただいて大丈夫です。

今の小学1年生が中1に上がる時までお下がりには使っていただいているので、その間に新標準服が出回って市内でのリユースが今度は学校を超えてできますので、少しずつ——来年度は2パターンの制服が学校の中で混在した状態。

学年の中でも、2パターンの制服を着ている状態ということがしばらく続くというふうに考えております。

以上のことから、小売店さんとか取扱いのメーカーさんとかそこら辺の皆さんにも関わっていただきながら販売をしていただくということで、一者に決めたわけではないというところとなります。

藤田昌隆委員長

今の答弁の中で、今までの4万円幾らで、変わってないと。

いや、だから変えるんですよ。

僕たちの背広は、安いところに行けば1万円とかであるわけですよ。

それを考えたら、これは頑丈ですからとか言うけど、正直言うと、それは私たちから見ても高い。

今までが4万2,000円だったからって今後もそれをベースにしちゃいかんと。

今の制服業界も、大量に1者で取れるなら価格は下がりますよ。

そういう考えよりも、こういうデザインでこういう機能性があるってそれを各メーカーに出させてしたほうがいいし、だって一人年間で4万2,000円。

1万5,000円、4万2,000円、5万7,000円、かかるわけですよ。

2年生、3年生は自由ですとあるけど、1人新しいやつを着始めたりしたら、お父さん、お母さんこれにしたいと。

例えば中学校に3人行ってるとしたら、幾らになりますか、十何万円でしょうもん。だから、その辺をぜひ考えてと、今の御時世に合わんよなという考えが強く出ましたので…、もう検討もせんでしょうね、何かそういう気がする。

しかし、親御さんにきちんともう一回聞いてください。

今までこうだったからこれをベースにじゃ困ります。

以上です。

永江ゆき委員

子どもの権利条約に子供が参加する権利っていうのがあるんですね。

子供たちには自分の関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり活動する権利があります。

ほかの人の権利を侵害したりしないようにするときは注意する必要があります。

関連する条項第12、13、14、15、16、17、31条にあります。

先ほど成富議員もおっしゃったように、やっぱり子供たちの意見をより集められるような、そして参加型の、決定事項とかのときにはやっぱり子供たちの意見をぜひ聞いていただけたらなと思います。

よろしくをお願いします。

藤田昌隆委員長

以上で質疑を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午後3時54分休憩



午後 4 時 4 分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



報告（スポーツ振興課）

鳥栖市陸上競技場改修工事における一部下請状況について

サガン鳥栖 U-15 練習環境整備について

藤田昌隆委員長

次に、スポーツ振興課より報告を受けたいと思います。

小川智裕スポーツ振興課長

2 点、御報告をさせていただきます。

まず 1 点目、鳥栖市陸上競技場改修工事における一部下請状況について、御報告をさせていただきます。

工事につきましては、8 月から具体的な施工に入り、工事の進捗に応じ市内業者へ工事の一部を下請に付されております。

現段階におきまして、市内業者へ発注した工事の概要といたしましては、芝生撤去工、施設撤去排水工、給水工、以上の 3 つとなっております。

引き続き、市内業者への発注について働きかけを行ってまいりたいと思っております。

また今回、芝生撤去を行いました。剥ぎ取った芝生につきましては、市報により希望者を募集いたしまして申込みをしていただきまして、約 100 名の方に配付をさせていただいております。

以上、御報告を終わらせていただきます。

続きまして、報告の 2 点目サガン鳥栖 U-15 練習環境整備について、こちらにつきましては、資料のほうを配付をさせていただいております。

こちらについて御説明をさせていただきます。

練習環境整備につきましては、SSP構想の下、社会教育における一定の観点から行われるものでございます。

まず、SSP構想の実現に向けた練習環境の充実について、御説明をさせていただきます。

SSP構想は、佐賀県がスポーツ文化の分を広げトップアスリート育成を目指すもので、その基本方針に、佐賀で練習に打ち込むことができる練習環境の充実を掲げてあります。

対象といたしましては、競技力向上、県外流出防止、県内流入要因に効果的なもの、こちらを位置づけされているところでございます。

次に、サガン鳥栖U-15の位置づけについて御説明させていただきます。

サガン鳥栖U-15につきましては、高円宮杯U-15、全日本サッカー選手権で二連覇を達成した全国でもトップクラスのチーム、他県からもU-15でプレーすることを希望する中学生が多いチームでございます。

このことから、県外からの生徒の流入も顕著な社会体育の強豪チームであり、SSP構想の育成の観点から学校体育と同様に支援すべき社会体育のチームと佐賀県において判断し、支援することとさせていただきます。

体育における練習環境の充実の事例といたしましては、鳥栖工業高校におけるレスリング場新設が挙げられます。

本市といたしましても、練習環境整備が社会体育における育成の観点から行われることから、本市のスポーツの振興に資するものと認識し協議を進めているところでございます。

また、その他に記載させていただいておりますけれども、サガン鳥栖U-15が使用しない際には鳥栖市の中学生なども利用することを念頭に置く、育成目的の公共性の高い施設と位置づけをしているところでございます。

一般開放にされるように、今後も引き続き協議を進めているところでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

最後に、久光スプリングスの練習拠点施設、建設現場の見学についてですけれども、9月22日木曜日、10時から予定をさせていただいております。

御参加の際には動きやすい服装で来ていただいて、まだ建設現場になりますので、足場の悪いところもあるかと思っておりますので、動きやすい靴で御参加よろしくお願いたします。

以上、終わらせていただきます。

樋口伸一郎委員

2点質問させていただきます。

地元発注っていう流れでしたけど、市としてどんな関わり方で地元発注にたどり着いたか

というところが知りたいんですけど、答えられますか。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

陸上競技場の改修工事につきましては、都市計画課のほうで監督をお願いをしておりますので、入札のときにも御説明をしておりますが、下請については、地元業者さんに発注を努めることということで記載をしておりました。

その流れを受けて、都市計画課のほうからも元請さんのほうに市内業者さんをお願いしますということで、工程会議等もありますので、私たちのほうからも極力お願いしますと何度もさせていただいてます。

その流れを受けての発注だと、そういう認識でございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

発注に至るときに文面とかはあったと思うんですけど、それをただ出しておいて自然の流れで決まったのと、今、言われたように機会を通じてお願いをしたがゆえにつながったのは意味合いが違ってくるので、ちょっと確認させてもらったところです。

もう一点が、練習環境の整備についてなんですけど、中身とか構想は分かったんですけど、このSSP基本方針というの、結構前から県がしているじゃないですか。

全体勉強会でしたかね。

あのときに、やっぱり県と協議を進めていくに当たっては、お金の面でも市としては協力する、県もそれが欲しいということであれば、鳥栖市の言い分としても、率直に言えばできるだけ県から出してもらってでもしてほしいというような意見、要望等を県のほうにも伝えていただきたい的なニュアンスの御意見等もあったので、そちらについての協議はどうか。

その辺りの協議も進んでいますか、勉強会以降に何らか県と話したことってありますか。

勉強会等で、鳥栖市にこうした施設が今後進んでいくに当たって、県から頂けるような、頂けるというか、鳥栖市の負担が軽減できるような交渉については、県と何らかの協議はされたのかってところなんですけど。

お答え願えますか。

藤田昌隆委員長

ちょっと休憩。

午後4時12分休憩

午後 4 時16分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

今回の練習環境整備につきましては、全て県のほうが補助をするということで、市からの一定の支出というのはないところでございます。

また、今回、都市公園のほうでの基本計画見直しをすることとしておりますけれども、その件につきましては、この練習環境整備に伴い、併せて公園の利便性の向上を図る目的で、予算計上をさせていただいておりますので、市の分での対応ということでさせていただいているところでございます。

藤田昌隆委員長

今回の2点、練習環境整備についてと鳥栖市陸上競技場の改修のいろんなやつ。

何でこれ資料がないのかな。

口頭でっていうことやっただけ、分かりませんよ。

どこがどうのこうのとさっき言われましたけど、分かりませんよ、ああ言われても。

地図に落として、この分はどことか、こういう分はどことかいうのも、ここに来て説明するんだったら当然、資料は用意しないと。

当たり前ですよ、相手に分からせようと思ったら、そういうのをちゃんと用意しとかないかんと思うし、U-15の問題で県がSSP構想の何をしているのかよりも、まず最初に県、県議会のほうで設計の予算とかが上がってるという話も聞きますけど、鳥栖市が県に対してきちんと答えたのか、どうぞ貸しますよって言ったのか。

鳥栖市が何も返事してなかったら……、県のほうで設計の予算ををつけましたとか山口知事が言ってるだよ、設計に今週から入りますとか皆の間で言ってるわけ。

そのときに思ったのは、鳥栖市がもう返事をしてるんじゃないかと。

今度、県議会で恐らく設計の予算が出ると思うけど出とるかどうかが確認した？

小川智裕スポーツ振興課長

陸上競技場の設備につきましては、今回、資料のほうを準備させていただいておりませんので申し訳ございませんでした。

次回、報告をさせていただく際には資料のほうを作成させていただくように進めさせてい

ただきたいと思います。

藤田昌隆委員長

次回って言っても、12月ですよ。

小川智裕スポーツ振興課長

資料のほうを検討させていただきたいと思います。

2点目、SSP構想の県のほうで設計調査等ということで予算計上がされております。

調査という内容で、どれぐらい市のほうに影響が出るのかそのところも今回の予算計上の中で把握をされることとなっております。

そのところを受けて、うちのほうも影響の度合いを検討するというので、今、協議を進めるということで県とは調整をさせていただいておまして、その支障の具合、どの程度面積が必要なのかというのは、県の設計調査委託業務の進捗待ちという形で進めているところでございます。

藤田昌隆委員長

その、設計調査の金額は幾ら？

小川智裕スポーツ振興課長

令和4年度、令和5年度、2か年にまたがっておりまして、総額で2,946万3,000円県のほうで計上されているところでございます。

藤田昌隆委員長

2,900万円かけて、やれるかどうかはつきり分らんのに2,900万円もかけてする？

こちらが何かきちんと返事をしたからそういうのが出とるっちゃないと。

あなた、普通、されるかどうか分からないのに、2,900万円もかけて設計をしますか。

その前に鳥栖市がきちんと、やりますと、どうぞお使いくださいって、そういうのを聞いてから初めて予算を上げたりするんじゃないですか。

2,900万円よ、290円じゃないとよ。

だから、何か返事をしてるんじゃないですかと聞いてます。

お答えください。

小川智裕スポーツ振興課長

練習環境整備については、県とともに協力して協議を進めていくということで、今、協議を進めているところでございます。

藤田昌隆委員長

いや、だから、協力は分かるんやけど、そこをはつきり返事をしたんですかって聞いてます。

協力しますじゃなくて、協力ってどういう協力って普通聞くでしょうもん。

あんたたち何ぼしてくれるとね、ちゃんと貸してくれるとって、大人やったら誰だって聞くやろうもん。

分からん？

県側から見たら、鳥栖市がちゃんと返事もせんのに2,900万円も出さん。

市が、何とか協力します。

じゃあ、具体的にちゃんと貸してくれると？って。

鳥栖市が協力しますって、それぐらいのことで予算2,900万円つきませんよ。

きちんとした返事があってこそ、2,900万円がつくんですよ。

だから、きちんと返事したんですかって。

もう隠さんでいいけん、したならしたでいい。

きちんと返事したなら、しましたって言ってくださいよ。

佐藤敦美スポーツ文化部長

そのお返事の仕方にはよりますけれども、要はその環境整備をしたいと。

それには鳥栖市の都市公園の一部を提供していただくような形になると思うが、それに向けて鳥栖市さんのお考えを聞かせてほしいということでしたので、鳥栖市としては、今回その練習環境整備について、趣旨としては理解する、環境整備について協力をしていくと、どういう協力かということに関しては、練習施設を整備するに必要な土地については、貸与するのか、どういう形か分からないんですけれども、提供をしていくという内容の御返事をさせていただきます。

藤田昌隆委員長

そしたら、例えば産総研内の地図があって、そこに鳥栖市が持つてる土地があって、その中でこれ全部提供しますと。

分からん？

産総研内に県が持つてる施設があって、その横に鳥栖市が持つてる土地がある。

その鳥栖市が持つてる土地を全部差し出すのか、半分にするのか、そういうのも何もなしのままに私たちもそれ全然分からんし、説明を受けたときは、これ全部やりますとか半分貸しますとかよく分からんし。

曖昧に2,900万円も使えないでしょうと。

誰が考えても、はっきりこの中の何平米を出しますとか、全部出しますとか、そういうのがない限り設計なんかできませんよ。

そうやろう。

その設計が、1万円、2万円のできるんやったら何回もし直していいんやけど、皆さんも御存じのとおり設計は1,000万円からしたりするじゃないですか。

そん中で、2,900万円。

それを曖昧な返事のまま協力しますと言ったって、どこまでするんですかって、分かん。

産総研が持つてるグラウンドの予定地、それから鳥栖市が持つてる土地のここまでやるとか、そういう構想があるわけ、頭の中に。

ただ、もやっと協力しますだけの段階？

佐藤敦美スポーツ文化部長

先ほど課長のほうから御説明いたしましたように、県のほうが今回9月の補正予算で出されております調査設計費につきましては、どのくらいの規模でどの程度の整備をする、また、整備の内容含めてあそこの土地の形状あるいはその土地の状況、あと、どこにどういった形でレイアウトをするか、そこまで含めたところの調査設計費でございますので、まず、県のほうから鳥栖市の土地の一部を提供いただく必要があるんじゃないかということで、打診がありましたときに、今現在でも詳細についてはまだ何も決まってないというものでございます。

藤田昌隆委員長

ということは、先般、知事が、もう設計にも入ってますと言うことは、知事は報告を受けたまま内容をよく知らんで鳥栖市民の前で話したわけ？そういうこと？

佐藤敦美スポーツ文化部長

知事の御説明の際に、私はそこにおりませんので、詳細について分かりかねるんですけども、県とずっとお話をしてる中では、令和4年9月の補正予算に上げて、それが議決された後に調査設計に入っていくというものでございますので、その調査設計はサガン・ドリームスが実施主体ということで、補助金という形で県からサガン・ドリームスに交付されるというものになっているということでございます。

藤田昌隆委員長

いや、県だけで終わるならいいけど、サガン・ドリームスまで含んでという動きがあるわけだから余計ここが確定してないと物は動きませんと。

県議会で承認されたとか、許可が取れたとか、想定される面積とか、そういうのが出たらぜひ報告をお願いします。

小川智裕スポーツ振興課長

報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

中川原豊志委員

設計調査費で、今年度と来年度にまたがって2,900万円とかいう話なんで、それが終わって、実施設計とか工事が入ったりするような形になると今後のタイムスケジュールはどのくらい考えてらっしゃるのかというのは分かりますか。

調査と実施設計も入って2か年ということ？

小川智裕スポーツ振興課長

実施設計まで含んだところで2か年となっております。

中川原豊志委員

今後のタイムスケジュールというのは、何か分かる範囲はありますか。

実施設計までやって、それから施工をしないといけんやろうばってん。

例えば、令和6年度ぐらいには完成したりとかいう予定をお聞きしたことがありますか。

小川智裕スポーツ振興課長

今、こちらのほうで把握させていただいてる分でいくと、令和5年度中に着工したいという意向を伺ってるところでございます。

中川原豊志委員

令和5年度に着工——令和6年に出来るかどうか分かんですけども、あと、市の考え方で、県のほうから要請があって、貸すのか、県に譲るのか、その辺のある程度の方向性っていうのは、まだお持ちじゃないんですか。

私個人としては、もう、貸すよりも県の所有にしてもらって、県の所有地をどこかでもらったほうがいいかなと思うんで、そういう方向性を、市の中では早めに持ってたらいいいのかなと思うんやけれども、いかがですか。

小川智裕スポーツ振興課長

現段階におきましては、貸与の方向で検討を進めているところでございます。

中川原豊志委員

貸与をして、どこまで鳥栖市に利益があるのかな。

いろんな管理をせないかんかも知れんし、もう、県に全部やってしまっって、県のどっかの土地をうちがもらうとかいう話をしたほうがいいんじゃないかなと思うんだけども。

そういうふうな、庁内会議とかはまだやってないんですかね。

小川智裕スポーツ振興課長

今回、整備主体がサガン・ドリームスとなっております。

完成後の維持管理につきましても、サガン・ドリームスが行う方向で検討がされているところでございます。

中川原豊志委員

いや、ドリームスが管理したって、土地は鳥栖のもんですよと、貸しとるだけですよと。

じゃあ、貸したところで鳥栖に何か利益があるのかな。それよりも、もう県に全部やってしまったほうがいいんじゃないかなと私は思うんやけれども。

藤田昌隆委員長

答えられますか？

小川智裕スポーツ振興課長

こちらの練習場のほうが、サガン鳥栖のU-15が使用しないときは、市内の中学生等も利用できるということで、一般開放を検討していただいております。

これは、ドリームスの福岡社長も、新聞記事ではございますが、地域に還元できるような施設になるように検討したいということも言われておりますので、スポーツ振興課といたしましては、市民開放をしていただけるというのは十分なメリットということで認識をしているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

県に全部やったって、その対応はしてくれると思うとよね。

だから、市の財産として持っておく必要があるのかなと思うんで、もう県にやってしまっ

て。はっきり言ってしまうけど、競馬場の近くの土地をくれんねと言ったほうがいいんじゃないかなと思います。

飛松妙子委員

先ほど頂いた資料の中に、県外流出防止、県内流入要因に効果的なものを対象と書かれている中で、U-15は中学生だと思うんですが、練習も鳥栖でされてるんですよね。

基里とか飯田町とか、あの方々は、鳥栖市に住んでいらっしゃる方なのか。

佐賀県内、それとも他県から来ていらっしゃるのかその辺りっていうのをお分かりになりますか。

県外流出防止とか書いてあるので、県内に住んでる方々が対象でU-15の練習場として環境整備をするんだよっていうその辺りのこと分かりますか。

小川智裕スポーツ振興課長

鳥栖市内の中学校に通ってる選手もおられます。

また、県外から交通機関を使って練習場に通っているお子さんもおられると把握をしているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

鳥栖だから、県外から来やすいついていうことがあると思うんですけど、このSSP構想の県外流出防止っていうところの観点からすると、鳥栖は場所的にここの目的には当てはまらないのかなっていう気はしました。

あと、U-12もありますよね。

ここはU-15だけが練習会場となってるんですが、U-12のことは何か聞かれてらっしゃいますか。

小川智裕スポーツ振興課長

まず、U-15の練習会場として今回整備のほうがなされます。

おっしゃられるようにU-12も鳥栖で練習をされております。

時間帯も若干ずれてるところもありますので、併せて練習されるのかそこはまたドリームスのほうで検討がされるものと思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

U-15が使用しないときには、鳥栖市内の中学生等も利用することを念頭に置くと書かれていらっしゃるんで、U-12も練習会場とするのであれば、そこの部分の利用が減っていくのかなっていうところもありますので、その辺りはぜひ確認をしていただければなと思います。

藤田昌隆委員長

前回の、陸上競技場の二の舞にならないように、ぜひ聞いてほしいことは——グラウンドがまた県の仕事になれば、総合評価がまた入ってくるんですよ。

総合評価になったら、また同じように県の仕事は全部向こうに落ちるっていう可能性があるんで、ぜひ、これ地元が絡んですするわけやけん、その辺をどういう考えを持つのか、またJVを組ませてとか、その辺を今までずっと言われてきた課題をきちんと確認した上で、もし、総合評価とかだったら、ここは鳥栖市です、県の工事が入るんなら地元をきちんと入れてくださいと。

もう一つ、前回みたいに専門が入らないととか、どれくらいのクラスのサッカー場にしたいのか。

それによってまた違うでしょうし、その辺もはっきり聞いた上で協力するとか言うべきなんですよ。

だから、その辺も確認をしながらと私は思います。

以上です。

成富牧男委員

私、勘違いしとって。

これは、サガン・ドリームスが整備するわけ？

サガン・ドリームスはどう関わるのか、それと、県と市との関係。

それと、鳥栖市はスポーツをするところが限られてるとずっと議論がされてきた中で、ここはサッカー専用になるのかどうかそれも含めて。

ここに書いてある中学生等っていうのは、U-12のことなのか、他の目的にも使えるのかそこら辺。

小川智裕スポーツ振興課長

ドリームスの位置づけですけれども、今回の整備の主体はドリームスになります。

県の補助を受けて、ドリームスが整備主体となるということになっております。

県と市が土地を所有しておりますので、貸与になるのか、先ほどの御意見を踏まえたところで県のほうに市の土地を換地なりするとか、そういう方法も考えられるかと思いますが、底地のほうが県有地、市有地と。

そちらの上に、整備主体がドリームスで、練習環境を整備するという形となっております。

また、フルサイズのサッカーグラウンドで整備の検討をされているところでございます。

人口芝のサッカーグラウンドになりまして、基本はサッカーがイメージになるかと思っております。

それ以外で想定して考えられるのは、グラウンドゴルフとか、そういったものは使用が可能と考えております。

先ほど、中学生等の利用も念頭に置くということで、こちらの資料はなっておりますけれども、ここがSSP構想ですので、人材育成を主に置いてありますのでこういう表現になっておりますけれども、市民の方県民の方とか、一般開放にさせていただける施設ということで協議を進めております。

成富牧男委員

少し分かりました。

いずれにしろ、サガン・ドリームスさんが整備主体になってるんだったら、福岡さんが言われてましたっていう話じゃいかんと思うったいね。

こういう構想かなんか言っておられましたっていうお話があったけど。

今、いろいろ出たことも含めてもうちょっと詰めないかんじゃない。

単純に言うと、鳥栖市は市の持ってた土地を貸すっていう話やろ。

だから、条件をしっかりとらないかんと思うったいね。

県と思っただけ、サガン・ドリームスとかになれば、余計そこんところを細かい項目

ごとにここはどこがどうするとか、いやもうそんなことせんでいい売ってしまえばいいやんっていうのもあるけど、そういうところが欲しい。

いずれにしろ、サガン・ドリームスの構想の具体的なやつを聞かないと、売ってしまって貸してしまって後から鳥栖市はなんちゅうことをしたとならんように私たちも含めて、チェックが甘かったっていう話になりかねんから、ぜひ情報提供をどんどんしてほしいと思います。

樋口伸一郎委員

私も土地の件なんですけど、譲渡とか無償貸与とか——今の考えはこれでいいですよ。

令和4年3月議会に条例改正の議案を提出されて、鳥栖市財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例で上げてあります。

提案理由は、より適正な運用を図るためと提出されて、可決されてますよね。

これでいう、貸与にしても、譲渡にしても、その条例に基づいてより適正な運用を図るためには明確な形でこの場に出しとかんと、曖昧な形で答えておいて長引けば長引くほど条例に乖離していかんかなと思うんですよ。

これに基づいたら、貸与するとか譲渡をするっていう前提がないと話が進まんかなと思うんですよ。

委員長と一緒にってんが。

改正した条例に基づけば、貸与なのか譲渡なのかこの時期に答えられないといけないと思うんですよ。

その改正した条例に基づいて、どうお答えになるかを聞きたいんです。

そこがまだ漠然として、協力はするけどその形は分かりませんって進めたら、何のために3月に条例改正したのっていう話になってくるので、そこはどうなんですか。

やっぱり前提があると思うんですよ、適正な運用を図るためってなってるけん、どう答えられます？部長でもいいですけど。

だけん、もう明確にしとったほうがやりやすいかなと思うんです。

小川智裕スポーツ振興課長

先ほどから御説明させていただいておりますけれども、まだどの程度市のほうの影響が出るか、どれぐらいの平米数になるかというのは、確定ができていない状況でございます。

議員御指摘の条例改正は3月に行っておりまして、すいません、はっきり記憶してないんですけれども、5,000平米以上とかいう条件もあってたかと思います。

今、まだ、どの程度の面積になるかというのがはっきりしておりませんので、議員御指摘のところも十分に認識した上で、今後また、御説明のほうを適宜させていただきたいと思っ

ております。

樋口伸一郎委員

分かりました。

5,000平米あるかないかというところが、そんな精密に調査せんでも、可能性としてはあることもないこともあるでしょうから、ただ、その調査費が県議会で可決すれば、その時点で、近いうちに明確にお答えができるということになりますよね、貸与なのか譲渡なのか。そこが曖昧なまま次の段階に進むのであれば、条例違反というところまで大げさですけど……、条例とはちょっと違う状態になりますよね。

どうなんですか、そこは。

貸与なのか譲渡なのか約束をしますとお答えいただけますよね、次。

小川智裕スポーツ振興課長

県の調査設計の中で、具体的な施設の配置、またどれぐらい市に支障があるのか、はっきりした段階で適宜御説明をさせていただくということで、こちらのほうも考えておりますので、その際は、よろしく願いいたします。

樋口伸一郎委員

県から、これからの進捗のタイムスケジュールでもロードマップでもいいんで、何も聞いてないですか。

そこら辺を鳥栖市さんに情報提供できるのはいつになるか分からんという状態なのか、議決を取った後はどれぐらいでお知らせしますよっていう状態なのか。

小川智裕スポーツ振興課長

市のほうにどれぐらい支障するがあるかというのは、一番の気がかりでありますので、県に対しては、今回、調査設計のほうに入りますけれども、まず、どれぐらいするかっていうのを一番早く配置等を検討していただくということを、協議の中でお願いをしているところでございます。

進捗にもよりますけれども、年内よりはちょっと早めにはしていただくようお願いをしているところでございます。

藤田昌隆委員長

最後に、先ほどの陸上競技場のどこが下請とかの資料は、16日の何時ぐらいまでに出る？

さっきも言ったけど、何も資料がないまま説明したら駄目でしょう。

例えば、どこが下請でとったのかとか、タイムスケジュール的に今どうなのかとか、その辺を出してください。

出してきてない理由は何？ただ忘れたじゃないやろうもん。

人に説明するんやったらできるだけ分かりやすくというのが基本ですから、お願いしときます。

16日？ざっとでいいけん。

この現場はどこがするかそれでだけでいいけん。

別に俺たちが審査するわけじゃないけん。

だから、例えばこの土手のこっち側のスタンドの部分はどうのとかこの面は専門でやるけどその下で実際やってるのはどこか分かればいいけん。

16日は明後日よ、明日じゃないよ。

小川智裕スポーツ振興課長

最終日の16日に。

藤田昌隆委員長

16日でも、午前10時とかお昼前とか、その辺分からん？

佐藤敦美スポーツ文化部長

16日の何時に……

藤田昌隆委員長

だから、何時までやったらできますかって聞いてます。

何時に提出できますかってこっちが聞いてるわけ。

佐藤敦美スポーツ文化部長

午前10時にお持ちします。

藤田昌隆委員長

分かりました。

中川原豊志委員

いや、9時半に事務局に渡しとって。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

16日9時半に事務局のほうに提出をするようにいたします。

飛松妙子委員

先ほど、1点聞き忘れたのですが、U-15が今まで使用していた基里グラウンド、それから飯田町グラウンド、これは町とどのようなやり取りをされて今まで使ってあったのか。

今後これを使わないことによって、何か町に不具合が出るのかとか、その辺りのことは町に対して御説明とかされてありますか。

小川智裕スポーツ振興課長

飯田のグラウンド、調整池につきましては、飯田町に市のほうから維持管理のお願いをしております。

その維持管理をすることを条件にサガン鳥栖があそこをグラウンドとして使用している状況でございます。

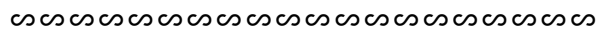
現段階におきまして、練習環境整備はこれから協議にはなるかと思いますが、完成後の取扱いについては、まだサガン鳥栖と具体的に調整等はしていないところでございます。

基里グラウンドもサガン鳥栖U-15が練習をしております。

その分につきましては、こちらのほうの練習環境が整いましたらその分余裕ができて他の団体さんが利用できる状況にはなるかと思っております。

飛松妙子委員

今のところ、飯田町と基里のほうには連絡がいつてない状況なのかなと思うんですが、基里はそうやって貸出しができるということがいいと思うんですが、調整池である飯田町がサガン鳥栖に貸すことによって、維持管理ができているという状況であるならば、U-15が使わなくなった後の維持管理をどうしていくのかも心配になってきますので、その辺の確認も併せてよろしく願いいたします。



藤田昌隆委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。現地視察についてお諮りいたします。

現地視察につきましては、9月16日午前10時より鳥栖西中学校西側緑地帯樹木伐採防護柵設置の工事を見てまいります。

時間厳守で玄関前に集合をお願いいたします。



藤田昌隆委員長

以上で閉会いたします。

午後 4 時59分散会

令和4年9月16日（金）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

高齢障害福祉課長 竹下徹

こども育成課長 林康司

健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼

保健センター所長 名和麻美

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

教育部長 小柳秀和

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

学校教育課長 古賀泰伸

学校給食課長兼学校給食センター所長 犬丸章宏

生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

現地視察

鳥栖西中学校（蔵上町）

陳情

陳情第16号精神障がいを持つ当事者と家族支援に関する要望書

陳情第18号鳥栖市における環境問題の取り組みに対する要望

〔協議〕

自由討議

議案審査

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

鳥栖西中学校

至 午前10時40分



午前11時5分開会

藤田昌隆委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。



陳情第16号精神障がいを持つ当事者と家族支援に関する要望書

藤田昌隆委員長

まず、当委員会に送付されました陳情第16号について、協議をいたします。

16号は、精神障がいを持つ当事者と家族支援に関する要望書でございます。

先ほど読んでいただいたと思いますが、このことについて御意見がありましたらお伺いをいたします。

私は、文章的にはちゃんとできてるかなと思います。

いろんな意見とか、そういうものも入ってますので、私はこのまま出していいかなと思ってるんですがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。



陳情第18号鳥栖市における環境問題の取り組みに対する要望

藤田昌隆委員長

次に、陳情第18号について、協議をいたします。

18号は、鳥栖市における環境問題の取り組みに対する要望ということで、このことについて、御意見がありましたらお伺いをいたします。

永江ゆき委員

校長研修会で、次のことをお願いすることとしているっていうところなんですけど、これを実際どういうふうな形でしましたっていう、その終わった後の報告っていうのを文書なんかで杉山さんのほうにお伝えできたらなと思うんですけど、そのところどうなりますかね。

藤田昌隆委員長

文章とかじゃなくて、どういった形で本人に話したか、まずそこを理解されたということですので、そこから先は自分がどういうふうにして理解して、今後、こうしたいとかって実行することを書いてあるんで、それを聞いて本人がどう思ったかは1回確認をしてほしいんですよ。

教育委員会は、本人は理解されたと言ってるけど、本人はどうなのかがちょっと……、理解されたということを感じてるんやけど、この文章の中で、26日に聞き取りを行って対応内容及び口頭による回答について、納得の上了承をいただいていること。

次の、聞き取りの中で要望書の中にある内容については、それが市全体に調査を行ったものではなく本人の経験のみでの判断であったこと。

それを本人が重く見てるか。

今は、自分だけが感じていること。

市全体が考えてるんだったら、個人とか外部団体よりも学校内とかからそういう声はもっと上がってきていいはずですね。

これは、陳情書ですからね。

陳情とか、要望とか、請願とかありますけど、その重みを少しは分かってほしいというのがあるんですよ。

当然、市民だから言っているんですけど、これはただ個人だけの意見じゃなくて学校自体で困るとか他の生徒もたくさん要望したいと。

永江ゆき委員

困ってることにすら気づいていない状況だと思うんですよ。

だから、どういうふうに言ったら聞いてもらえるかっていうところでこういう要望書っていう形を取ったんだと思うんですけど、その市全体の調査を行ったわけではないっていうのは、じゃあ誰が調査を——じゃあ、行わないと出せないのか。

本人の経験と感じたものを訴えるところがどこにあるのか。

藤田昌隆委員長

高校生から、議員にどういった形でしたがいいよとか、例えば行ってる学校の先生とかに聞いてみるとか。

永江ゆき委員

私に相談があったのは、誰宛てに出したらいいのかっていうところからだったんですよ。

もう出来上がってしまっていて、こういうのを出すんだなっていうところからだったんですね。

藤田昌隆委員長

だから、一緒に来られた滋賀の人がこれは教育委員会ですとか。

永江ゆき委員

事務局には1回聞いたけど、はっきり分からなかったっていうか、取りあえず出してみようかみたいな感じになっちゃったんですね。

環境対策課だよね教育委員会だよねっていうところまでは行ったけど、はっきり分からなかったと、みんな初めての経験だからですね。

藤田昌隆委員長

そうしたら、本人がどうしてもと言うなら、もう一回本人に確認した上で、それからもう一回動くなりしてください。

本人も分からない、ついてきた人間もどこに行ったらいいか分からんって。

その人は環境を専門にしてるとよね。

私に言わせるなら、その団体の人もそれぐらい知ってるやろうと、いろんなところに陳情したりしよるぐらいやけん。

ましてや、高校生について来るんやったら、その人がしっかりと調べてするべきじゃないかなと思いますが、これは個人的な感想ですので、とりあえず本人に聞いてみてください。

成富牧男委員

委員長が言われたこともそれなりに分かりますけど、まず押さえておかないといけないのは、請願とか陳情とかいうのは誰もが保障されてる権利です。

それが大前提であって、それとあと1つ。

今、言われてるのは、これを直接担当しているところ、もしくはやってほしいところで、

例えば環境対策課とか教育委員会かなんて話があったかもしれんけど、議会に出されとるこの陳情は議会でいいと思うんですよね。

藤田昌隆委員長

何でこれを言うかという、江副委員が委員長のとときに、陳情とか要望とかいろいろあって、傍聴されてとか、それが1つはあるんですよね。

だから、陳情、要望を簡単に出されても、出されたら慎重にこれだけの時間をかけてせないかん。

本人がよく分からんまま、陳情を出されても困りますよね。

そのためには、しっかりと自分で調べる、それからそういう団体がいらっしゃるなら、どういう形であつていうのをちゃんと調べて。

ということで、ぜひ1回聞いてください。

具体的に、態度が悪かったとかきちんと答えてくれなかったとかそういうことがあったら。そういうことで、ぜひよろしく。

樋口伸一郎委員

文面を読ませていただいた上で、確認をさせていただきたいんですけど。

その前に、成富委員が言われたように議会として受け付けたものに関しては、何らかの答えが出るわけじゃないですか。

その陳情に関しても、1回出したら二度と出せなくなるわけでもないし、すごくいい経験をされた形になるんですよね。

18歳ですかね。

ですから、これを経験にして次のステップに行くための、より賛同を取れる形にするためには、今回の経験ってすごい貴重なので、その辺りを分かりやすく教えてあげるのも議員さんができることかなと思うので、前向きな意見も含めて、今回はこのように協議がなされたわけじゃないですか。

むしろ、議運の中で議員配付になったのがテーブルまで上がってますから、常任委員会の議事録も残る、そういう事実も教えてあげながら、今回は意に沿う形じゃないかもしれんけど、その経験を次のステップにつなぐっていう部分、より多くのコンセンサスを取ることとか、委員長さんが言われているので、その辺りもつけ加えて次につながるような返し方をさせていただければいいのかなと思います。

藤田昌隆委員長

本人に言ってほしいのは、きちんと時間を取ってこういう議論をしましたと伝えてほしいと。

もっといい形で出せたらそっちがいいですよということで。

朝もちょっと読み込みましたけど、よろしいですか。

樋口伸一郎委員

いや、本題に。

内容はいいですが、裏のページに1個だけひっかかっているところがあって。

「当文教厚生常任委員会としては」っていう前に各委員の意見を書いているじゃないですか。

この中には、執行部の考えは書かれてあるんですね。

ただこれ、各委員の意見になると、委員会から議長に返すときにこの辺りちょっと成富委員とかの御意見を聞きたいんですけど、今まで陳情に各委員の意見を——例えば委員会の総意とした意見がこういうふうに出てきたんやったらあれですけど、私も含めて各委員がそれぞれの考えでいろいろ御発言をなされた部分が入ってますんで、そこがちょっとひっかかったんでですね。

どういう経緯があったのかは、書いているほうが分かりやすいですけど、書く中身になるのかなあと思います。

そこだけです。

事務手続な部分。

藤田昌隆委員長

ちょっと休憩します。

午前11時18分休憩



午前11時32分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

樋口伸一郎委員

末尾の部分ですけど、「当文教厚生常任委員会としては」っていうところ、「以上のような市執行部からの説明を踏まえ」のところですけど、ここを、執行部からは、陳情者に対する対応の状況確認を行った上、陳情者は一定の理解を得ているとの説明を受けたっていう側にしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

藤田昌隆委員長

それは教育委員会が言うことであって、自分たちは本人に会って確認もしてないし、そこは臆測で書くべきじゃないと思います。

樋口伸一郎委員

執行部から説明を受けたですよ。

藤田昌隆委員長

いや、それは執行部が受けたんで。

教育委員会はこう言ってる、本人はこう言ってるでずれがあったら困るんでね。

樋口伸一郎委員

委員会は、陳情者が一定の理解を得ていると考えるってなってるんです。

藤田昌隆委員長

いや、そこは要らんって言った。

ちょっと飛松さん今のところ読んで。

飛松妙子委員

最後の3行目のところを、「当文教厚生常任委員会としては、以上のような市執行部からの説明を踏まえ、今後も小中学校において、子どもが自ら考え、調べ、学べるような学習内容のさらなる充実を要望することで意見の一致を見ました。」

藤田昌隆委員長

いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

陳情協議はこれで終わります。

〃〃〃

自由討議

藤田昌隆委員長

次、自由討議。

発言されたい方、副委員長、ございますでしょうか。

中川原豊志委員

自由討議ということですが、今回の議案審査をする中で、議案じゃなくて報告事項のところですけど、U-15の練習場の整備の件で私のほうでも質問したんやけれども、県のほうに、

用地を貸与するのか譲渡するのかまだはっきりしてないように聞こえたんやけれども、個人的には貸与しても市の財産として残ってるだけであって、今後、市がそれを使うということはもうできない状況になるんじゃないかな。

ならもう譲渡して、金銭なのか、無償なのか、代替地なのか分からんけれども、県にその土地はもう譲渡しますから県で使ってくださいという方向性で執行部のほうに申出するというのはいかがかなと、皆さんの御意見をお聞きしたいなと思ったところでございました。

藤田昌隆委員長

じゃあ、それは私から先に言っている？

もうこの際、維持管理とかも出てきますんで、県にやる、その代わり代替地をくださいって言ったほうがこっちの思惑どおりにならんかと。

その思惑っていうのは、競馬場の横のグラウンドを代わりにもらうとか。

安く、ただみたいな価格にしてもらうとかさ。

何でただみたいなと言うのは、競馬組合がずっと年間1億円くれるなら安かったら一発で終わるんで。

いろいろ言わずに金払っとけば、県に対してを恩を着せるだけで良い面しかないかなと私は思いました。

だから賛成です。

成富牧男委員

委員長が言われた結論に賛成です。

ここでも、場所がない場所がないって言ってきてるのに、売りまっただけではいかんけんね。

やっぱりさっき言われたように、その代わりというものがある、ということで賛成です。

それと、この関係のことで別にいいですか。

今のU-15の関係で。（発言する者あり）

まず、それに一区切りつけてもらいましょうか。

藤田昌隆委員長

皆さんどんなふう？賛成？

飛松妙子委員

今のU-15のサッカー場の土地を鳥栖市がどうするのかっていうところは、とても大事な部分だと思ってますし、県がそうやって言ってきてるのであれば、今さっき言われたように、競馬場の土地を鳥栖市に譲渡してくださいっていうのは対等に言えるのかなと。

今まで、これだけ伸びて何もできてないっていう状況から考えるとですね。

ぜひ言っていたいただければと思います。

藤田昌隆委員長

幸いなことに中川原副委員長は競馬組合議員ですから。

窓口としては一番適任かなと思いますので、ぜひ頑張ってほしいと思います。

それで、全員賛成ということによろしいですね。

中川原豊志委員

委員会としては、U-15の土地については、県に貸すんじゃなくて譲渡しなさいと、金銭的な譲渡になるか代替をしようということになるかは別として。

譲渡する方向で執行部のほうに何らかの形で申出ができるタイミングがあるのかどうか、ちょっと分からないけれども、また、これは休会中の所管事務調査か何かで委員会をする形になるのか。

できれば意見の総意という形で……。

飛松妙子委員

総括の中では言えないんですか。

藤田昌隆委員長

そうか、総括がある。

中川原豊志委員

こういうふうな意見を見ましたのでお伝えしておきますと。

藤田昌隆委員長

そんじゃ、総括で言おう。

時間ばかり過ぎるんで……、何も言わんでね。

田村弘子委員

私は、会派のほうにそういう話を聞いてから……。

藤田昌隆委員長

いや、総括に関しても副委員長が佐藤部長に――総括は一人一人どう思おうがいろんな意見がありますということでそれをわざわざ持ち帰らんでも。

中川原豊志委員

委員会という形ではなくて、個人の意見として。

議案ではないとよね、報告事項だったよね、あれ。

それは別に大丈夫かな。

藤田昌隆委員長

言って大丈夫よ。

総括ありますかって回すんで、副委員長がその時言ってください。

だから、委員会としての決定じゃなくて、各個人の意見として言えば何もありませんので、お持ち帰りのテイクアウトは要らないと思います。

成富牧男委員

不勉強だったんで、この間初めて、えって思ったんですけど、県は補助金をサガン・ドリームスに対して出すという話やったでしょ。

ということは、私だけかもしれんけど、あそこの全部を改めて勉強しとかんといかんかって。

建物はどうなると思いますか。

藤田昌隆委員長

建物は恐らく——結局あの金は、C y g a m e s が県に企業版ふるさと納税としてお金をやります、それはひもつきで、サガン鳥栖のこれに使ってくださいと。

だから、県を通すけどスルーしますよね。

だから、サガン・ドリームスが主体じゃあるんやけど、金はC y g a m e s から県を通してしとるけん。

だから、県が鳥栖市をどうのこうのということなんでしょう。

建物とかに関しては、県とサガン鳥栖が話して、建物も要るよねとかそういう——一応もらった金で自分たちがするけど、サガン鳥栖の言うとおりにとはならないと思いますよ。

やっぱり県の土地を使ってするわけやけん。

建物とかはまだ全然。

だってそれが進んどったら大ごとやもん。

まだうちは基本的には返事してないっちゃけん。

成富牧男委員

だけど、設計とかの話も出よったろうが。

それになると、この事業内容をある程度お勉強しておかんといかんねと思います。

藤田昌隆委員長

あれは知事が、よく分かってないままに突っ走ってるんですよ。

基本設計からどうのこうのとか言って、まだ土地も貸してないし、まだタブレットの中に今度の公園の道路の問題とかいろいろあるんで、何も解決してないんですよ。

じゃあ、そういうことで自由討議を終わります。

執行部の準備のため暫時休憩します。

ただくことになるかと思いますが、できればもういっそ貸与じゃなくて譲渡していただきたい。

変に市で管理して持つておくよりも、使い道がないのであれば、もう譲渡していただきたい。

また、その分の見返りじゃないけれども、それも譲渡の条件として検討していただきたいと申入れさせていただきたいと思います。

藤田昌隆委員長

すいません、ちょっと申し訳ないけど、私から。

先日、陸上競技場の下請ってどうかその状況をタブレットに入れさせてもらってますので、皆さん見ておいてください。

これは、随時進行しますので、途中経過もぜひお願いをいたします。

それでは、今、お願いしたことを執行部の皆さん、よろしく願いいたします。

それでは、総括を終わります。



採 決

藤田昌隆委員長

それでは、これより採決を行います。



議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

藤田昌隆委員長

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当文教厚生常任委員会に付託された分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当文教厚生常任会に付託された分については、原案のとおり可決いたしました。



藤田昌隆委員長

なお、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



藤田昌隆委員長

それでは、以上で本日の日程は終了いたします。

これにて文教厚生常任委員会を散会いたします。

午前11時52分散会

令和4年9月29日（木）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

地域福祉課長補佐兼生活支援係長 豊増秀文

高齢障害福祉課長 竹下徹

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 犬丸喜代子

高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下川有美

こども育成課長 林康司

こども育成課保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 豊住佐知子

健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼

保健センター所長 名和麻美

健康増進課保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長 井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 佐藤敦美
スポーツ振興課長 小川智裕
スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉
スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司
スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子
国スポ・全障スポ推進課総務企画係長 小石基博
国スポ・全障スポ推進課競技式典係長 安川直樹
文化芸術振興課長兼市民文化会館長 八尋茂子
文化芸術振興課文化芸術振興係長 佐藤直美
文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長 中牟田恒

教育部長 小柳秀和
教育総務課長 佐藤正己
教育総務課総務係長 城島直也
学校教育課長 古賀泰伸
学校給食課長兼学校給食センター所長 犬丸章宏
生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

地域福祉課、高齢障害福祉審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

報告（高齢障害福祉課）

指定障害福祉サービス事業者の指定取り消しに関する対応状況について

〔報告、質疑〕

こども育成課、健康増進課審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時16分開会

藤田昌隆委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooo

審査日程の決定

藤田昌隆委員長

本日より、令和3年度の決算の審査に入ります。

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

御手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、決算認定関連1件となっております。

審査日程につきましては、本日29日は、スポーツ文化部、健康福祉みらい部の順に関係議案の審査を行い、予定といたしまして、明日30日に教育部関係議案の審査、そして、10月3日を予備日といたしまして、4日は、現地視察、自由討議、総括、採決ということでお願いをしたいと思います。

なお、現地視察については、後ほど副委員長のほうから御説明をいたします。

審査日程については、以上のおり決したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって審査日程については、御手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察等について、説明をお願いいたします。

中川原豊志副委員長

まだ、現地視察の候補というのはございませんが、審査をする中で希望がありましたら、明日の午前中までに私のほうまで申出していただければと思っております。

よろしく申し上げます。

藤田昌隆委員長

それでは、執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時18分休憩



午前11時20分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、スポーツ文化部佐藤部長より挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

佐藤部長よろしく申し上げます。

佐藤敦美スポーツ文化部長

おはようございます。

まず、挨拶に入ります前に、先日9月22日、久光スプリングス練習拠点施設の見学に議員の皆様方お忙しい中、参加いただきまして、誠にありがとうございました。

今後、来年春の竣工に向け、順調に工事は進んでいるというふうにお伺いしております。

本市といたしましても、スプリングスの皆様が、来年、本市で本格始動していただけるように、そして、市民に開放していただく体育館を市民の皆様が、楽しく、そして、スポーツが楽しめる施設となりますように、本市といたしましても、しっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも、委員の皆様、御理解、御支援をよろしく願いいたします。

それでは、スポーツ文化部関係の令和3年度の決算審査にあたり、一言、御挨拶と概要を申し上げます。

スポーツ文化部は、スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課の3課で構成されております。

これらの3課におきまして、スポーツに関する業務、令和6年開催の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関する業務、文化芸術に関する業務など、心身ともに健全で豊かな生活を送るために必要な業務の執行に当たっております。

歳入は、各種施設使用料、各種国県補助金など、合わせて2億1,960万3,027円でございます。また、歳出は、14億8,403万1,458円でございます。一般会計全体の336億3,484万9,459円に占める割合は約4.4%となっております。

歳出の主なものとしたしましては、市民体育館及び市民文化会館改修工事、各種施設の維持管理経費のほか、スポーツ、文化芸術に関する事業等でございます。

以上、決算の概要を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれの担当課長が御説

明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

ありがとうございました。



スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

これより、スポーツ文化部スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課及び文化芸術振興課関係議案の審査を行います。

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

ただいま議題となりました、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について、スポーツ文化部関係分の主なものについて、令和3年度鳥栖市歳入歳出決算書により御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

決算書の49ページ、50ページをお願いします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節1社会教育使用料のうち、市民文化会館使用料及び次のページをお願いいたします。

定住・交流センター使用料につきましては、ホールや会議室等の使用料でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

次に、節2保健体育使用料は、体育施設21施設のうち17施設の使用料収入でございます。

このうち、スタジアム使用料は、鳥栖スタジアム及び北部グラウンドの使用料などで、スタジアム広告物等特別使用料は、スタジアム内の常設看板やホームゲーム時の広告看板の設置に伴う特別使用料でございます。

なお、スタジアム使用料につきましては、ホームゲーム感染症対策事業といたしまして、

スタジアムグラウンド使用料の減免を2021シーズンのサガン鳥栖ホームゲーム開催時に行っております。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

次に、59から60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節3社会教育費国庫補助金のうち、文化芸術振興費補助金につきましては、市民文化会館の空調設備機器の改修工事と、市民文化会館の感染防止のためのパーティションの購入に対する補助金で、補助率2分の1の国庫補助金でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

次に、69、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節5保健体育費県補助金、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技施設整備費補助金につきましては、市民体育館の空調設備等の導入に係る工事費に対する補助金でございます。

なお補助率は、国の補助金等を除いた経費の2分の1でございます。

古賀友子スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長

SAGA2024新しい大会に向けた市町準備経費補助金につきましては、2024年、令和6年に開催されます、SAGA2024国スポの各市町準備経費に対しまして、県から交付されたものでございます。

補助率は3分の2でございますが、各市町均等割と、各市町で開催する国スポの正式競技、特別競技の競技数に応じまして上限額を定められております。

鳥栖市におきましては、上限額での交付となっております。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

次に、87、88ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の教育雑入につきましては、定住・交流センターの自動販売機収入やコピー機使用料等、市民文化会館自動販売機収入及び定住・交流センターの喫茶コーナー使用料が主なものでございます。

小川智裕スポーツ振興課長

スタジアムネーミングライセンス料につきましては、駅前不動産ホールディングスからの収入でございます。

次に、自動販売機収入のうち、107万3,147円が、体育施設設備設置の自動販売機23台分の収入でございます。

89、90ページをお願いいたします。

光熱水費雑入のうち、304万7,348円が、スタジアム内に設置した通信機器などの電気使用料や、サガン・ドリームス事務所の光熱費などでございます。

古賀友子スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長

過年度報酬等戻入につきましては、令和2年度に雇用いたしました会計年度任用職員に対し、誤った額の報酬及び職員手当を支払っていたため令和3年度に過払い分の戻入れをお願いしたものでございます。

以上で、スポーツ文化部関係分の歳入についての説明を終わります。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書の247ページ、248ページをお願いします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費の主なものを御説明させていただきます。

節1報酬につきましては、会計年度任用職員2名分の報酬が主なものでございます。

節2給料から節4共済費までは、文化芸術振興課10名分の人件費及び節3職員手当等には、会計年度任用職員2名分の期末手当を含んでおります。

節10需用費のうち、燃料費は、ホールの空調に使用するガス代等で、光熱水費は、電気、上下水道代でございます。

修繕料は、施設や備品の修繕費でございます。

節12委託料のうち、市民文化会館管理業務等委託料につきましては、施設の清掃業務、空調、消防、電気設備等の保守点検業務、舞台運営業務などに要した経費でございます。

市文化事業委託料につきましては、市内の小中学校や保育園、幼稚園にプロの演奏家が訪問して、生の演奏を行うアウトリーチ事業などを文化事業協会へ委託して行った経費でございます。

ピアノコンクール委託料は、フッペル鳥栖ピアノコンクールに要した経費でございます。

次の、市民文化祭委託料は、令和3年11月に開催しました鳥栖市民文化祭に要した経費でございます。

市文化事業、フッペル鳥栖ピアノコンクール、市民文化祭の事業内容につきましては、令和3年度決算における主要施策の成果の説明書105ページに記載しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

続きまして、節14工事請負費のうち営繕工事費につきましては、市民文化会館の空調設備機器の分解整備工事、大ホールの照明の調光システムの更新などに要した経費でございます。

市民文化会館改修工事費につきましては、主要施策の成果の説明書で御説明をさせていただきます。

主要施策の成果の説明書104ページをお願いいたします。

市民文化会館改修工事につきましては、鳥栖市公園施設長寿命化計画に基づき、建物や機械設備等の改修工事を行っております。

工事内容といたしましては、屋根改修工事費は、耐久劣化した屋根の防水改修工事、次の小ホール舞台機構改修工事費は、どんちょうやスクリーンなど、天井から吊っているものの機械設備の更新に要した経費でございます。

駐輪場等改修工事費、屋外照明灯工事費は、文化会館北側に設置しております駐輪場と、屋外照明灯の更新に要した経費でございます。

決算書247、248ページをお願いいたします。

節17備品購入費につきましては、作品展示用のパネルやパーテーションなどの購入費でございます。

249、250ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、文化事業推進補助金は、文化事業協会が行うクラシックやポップス、子供向けのコンサートや、落語や漫才などの有料公演事業の一部を助成するものでございます。

文化芸術振興補助金は、鳥栖子どもミュージカル、鳥栖市民劇団の2団体に対する補助金でございます。

次に、目7定住・交流センター費の主なものについて御説明いたします。

定住・交流センター費は、サンメッセ鳥栖及び都市広場の管理に要する経費でございます。

節1報酬、節3職員手当等及び節8旅費につきましては、貸館業務及び図書コーナー業務を担当する会計年度任用職員7名分の人件費でございます。

節10需用費のうち、光熱水費は、電気、上下水道代でございます。

修繕料は、都市広場の屋外照明灯修繕、施設内の避難用誘導灯修繕など、設備や備品の修繕費でございます。

節12委託料につきましては、施設の清掃業務、空調、消防、電気設備等の保守点検業務、舞台運営業務などに要した経費でございます。

節14工事請負費につきましては、ホールの舞台の幕の更新に要した経費でございます。

節17備品購入費につきましては、一般書や児童書の図書の購入に要した経費でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

次に、251、252ページをお願いいたします。

項5保健体育費、目1保健体育総務費の主なものについて、御説明をさせていただきます。

節1報酬のうち、スポーツ推進委員報酬につきましては、48名分の活動報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、スポーツ文化部長1名、スポーツ振興課再任用含み13名、国スポ・全障スポ推進課職員7名、合計21名の人件費でございます。

節7報償費のうち、謝金につきましては、東京2020オリンピック聖火リレー実施時の司会及び演奏いただきました鳥栖商業高校吹奏楽部への謝金でございます。

節10需用費のうち、消耗品費及び印刷製本費につきましては、主に東京2020オリンピック聖火リレー関連分でございます。

節11役務費のうち市民災害賠償保険料につきましては、市が主催または共催する行事等で事故があった場合に、見舞金や賠償金等を支払う全国市長会市民総合賠償補償保険の保険料でございます。

節12委託料のうち、地域交流推進事業委託料につきましては、令和3年度決算における主要施策の成果の説明書で御説明をさせていただきます。

106ページをお願いいたします。

事業名は地域交流推進事業で、目的といたしましては、鳥栖市をホームタウンとするプロスポーツチーム、サガン鳥栖、久光スプリングスと連携し、ホームゲームの活用等による交流の推進や地域との積極的な関わりによって地域の活性化を図るものでございます。

事業内容といたしまして、サガン鳥栖関係といたしましては、マッチデー冠スポンサー、選手等の地域イベントへの参加などを行っております。

久光スプリングス関係といたしましては、選手等の地域イベントの参加やバレーボールクリニックを開催いたしております。

サガン鳥栖関係で、市内各所8地区のイベントに参加し、住民と交流を図ることでチームを身近に感じていただくことができいております。

その中で、基里中学校の合唱コンクールに選手が参加した際は、ピアノの弾き語りを選手が披露いただき、大変御好評をいただいているところでございます。

久光スプリングス関係でいきますと、市民体育館リニューアル記念イベントに元スプリングス選手であります、新鍋さんに参加いただき、また、市内中学校女子バレーボール部を対象に開催し交流を図っているところでございます。

決算書、253、254ページをお願いいたします。

聖火リレー関連業務委託料につきましては、主に沿道警備業務の委託料となっております。

節13使用料及び賃借料のうち、イベント用品借上料につきましては、聖火リレーにおける音響設備等の借上料、自動車借上料につきましては、スポーツ推進委員研修に伴うバス借上料でございます。

節18負担金、補助金及び交付金のうち、県プロサッカー振興協議会負担金につきましては、

サガン鳥栖を通じたスポーツ文化を育てることを目的とし、事業といたしまして、サガン鳥栖選手とのふれあいサッカー教室、公式戦への招待や、集客イベントを行うプロサッカー振興協議会への負担金でございます。

市スポーツ協会補助金につきましては、市民の体力向上とスポーツ水準の向上に寄与し、スポーツ振興に取り組む市スポーツ協会の運営補助金でございます。

スポーツ大会出場費補助金につきましては、市民が県代表として全国や九州地区等におけるスポーツ大会に出場する際に、出場費の一部を補助するもので、令和3年度は、空手道、卓球など、8の全国大会等に出場された13名の方々に対する補助金でございます。

次に、目2体力づくり運動推進事業費の主なものについて御説明させていただきます。

節7報償費のうち、謝金につきましては、女性、高齢者などを対象としたスポーツ教室及び、緒方孝市ベースボールクリニックなどの講師謝金でございます。

節12委託料トレーニング指導業務委託料につきましては、市民体育館諸室のトレーニングルームにおいて行っておりますトレーニング指導業務に要した経費でございます。

次に、255ページ、256ページをお願いいたします。

目3体育施設費の主なものを御説明申し上げます。

節1報酬、節3職員手当等につきましては、市民体育館をはじめとする体育施設管理のための、21名の会計年度任用職員の報酬手当等でございます。

節8旅費につきましても、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

節10需用費のうち、消耗品費につきましては、主にスタジアム等の芝管理に要する資材代や、各体育施設の消耗品などでございます。

光熱水費は、スタジアムをはじめとする体育施設の電気、上下水道、ガス代でございます。

修繕費は、各体育施設の建物や備品の修繕費でございます。

節12委託料のうち、施設管理委託料につきましては、体育施設の警備業務、電気工作物、空調設備、消防設備等の保守点検業務や、清掃業務、樹木草刈り業務等に要した経費でございます。

設計委託料につきましては、令和6年度開催のSAGA2024国スポの試合会場となる、市民体育館諸室外壁等改修工事及び陸上競技場管理棟改修工事の設計に要する委託料でございます。

工事監理委託料につきましては、市民体育館大規模改修工事及び市民体育館諸室改修工事の監理に関する委託料でございます。

節13使用料及び賃借料のうち、事務機等借上料につきましては、芝管理用ダンプなどの借上料、施設用器具借上料はトレーニング機器などの借上料でございます。

節14工事請負費のうち、営繕工事費につきましては、スタジアムトイレ水洗工事などでございます。

市民球場改修工事費及び市民体育館改修工事費につきましては、主要施策の成果の説明書で御説明をさせていただきます。

108ページをお願いいたします。

市民球場改修工事費につきましては、令和6年開催のSAGA2024国スポ会場として使用されるための改修を行うもので、令和3年度の事業費は、6,548万2,000円。

グラウンド改修、メインスタンドベンチ等改修工事を行っております。

なお、令和4年度以降、夜間照明のLED化を行うこととしているところでございます。

続きまして、主要施策の109ページをお願いいたします。

こちらのほうが、市民体育館改修事業についての説明でございます。

こちらの市民体育館におきましても、同じく令和6年度開催のSAGA2024国スポ・全障スポ会場として使用されるための改修を行うもので、令和3年度事業費は、4億5,586万3,000円。

体育館においては、屋根、外壁、トイレ、更衣室、アリーナ床、照明器具改修、空調設備設置を行い、諸室におきましては、設計業務、照明器具改修、空調設備設置を行っております。

設置いたしました空調設備につきましては、利用者の方から大変好評をいただいているところでございます。

なお、令和4年度に、諸室の屋根外壁改修、トイレ改修等を実施することといたしております。

決算書、255、256ページをお願いいたします。

節16公有財産購入費につきましては、スタジアム第1、第2駐車場の買戻しでございます。

節17備品購入費につきましては、主に、サガン鳥栖ホームゲーム時に鳥栖スタジアムで使用する選手ベンチ、鳥栖スタジアムで使用します、芝管理機器等の購入費でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

257、258ページをお願いいたします。

目4国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進費の、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、国スポ・全障スポ推進課の会計年度任用職員1人分でございます。

節18負担金、補助及び交付金のSAGA2024実行委員会負担金につきましては、鳥栖市実行委員会の運営費に対する負担金でございます。

以上で、議案乙第28号、令和3年度鳥栖市一般会計決算認定のうち、スポーツ文化部関係

分の説明を終わります。よろしくお願ひします。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

飛松妙子委員

90ページのところで、過年度報酬等戻入が10万861円あって、過払いしてそれを戻してもらったっていう、これ、もう少し詳しくお話しいただけますか。

古賀友子スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長

令和2年度から、これまで嘱託職員としておりました臨時職員が会計年度任用職員となりました。

会計年度任用職員につきましては、過去5年間の鳥栖市嘱託職員としての経験年数によって報酬額が異なりますが、この経験年数の換算を間違っていたため、誤った額を支払っておりました。

それを、令和3年度に再雇用するときに計算いたしておりまして、誤りに気づきましたので、令和3年度中に返してもらったということになっております。

飛松妙子委員

それは、いつからいつの何か月分間違って、いつの時点で戻されたのか。

会計年度任用職員の方々ってやっぱり、毎月の給与を生活に充てられると思いますので、いきなり10万円返せと言われても、かなり厳しい部分もございますから、どのようにその返還を求められたのかも教えてください。

古賀友子スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長

令和2年4月から翌年2月までの11か月間を誤って支払っておりまして、3月分は令和3年度分の計算をいたしましたときに、正しい額での支払いをしております。

返還につきましては、10万円を超えておりましたので、その方が同じく令和3年度にも会計年度任用職員として雇用させていただいておりましたので、毎月1万円ずつと、あとボーナス時とということで、4月、5月と7月から11月までと、ボーナス月の6月ということで、お金を返していただいているような形になっております。

飛松妙子委員

分かりました。

その方への謝罪というのは、そのときにきちんと部長からされたんでしょうか、その方に対してどのように対応されたのか教えてください。

古賀友子スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長

当時の課長から、謝罪とその説明をしております。

飛松妙子委員

それで納得していただいたということではあると思うんですけど、お金の部分ってとてもシビアですので、丁寧な計算と説明を。

また、次に雇っていただいているからやっぱりあまり文句も言えないと思うんですね。

1万円返すのも大変だったんだらうなということも思いましたので、次回からこういうことがないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、ほかの部署にも、同じことがないようにとお伝えしていただきたいと思います。

中川原豊志委員

歳入のところで、52ページ、体育施設の使用料関係のところなんですけれども、令和2年度からすると、コロナが少し緩和されたのかなっていう感じもあるので、使用料の推移をコロナ前とコロナ後で分かれば教えていただきたい。

定住・交流センター使用料も同じようにコロナ前とコロナ後で分かれば推移を教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

コロナの影響につきましては、大分回復傾向にはございます。

今回の使用料、あと利用者のほうですけれども、主要施策の資料と併せて御説明をさせていただきますと思います。

107ページをお願いいたします。

こちらのほうに、施設利用者の推移の記載をさせていただいております。

コロナ禍前の令和元年、こちらのほうが、大体70万人切るぐらいの推移をしております。

令和3年度におきましては、42万2,000人とどまっているところでございます。

この大きな要因といたしましては、スタジアムの利用者がまだ戻ってきてないところが大きな要因でございます。

それ以外といたしましては、スタジアムと北部を除くと、令和2年度に比べますと、微減でございます。

その理由といたしましては、体育館、市民球場が改修しておりまして、その期間ちょっと閉めていたという問題がございます。

その理由で、利用者のほうは、まだ戻ってきていないところではございます。

ただ、それ以外の体育施設につきましては、推移を見ますと、大体、コロナ禍前には戻ってきているところでございます。

中牟田恒文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長

定住・交流センターですけれども、平成30年度の歳入につきましては、約2,000万円ほどございました。

令和元年が1,800万円ほどと、ちょっと落ち込んでおります。

令和2年も同じような推移となっていて、コロナの影響で1,800万円台となっております。

藤田昌隆委員長

今のところ、もう少しはっきり言ってくれん。

中牟田恒文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長

手元の資料が——すみません、間違いました。

令和2年度ですね、1,398万7,840円になります。

中川原豊志委員

令和2年からすると、若干回復傾向にはある、もう少しコロナが落ち着くとコロナ前ぐらいには戻ってくるだろうというふうなことで、令和3年度はその時よりも若干少ないというところでよろしいですね。

分かりました。

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

成富牧男委員

今のところ、51、52ページのスタジアム使用料について、これは、北部グラウンドの使用料もここに含まれるということでしょうか。

毎回聞いておりますが、スタジアムの利用状況は、サガン鳥栖の練習とそれ以外の市民なのか、どういうふうになってるの。

小川智裕スポーツ振興課長

北部グラウンドの利用状況でございます。

一応、件数といたしまして、年間で252件上がっております。

そのうち、サガン鳥栖以外の利用状況については、令和3年度は延べで16件利用の申込みがっております。

ただ、コロナで1件中止になっておりますので、実質的には、15件の利用となっております。

成富牧男委員

252件というのは、1日に何回か使うんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

貸出し状況にもよるかと思います。

成富牧男委員

252件あって、いろいろやり方はあるけど、サガン鳥栖以外は16件しかないんですね。

以前聞いたときに、いわゆる条例上の根拠。

サガン鳥栖が252件、市民の利用は15件しかなかった。

それ以外はサガン鳥栖だということですね。

どういう押さえ方になってるんですか。

一般使用と——サガン鳥栖の優先使用みたいになってる？

小川智裕スポーツ振興課長

北部グラウンドにつきましては、規則では独占的な利用は禁止しているところでございます。

ただし、市長が特に必要と認める場合、利用は可能としておりまして、サガン鳥栖に対しては、特別に必要があるということから利用を認めているところでございます。

成富牧男委員

そこまでいつもやり取りしているんですけどね。

私は、市長が特に認める時というのは、例外規定だと思うんですよ。

一般的には、平等にやりなさいと。

これは、結局、サガン鳥栖が先押さえするっていうやり方になってるんですかね。

小川智裕スポーツ振興課長

サガン鳥栖の利用を優先して、受け付けているところでございます。

成富牧男委員

やはり、条例上ちょっと無理があると私は思います。

だから、もし現状に合わせるのであれば、そこら辺もうちょっと検討をされた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

他市の状況も確認させていただきたいと思っております。

中川原豊志委員

254ページの、市スポーツ協会補助金について、各団体に幾らぐらい補助しているかという、詳細な資料というのはございますか。

もしなければ、休憩挟んで出してもらってもいいんですけどもと思って。

藤田昌隆委員長

各団体にどれだけ分配をされてるかってことでしょうか、今答えられる？

小川智裕スポーツ振興課長

いいえ

藤田昌隆委員長

じゃあ、その資料は午後から各議員に手元配付でいい？

それでよろしいですか。

中川原豊志委員

はい

藤田昌隆委員長

午後から、各団体にどれだけ金額が入ってるのか、その資料を手元資料でください。

飛松妙子委員

先ほど、体育施設維持管理のところで利用者の推移ですね、全体的な人数を記載していただいたと思うんですが、収入はそれごとに収入額を書かれておりますので、できたら施設ごとに、利用人数を推移で、今度から表していただけると、どこがどうなってるのか私たちも審査がしやすいので、ぜひそういうふうにしていただきたいと思うんですが、その各施設ごとの利用人数の推移は、持ってらっしゃいますか。

小川智裕スポーツ振興課長

各施設ごとの利用者数の推移は把握しております。

飛松妙子委員

もし出せるんだったら、今日、資料として出していただき——今日というか、次回でもいいので出していただければと思いますし、また、来年度からの決算資料にはそのようにしていただければと思います。

藤田昌隆委員長

さっきの資料と一緒に出せますか。

小川智裕スポーツ振興課長

推移になると、集計をする必要が出てきます。

単年度であれば、把握はしているんですけども。

藤田昌隆委員長

じゃあ、副委員長の分と飛松議員の分を。

副委員長の分は、すぐ出せそうですから出してもらって、飛松議員の分は、委員会中に出していただければと思います。

よろしくをお願いします。

そうしたら、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後0時4分休憩



午後1時11分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

小川智裕スポーツ振興課長

配付させていただきました資料について、御説明をさせていただきます。

1枚目、体育施設利用状況につきましては、過去4年間ではございますが、推移のほうを記載させていただいております。

先ほど口頭で申し上げさせていただきましたけれども、鳥栖スタジアムにつきましては、ちょっとまだ入場者数が伸び悩んでるところで、このような結果になっております。

市民体育館と市民体育館の諸室についても、令和2年度よりも減少しておりますが、ここにつきましては、改修のために7月までで貸し止めを行っておりますので、その影響がございます。

市民球場につきましても、改修工事に伴いまして、9月まで貸し止めを行ってございましたので、このような数字となっているところでございます。

その他施設につきましては、コロナ禍前より戻ってきてる分、前年度の令和2年よりも増加傾向にはございます。

まだ回復期にあるものと思っておりますのでございます。

もう一枚の配付させていただきました資料につきましては、市スポーツ協会の団体に対する、運営費補助金、名称といたしましては、種目別競技団体運営補助金となっております。

27団体に対しまして、令和3年度、225万1,000円補助金の支出をしております。

算出方法につきましては、表の下側のところに記載をさせていただいております。

均等割が3万円、活動割といたしまして、主催する大会の回数等に応じて、積算をされるような形で補助金の算出をしてあるところでございます。

御説明を終わらせていただきます。

樋口伸一郎委員

市スポーツ協会補助金について、質問なんですけど。

種目別競技団体運営補助金は分かったんですけど、金額自体は、693万4,000円になってるので、口頭でいいので、その内訳、活動の詳細とか、約700万円ぐらいのお金でどのような活動を実際行って、この金額が必要なのかっていうところを御説明いただけますか。

小川智裕スポーツ振興課長

令和3年度の決算におきまして、嘱託職員、市でいう会計年度任用職員が1名おりまして、その人件費といたしまして、270万円程度かかっております。

団体に対する補助金といたしましては、先ほどの分が225万1,000円ございまして、県民スポーツ大会の選手強化費が今回支出をされております。

これが、100万円強出ている状況でございます。

あと、その他運営に係る消耗品関係、コピー機の借り上げとかございますので、そこで、120万円ぐらいが必要な経費としてかかっているところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

大体このぐらいの金額になりましたね。

市スポーツ協会さんからの決算資料っていうか、その確認はされてるんですよね。

その確認をいいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

スポーツ協会の決算関係を把握した上で、補助をさせていただいております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、提供された決算資料って言って適切なのかあれなんですけど、その金額自体が実際に必要なのか、本当にかかっているのかとかいうのまでちゃんと検証はされてるんですよね。

実際にこれだけの金が本当に必要なのかっていうのを聞き取ったりをしてるのかっていうのを知りたいんですけど。

小川智裕スポーツ振興課長

交付申請書に必要な添付書類に、予算書関係とか、実績報告についても求めております。

その内容の精査も行っているところでございます。

樋口伸一郎委員

市のスポーツ協会は、イメージでは、必要な金額を糸目をつけずに出すって言ったらかかしいですけど、そういう印象も受けやすい部分でもあるかなと思うので、今言われたように、その妥当性というか必要性をきちっと検証された上で、委員会等で審査するに当たってはそれが説明できるように引き続きお願いしておきます。

次に、256ページのスタジアム駐車場用地購入費です。

さっき御説明いただきましたよね。

まず、年次的に買い戻していったと思うんですけど、進捗状況というか、もうそろそろ大体終盤だったと思うんで確認だけさせてもらっていいでしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

第1、第2駐車場を現在買い戻し中で、令和2年度から買い戻しを行っております。

令和6年度まで買い戻しにかかる予定でございます。

樋口伸一郎委員

今の段階では、まだあと2年度あるので、何とも言い難いでしょうけど。

買い戻すっていうのは分かってるんですけど、何かお考え等が現在であるのか、なければいいです。

小川智裕スポーツ振興課長

スタジアムの駐車場として、買い戻しを行っているところでございます。

樋口伸一郎委員

ちょっと早過ぎるのかなっていうタイミングで何で聞いたかっていうと、買い戻してる最中はお金が動きますよね。

なので、年度ごとに金額が出てくるわけじゃないですか。

2年後ぐらいに、もう買い戻してしまえば、きちっとしたお金が動かなくなるので、なかなか情報等が出にくくなるかなっていうのもあって、駐車場用地ということやったんですけど、今の段階で何か考えとか方針があればということで聞いたんですよ。

1つは、その買い戻した用地については、なかなか情報が入りにくくなるかなと思うんですよ。

それをずっと覚えておくこともできないので、例えば、もう買い戻してしまった後に、今後はその用地に関して、駐車場をどういうふうに進めていくとか情報提供については、またしていただけますかという質問をしたいんですが。

小川智裕スポーツ振興課長

現状といたしましては、スタジアム駐車場用地として買い戻しを行っておりますので、今後どのような形になるかというのは、まだ分かりません、。

樋口伸一郎委員

今後お金が動かなくなってきたら、なかなか情報を得る機会もないので、駐車場用地以外の考えとか方針が少しずつ定まってくれば、議会とか委員会には、ぜひ報告はしてほしいですっていう要望で終わります。

成富牧男委員

決算書にはないですけど、この間の総合計画の実施計画に上がってます、（仮称）健康スポーツセンター整備事業。

実施計画で、令和3年度から令和5年度の3年間のことが書いてありますので、令和3年度どうであったかということをお尋ねしたいと思います。

ここでは、令和3年度は、実施時期の検討ってなってるんですね。

令和4年度も、5年度も検討ですけど、ただ事業内容の中に米印があって、新庁舎整備事業の進捗や、令和6年度に予定されている国民スポーツ大会の開催スケジュール等を勘案し、実施時期等を検討するとあります。

それで、今、審査の対象になってる令和3年度この期間にどういう検討をされたのか、それからここに、先ほどの事業内容に書いてある令和6年度に予定されている、国民スポーツ大会の開催スケジュール等を勘案し、実施時期等を検討するというのはどういう意味なのかお尋ねします。

小川智裕スポーツ振興課長

健康スポーツセンターにつきましては、スケジュールといたしまして、周辺が令和6年に開催のSAGA2024の会場となっておりますので、開催後の適切な時期に実施時期を検討して参っているところでございます。

開催スケジュールを勘案し、というところにつきましては、場所のほうは、市民球場、市民体育館を使うとなっておりますので、その開催状況でおもてなしブースとか、そういった場所等にも検討されてあるところから、開催のスケジュール等を勘案しというところで、検討のほうを進めているところでございます。

成富牧男委員

要は、この実施計画の3年間では基本的に動かないってことですよね、令和5年度までは。

動き出すのは、令和6年度に予定されている、国民スポーツ大会の開催の後になると。

要は、まだ諦めてないねというのは分かりましたんで、それで十分です。

藤田昌隆委員長

すいません、できたらこれ決算の認定ですんで、この数字に対しての認定をやってますので、その辺はベテラン議員でございますので。

まずするのは、上がってきた数字をきちんと認定するか。

幾ら時間があっても足りませんので、すいません、その辺は御理解のほうよろしくお願ひします。

田村弘子委員

250ページにある、定住・交流センターの図書購入費は、一般図書、児童書、雑誌など、どのような割合で、何冊ぐらいの本を買われているか分かる範囲で教えていただければ幸いです。

お願いいたします。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

これには、雑誌は入っておりません。

一般図書ということで、歴史物とか、ハードブック、そういうものの一般図書と言われるものが340冊、児童図書と言われるものが、265冊ということになっております。

605冊のうち、56%、44%ずつになります。

田村弘子委員

サンメッセは、結構児童図書を借りに来られて、休憩スペースや畳のスペースがあって、昔はライブラリーを見れたり、児童図書の利用者の方たちが長時間滞在されるような造りになってますので、もうちょっと児童図書の割合を増やしていただけるといいなと思います。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午後 1 時27分休憩



午後 1 時36分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、健康福祉みらい部長から挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

古賀達也健康福祉みらい部長

それでは、健康福祉みらい部関係の令和3年度の決算に当たりまして、一言御挨拶と概要

を申し上げます。

健康福祉みらい部につきましては、地域福祉課、高齢障害福祉課及びこども育成課の3課に、社会福祉法上の福祉事務所と健康増進課を加えました4課で構成をされております。

これらの4課におきまして、高齢者や障害者、児童、生活困窮者などの福祉に関する業務、子育て支援に関する業務、保健予防、健康づくりに関する業務など、心身とも健全で安心して日常生活を送るため必要な業務の執行に当たっております。

歳入では、保育所、保育料、各種国県負担金、補助金など、91億2,771万8,985円でございます。

また、歳出は、135億4,381万5,121円でございます。一般会計全体に占める割合につきましては、約40%となっております。

歳出の主なものとしたしましては、障害者自立支援給付費、それから、鳥栖地区広域市町村圏組合の負担金、施設型給付費負担金、生活保護費、定期予防接種等の委託料、また、新型コロナウイルス感染症対策関連としたしましては、住民税非課税世帯や子育て世帯への臨時特別給付金、ワクチン接種委託料など、その他、社会福祉、健康増進に関連する事業費でございます。

以上、決算の概要を申し上げますけれども、詳細につきましては、それぞれの担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。



地域福祉課、高齢障害福祉課

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

それではこれより、健康福祉みらい部地域福祉課及び高齢障害福祉課関係議案の審査を行います。

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

竹下徹高齢障害福祉課長

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について、健康福祉みらい部地域福祉課及び高齢障害福祉課関係の主なものにつきまして、令和3年度鳥栖市歳入歳出決算書等により説明いたします。

まず、歳入の主なものから説明いたします。

鳥栖市歳入歳出決算書の47、48ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、節1社会福祉費負担金でございますが、主なものといたしまして、老人保護措置費負担金につきましては、養護老人ホームに措置された方が納めます、負担金でございます。

次に、49、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉使用料でございます。

主なものといたしましては、地域活動支援センター及び鳥栖・三養基地区総合相談支援センターをそれぞれNPO法人が使用しておりますので、その使用料、また、老人福祉センター使用料などがございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

続きまして、53、54ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者に対する国民健康保険料軽減分を、国、県で負担することによって、国保基盤を安定させるもので、国の負担率は2分の1でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

特別障害者手当等給付費負担金につきましては、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者、障害児に対して支給しております手当の国庫負担分で、国の負担率は4分の3でございます。

障害者自立支援給付費負担金は、障害者の介護及び訓練等給付費、療養介護医療費、補装具などの給付に対する国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

障害者自立支援医療費負担金は、身体障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

障害児施設措置費負担金は、障害児の通所、相談支援等のサービス給付に係る国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

次に、節3生活保護費国庫負担金のうち、生活保護費負担金につきましては、生活扶助、医療扶助等に伴う国の負担金で、国の負担率は4分の3でございます。

自立相談支援事業費負担金につきましては、生活困窮者に対する就労相談支援や、住宅確保のための給付業務等に対する国の負担金でございまして、国の負担率は4分の3でございます。

続きまして、55ページ、56ページをお願いいたします。

項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症により、生活困窮する世帯に対する給付金で、国の補助率が10分の10でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じページの、目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金の主なもののうち、地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者総合支援法に基づき、障害のある人がその能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供する事業の実施に対する補助金で、国の補助率は2分の1以内でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

次に、57、58ページをお願いいたします。

節3 生活保護費国庫補助金、このうち、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、家計改善支援事業、被保護者就労準備支援事業、避難行動要支援者支援事業、アウトリーチ等の充実による自立支援機能強化事業、レセプト活用医療扶助適正化事業に伴う補助金でございまして、それぞれ補助率に応じておるものでございます。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事務費補助金と、次の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活に困窮する世帯に対し、就労による自立を図るための事務に要する補助で、補助率は10分の10でございます。

続きまして、61、62ページをお願いいたします。

款17 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費県負担金のうち国民健康保険基盤安定負担金につきましては、先ほど説明いたしました国民健康保険軽減分に対する、今度は県の負担金で、負担率は、保険者支援分が4分の1、保険税軽減分が4分の3となっております。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じく、社会福祉費県負担金のうち、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金、障害児施設措置費負担金につきましては、国庫負担金のところでも述べましたように、それぞれの費用に係る県の負担割合に伴うもので、県の負担率は、いずれも4分の1でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

次に、63、64ページをお願いいたします。

節3生活保護費県負担金、これにつきましては、生活保護法第73条に規定されております、居住地が明らかでない保護者等の保護費等に要する県の負担金でございます。

負担率は4分の1でございます。

それから、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金、民生委員・児童委員活動費等交付金につきましては、民生委員、児童委員の活動に対する交付金でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じく、社会福祉費県補助金のうち、重度心身障害者医療助成事業費補助金は、重度心身障害者の医療費助成に係る補助金でございます、補助率は2分の1でございます。

地域生活支援事業費補助金は、障害者が自立した日常生活を送るためのサービス提供に係る補助金で、県の補助率は4分の1以内でございます。

地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金につきましては、認知症高齢者グループホームの施設整備と開設準備に係る補助金でございます。

続きまして、79、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入のうち、地域支援事業受託料は、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険からの受託料で、地域支援事業として、介護予防事業、包括的支援事業、食の自立支援事業などの実施に関するものでございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

同じく、79、80ページです。

項6雑入、目4雑入、節1生活保護雑入、生活保護費返還金につきましては、生活保護費の返還金となっております。

竹下徹高齢障害福祉課長

83、84ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、障害児通園施設介護給付費につきましては、ひかり園で実施しております療育等の介護給付費でございます。

地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金返還金につきましては、平成27年度に社会福祉法人健翔会に支払った補助金につきまして、事業廃止に伴う返還金でございます。

藤田昌隆委員長

すいません、説明するときに金額を全部抜かしてあるけん、金額まで言ってくれんかな。

竹下徹高齢障害福祉課長

そうしたら、その下、高齢者福祉施設雑入794万4,720円につきましては、高齢者福祉施設内の中央デイサービスセンターに係る光熱水費等の事業者負担分となっております。

令和2年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金6,125万3,400円につきましては、広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算による精算に伴う、市町負担金の返還金となっております。

歳入の主なものについては、以上となります。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。

資料は、127、128ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、節1報酬につきましては、人権擁護審議会委員の報酬2万8,500円、民生委員推薦会委員報酬が19万9,500円でございます。

それから、節2給料から節4共済費までは、健康福祉みらい部長及び地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課、広域市町村圏組合派遣職員46名分の人件費となっております。

節7報償費につきましては、地域福祉計画策定に伴います委員謝金、それから、民生委員、児童委員を退任される方の記念品代及び戦没者盆供物代等でございます。

節12委託料につきましては、主なものが、避難行動要支援者事業システムの保守点検でございます。

16万5,000円分ですね、これが保守点検分でございます。

それから、節17備品購入費でございます。

これにつきましては、施設用備品購入費ということで、社会福社会館のサーモグラフィカメラと椅子、それから椅子を収納するための台車を購入した分でございます。

節18負担金、補助及び交付金、社会福祉協議会補助金が3,074万1,000円ですね。

ふれあいのまちづくり事業補助金757万3,000円。

それから、福祉ボランティアのまちづくり事業補助金325万8,000円につきましては、令和3年度決算における主要施策の成果の説明書28ページ、こちらでお示しておりますけれども、社会福祉協議会に対しまして、運営費の一部、それから地域福祉活動、社協の運営費の一部、地域福祉活動福祉ボランティアの育成、活動支援のための経費、これを助成するものでございます。

それから、全日本同和会補助金400万円、これは、人権同和対策等への活動に対する補助金。

それから、民生委員・児童委員活動補助金2,034万2,400円、これは民生委員児童委員連絡協議会の運営経費及び負担金等の経費の補助分となっております。

次に、節27繰出金、国民健康保険特別会計繰出金が、6億9,133万1,139円。

これにつきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます、国保会計職員の
人件費、国保基盤安定、出産育児一時金等の事業に対するものでございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

目2障害者福祉費でございます。

節1から節4の主なものとしたしましては、会計年度任用職員として、ひかり園の指導員
5名及び障害者支援係の窓口等職員4名分の人件費に係るものでございます。

131、132ページのほうに行きまして、節7報償費につきましては、ひかり園の言語聴覚指
導等の指導員及び臨床心理相談時の謝金及び障害者相談員の謝金208万4,100円となっており
ます。

続きまして、節12委託料の主なものとしたしまして、巡回支援専門員派遣事業委託料300
万円につきましては、保育所等に発達障害児支援専門員を派遣し、障害の早期発見、早期対
応等の支援を行うものでございます。

それから、相談支援事業委託料1,407万6,900円につきましては、鳥栖・三養基地区総合相
談支援センターが、障害のある方やその御家族からの相談に応じまして、権利擁護等の必要
な援助を行っております。

日中一時支援事業委託料332万361円につきましては、一時的に見守り等の支援が必要な障
害のある方に対しまして、日中の活動の場の提供や生活訓練を行う者を助成するものでござ
います。

社会福祉会館（身障センター）指定管理委託料948万円につきましては、施設の管理や機能
回復訓練、各種講座、更生相談事業等を、社会福祉協議会に委託をしております。

続きまして、133、134ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、地域活動支援センター補助金510
万円につきましては、在宅の障害のある方が通所により創作的活動や生産活動を行い、社会
との交流促進や地域生活支援を図るための地域活動支援センターの補助金となっております。

福祉タクシー助成金683万960円につきましては、身体障害者1級、2級、それから療育手
帳のA、精神保健福祉手帳の1級及び2級などの手帳を持つ方へのタクシー運賃の基本料金を
助成する助成金となっております。

続きまして、節19扶助費の主なものでございます。

重度心身障害者医療費1億1,977万6,946円につきましては、主要施策の成果の説明書30ペ
ージに載せております。

これは、重度心身障害者の医療費の保険診療にかかる自己負担額から500円を引いた額を助

成するものとなっております。

決算書の133、134ページに戻っていただきまして、障害者自立支援医療費7,275万8,015円につきましては、身体障害者の障害軽減、機能回復のための医療費を助成するものでございまして、対象となる医療は、白内障、角膜移植、関節、心臓、腎移植等の手術及び人工透析などとなっております。

障害児施設給付費8億5,207万7,679円につきましては、主要施策成果説明書31ページのほうを御覧ください。

決算書に戻っていただきまして、障害者自立支援給付費13億8,648万9,325円につきましては、主要施策の成果説明書29ページになります。

障害者総合支援法により、個々の障害のある方の障害程度や社会活動、介護者、居住などの状況を踏まえまして、個別に支給決定される障害福祉サービスの利用者に対する自立支援を行う給付でございまして、介護の支援を受ける介護給付、訓練などの支援を受ける訓練等の給付、地域生活のための相談支援を受ける相談支援給付などがございます。

決算書の135、136ページをお願いいたします。

障害者日常生活用具給付等事業費1,456万5,795円につきましては、日常生活用具を給付あるいは貸与することで、日常生活の利便性の向上を図るために、入浴の補助用具、特殊ベッドなどに対して給付をするものでございます。

特別障害者等手当2,348万1,980円につきましては、重度の障害の状態にあるために、日常生活で常時特別な介護を要する在宅の障害者の方に対して、手当を支給するものでございます。

続いて、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度分の障害者福祉関係の扶助費等の精算に伴う、国庫負担金等の返還金となっております。その額が901万9,459円でございます。

次に、目3老人福祉費でございます。

節1から節4の主なものとしたしましては、地域支援事業の事業費、介護予防事業、食の自立支援事業、紙おむつ、支給事業等になりますけれども、その分の人件費としての、高齢者支援係職員の人件費の一部及び会計年度任用職員2名の人件費でございます。

節7報償費につきまして、敬老祝金1,254万円につきましては、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の節目の方に支給をいたしております。

在宅寝たきり老人等介護見舞金につきましては、277万円でございますが、在宅で寝たきりの高齢者を介護する家族への見舞金となっております。

続きまして、137、138ページをお願いいたします。

節12委託料の主なものにつきまして、食の自立支援事業委託料2,413万5,600円につきましては、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで食事の調理等が困難な方に対しまして、食事の提供及び安否確認を行うものでございます。介護予防事業委託料1,720万8,827円につきましては、主要施策の成果の説明書32ページでございます。

一覧を載せておりますけれども、活動的な状態にある65歳以上の高齢者の方を対象として、いきいき健康教室、ふまねっと教室、ロコモーショントレーニング教室、平成28年度からはTOSUSHI音楽サロン、平成29年度からは、高齢者自身の健康維持向上とともに、高齢者を支える担い手の確保を目的に、介護予防サポーター養成講座それから、要介護や要支援状態に陥るリスクのある高齢者に対しましては、運動、栄養、口腔機能等の機能向上や改善指導を行います、元気が出る学校や、元気クラブ、それから、平成30年度からは支援の必要な高齢者を早期に発見しまして介護予防につなげることを目的といたしました地域巡回介護予防検診業務などを実施するなど、運動機能の改善、認知症予防等の介護予防教室の開催委託料となっております。

次に、節18負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金7億4,617万4,000円につきましては、介護保険事業に伴う介護給付給付費等に関する鳥栖地区広域市町村圏組合への負担金でございます。

主要施策の成果の説明書の33ページのほうにも記載をいたしております。

決算書のほうに戻っていただきまして、592万6,380円につきましては、75歳以上の高齢者また70歳以上の運転免許返納者及び更新しなかった者を対象とした路線バス、ミニバスの運賃助成となっております、1冊5,000円の乗車券を1,500円で購入できるというものです。

6冊まで購入できますので、1人当たり2万1,000円を上限に補助をしているものでございます。

シルバー人材センター補助金933万9,000円につきましては、高齢者の就労による生活向上、社会参加の促進など、地域の活性化を目指すシルバー人材センターへの補助金となっております。

敬老会補助金1,269万4,129円につきましては、町区などの敬老会を主催する方に対しまして、75歳以上の高齢者に、1人当たり1,500円を上限として補助を行っているものでございます。

地域福祉基金活用事業補助金100万円と、老人クラブ運営費補助金371万1,359円につきましては、鳥栖市老人クラブ連合会に対しまして、健康及び議会づくり事業に要する経費や、運営費を補助するものでございます。

続きまして、139、140ページをお願いいたします。

地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金4,115万1,000円につきましては、事業所の新設に伴う、施設整備事業及び開設準備にかかる補助金でございます。これも主要施策の成果の34ページのほうに、記載をさせていただいております。

対象は、九州メディカルサービス株式会社で、認知症高齢者グループホームの設置に対する補助でございます。

決算書に戻っていただきまして、地域介護・福祉空間整備補助金618万4,000円につきましては、高齢者福祉施設等の安全を確保するため、補助対象事業者に、防災改修工事の経費の一部を助成したものでございます。

こちらは、主要施策の成果の説明書35ページをお願いいたします。

対象事業者は、医療法人社団如水会でございます。認知症高齢者グループホームの大規模改修に対する補助となっております。

決算書に戻っていただきまして、386万6,315円につきましては、在宅の65歳以上の高齢者で所得税非課税の寝たきりの方に支給するための紙おむつ購入費でございます。

老人保護措置費につきましては、65歳以上の高齢者で環境上、経済上の理由で居宅での生活が困難な方の老人ホームに入所する経費としての措置費となっております。

次に、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度の県補助金等の返還金1,283万2,944円でございますが、これは、令和2年度県補助金等返還金及び平成27年度の地域医療介護総合確保基金事業の事業補助金の返還金でございます。

続きまして、目4老人福祉センター費でございます。

節1及び節3につきましては、会計年度任用職員3人分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、主なものといたしまして中央老人福祉センター等の燃料費や光熱水費が主なものでございます。

節12委託料でございますが、施設管理委託料706万8,056円につきましては、中央老人福祉センターの清掃、機械設備の保守管理、昇降機点検などの維持管理に伴う施設管理委託料でございます。

工事監理委託料につきましては、昨年度高齢者福祉施設の外壁等改修工事を行っておりますが、その工事監理委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、高齢者福祉施設の空調設備及び外壁等の改修工事に関わるもので、8,504万2,100円となっております。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

続きまして、141、142ページをお願いいたします。

目6住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費でございます。

主要施策の成果の説明書38ページにお示しをしております。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活、暮らしの支援が受けられるように、住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯当たり現金10万円を給付するものでございます。

この事務に要する分として、節1報酬から、節10需用費までにつきましては、事務に要する会計年度任用職員の人件費、それから職員の時間外手当、説明チラシ等の印刷製本費でございます。

節11役務費につきましては、確認書等を発送しておりますので、その郵送料、それから、口座に振り込みますので、その振込に要する手数料でございます。

節12委託料につきましては、システム改修、確認書等の封入封緘、告知チラシの配布業務委託料でございます。

143、144ページになります。

節18負担金、補助及び交付金5億150万円。

これが、1世帯当たり10万円を給付したものでございますので、5,015世帯に給付したことになります。

続きまして、151、152ページをお願いいたします。

項3生活保護費、目1生活保護総務費、このうち主なものでございますけれども、節1報酬につきましては、嘱託医の報酬、それから、自立支援、就労相談支援員3名を含む、会計年度任用職員の報酬となっております。

節2給料から節4の共済費までは、生活支援係職員5名分の人件費となっております。

続きまして、153、154ページをお願いいたします。

節11役務費につきましては、保護決定に係る調査及び通知等に係る切手代等でございます。

節12委託料のうち、主なものが、家計改善支援業務委託料250万円。

これは、新規相談であったり、貸付金のあっせん、家計改善プランの作成、食糧支援等を生活困窮者就労時準備支援事業補助金を活用して、業務委託を行ったものでございます。

節22償還金、利子及び割引料1,036万9,733円。

これにつきましては、令和2年度の精算に伴います国庫負担金の返還金でございます。

目2扶助費、節19扶助費ですが、これにつきましては、主要施策の成果の説明書47ページ、ここで生活保護の状況をお示ししております。

この扶助費は、生活保護に関するものとなりますけれども、令和3年度末時点で、被保護者は332世帯、407名となっております。

生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、生業扶助、葬祭扶助等につきまし

て、世帯数、それから人数を示しております。

次に、155、156ページをお願いいたします。

目3新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付費でございます。

これにつきましては、主要施策の成果の説明書48ページをお願いいたします。

コロナ禍におきまして、総合支援資金等の再貸付けが終了するなどによりまして生活が困窮する世帯に対して、就労による自立を図り、それが困難な場合には、円滑に生活保護への受給につなげるための自立支援金を給付するものでございます。

157、158ページになりますが、項5災害救助費、目1災害救助費、節19扶助費、これにつきましては、令和3年度中に市内で発生いたしました災害に応じた見舞金でございます。

半壊相当の床上浸水と床上浸水の被害に遭われた方に対して、支給したものでございます。

以上で、歳出の主なものについて、御説明申し上げましたが、地域福祉課と高齢障害福祉課関係分の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

藤田昌隆委員長

休憩に入ります。

午後2時24分休憩



午後2時37分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

質問のある方は挙手の上よろしく申し上げます。

成富牧男委員

主要施策の成果の47ページでお尋ねしたいんですが、これは結果ですね。

申請はどれぐらいあったかとか、令和元年度、2年度、3年度の申請件数を教えてください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

主要施策の成果の46ページを御覧ください、46ページなら関連するものでございますので。

生活保護の相談、申請、開始、廃止それぞれ記載してございます。

成富牧男委員

分かりました。

令和3年度で見ますと、相談件数が102件、申請に至らなかったのがあって、実際申請したのは80件、その中でさらに、申請したけれども却下されたのが22件、そういう表ということでいいですか、これ。（「はい」と呼ぶ者あり）

相談件数から申請件数で、22件減つとるし、開始件数になるとさらに22件減ってるわけよね、それぞれの申請まで至らなかったケースにどういうものがあるか、主なものでいいです。

開始までに至らなかった申請の理由の主なものを教えてください。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

相談から申請に至らなかった件数は、22件ほどございます。

これにつきましては、まず、自立支援のほうでの相談を進めまして、それから保護のほうの相談も聞きたいという方もいらっしゃいます。

そういう方たちもその件数に入っておりまして、保護までは考えてないけれども、保護の制度を聞きたいという方が、大体この20件ほとんどでございます。

それとあと、開始に至らなかった22件ほどでございますけれども、これにつきましては、やはり、うちのほうから調査をしたら、保険の解約金があったとか、あと、貯金があったとか、そういう方もいらっしゃいます。

そういうことで、開始まで至らなかった、いわゆる却下という形の部分が主なものでございます。

以上です。

成富牧男委員

よく分かりました。

かつて私も、扶養調査はやめるべきだということで、厚労省からもそういうお話があったと思ってるんですが、それについてはどんなですかね。

義務じゃないということで、実際の現場ではどういうふうに言っておられるんですか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

申請をされましたら、いろいろな調査の1つとして、扶養義務者の調査を進めているところでございます。

これにつきましては、聞き取りまして、親、兄弟、子供さん、そこをメインに扶養調査ということを進めてるところでございますけれども、親御さんについては、高齢であるとか、施設に入ってらっしゃるとか、そういう方につきましては、もともと扶養調査をしないということで進めております。

また、疎遠になってもう10年以上というような方につきましては、本人さんの聞き取りの中で、どういう状況でそういうことなのかと、うちが扶養調査することでまたさらなる関係悪化とかいうことになると困りますので、そういうときにはしないというふうな判断もしているところでございますけれども、基本的には、原則、先ほど言いました親御さん、兄弟、子供さん等につきましてはの扶養調査を進めてるところでございます。

成富牧男委員

私が思ったよりも、いまだにあってるんだなって思いました。

私も一度、生活保護担当のところに行きまして、その方は、自分は親にも子供にも不義理しとるから、そんなところまで調査をされるんやったらもうよかって言われたんですよね。

最終的には申請はしてもらったんですけどね。

だから、おおよそでいいですけど、さっきの方のような理由で申請まで至らなかった方が何件あったとか分かりませんか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

言われたように、扶養親族調査等がありますよという制度説明の中で、それならしないという方につきましては、ほとんどいらっしゃらなかったと思います。

けれども、もう一つの生活保護のハードルであります、車の保有処分の話に行くと、ちょっとと踵を返されるような方もいらっしゃったことは事実でございます。

成富牧男委員

扶養調査では、申請を辞退される方はいなかったということですね。

ただ、今言われた、車の保有について、こういうケースは乗っても構いませんよというのを例示で言っただけですか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

車の保有を認めているケースにつきましては、障害者の方で、いわゆる公共交通機関であったりそういうのが使えないという方につきましては、原則、通院に限っての使用ということで車の保有及び利用を認めているところでございます。

成富牧男委員

そのケースだけですか。

遠くに自分の働き場があるとかいうのは該当しないんですか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

そういう条件も国は提示しておりますけれども、鳥栖市でその要件に伴って保有利用を認めているケースはございません。

成富牧男委員

条件によっては、絶対に駄目ということではないということですね。

歩いてはもちろん、自転車でも大変っていうケースがたまにあると思うんで、そういうのは、弾力的にやられてるって理解しました。

今度は、御苦労されてる皆さん方の話ですけど。

ケースワーカーの人数と、それから、分かれば年齢構成それから経験年数、どういうふうな研修を行っているのかお尋ねします。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

令和3年度におきましては、ケースワーカーが4名おりました。

そのうち1名が現在、育休に入っておりますので3名という形になっております。

研修につきましては、異動してきた初年度に、社会福祉士資格認定通信課程という通信教育のほうを受講していただきまして、社会福祉全般及び生活保護についての勉強をしていただいて、対応してるところでございます。

成富牧男委員

今のは聞き方によっては、通信教育で自分で勉強しなさいって取れるよね。

役所の責任で、そこのポジションできちんと仕事が全うできるように——それは役所の方の責任と思うとよね。

今のは何となく、自主的に勉強しなさいっていうふうに聞こえたんだけど、どうですか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

すいません言葉が足りませんで。

今の資格につきましては、公費で資格を取るような形になっております。

成富牧男委員

ということは、通信教育だけということですか。

その後については、豊増さんがそのケースワーカーからの相談を受けるポジションにあるということでもいいですか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

3人の現在の経験年数は分かりますか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

3名おりますケースワーカーにつきましては、1名が4年目、1名が3年目、1名が2年目というふうになっております。

年齢につきましては、50代、40代、30代でございます。

成富牧男委員

年齢については、すごくバランスが取れてるね。

ケースワーカーさんも大変だと思いますけど、相談者の人権は配慮しながらというのが、当然、前提になってきますよね。

そこは、言われなくても分かってるということでしょうけど、対応も含めてよろしく願いします。

中川原豊志委員

同じく生活保護でもう一回聞きたいんですが。

生活保護返還金353万9,666円。

これは、収入済額というところで同じ金額があるんだけど、調定額では2,592万8,500円。

この、調定額と収入済額の違いと、この返還金については、先般違法的な受給があったという報告を受けたんで、その辺の絡みがどうなってるのか、教えていただければと思います。

岡本澄久地域福祉課長補佐兼地域福祉係長

調定額については、先ほど議員がおっしゃられたとおり、様々な理由で返していただく必要がある分の調定額っていうことになります。

雑入で入ってきた分については、その実際返還があった分が雑入収入という形になります。

差額は、まだ入ってこないという状況で、未収額っていう形になります。

中川原豊志委員

この中には、先般の違法的な請求があった分も入ってるのかは分かりますか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

この金額2,500万円については、入っておりません。

中川原豊志委員

また、今後出てくるということですね。

雑入で353万9,666円なんですけど、生活保護費の国庫負担金返還金等が、1,036万9,733円で返還された分は300万円くらいだけど、国に返還しないといけない分が、1,000万円以上あるという、この差額についてちょっと教えていただきたいなと思うんですが。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

令和2年度国庫負担金等返還金1,036万9,000円ほどでございますけれども、これにつきましては、令和2年度にうちのほうが生活保護費としてこれぐらいかかるだろうということで、その分の国負担4分の3、75%を頂いておりましたけれども、実際蓋を開けたところが、当

初想定したほどの生活保護費まで行かなかったということで、それに伴います返還金がございます。

先ほどの約300万円は、被保護者の方に保護費として支給したけれども、いろいろな問題があつて返還しなければいけなかったと。

その分を調定として上げましたけれども、最終的には、2,000万円のうち、300万円しか返ってこなかったということでございますので、ちょっと性質的には違うお金になっているところでございます。

飛松妙子委員

134ページの、障害者自動車運転免許取得事業補助金と、障害者自動車改造補助金、これ、10万円ずつだったので2人と4人だと思んですが、40万6,000円と端数になってる分の確認をまずさせてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

自動車運転免許取得事業補助金につきまして、令和3年の実績は、上限10万円で2名ということで20万円でございます。

それから、自動車改造費補助金につきまして、令和3年の実績は、上限10万円ですけれども、5名で40万6,000円ということでございます。

飛松妙子委員

1名の方、2名の方ですかね、10万円まで行かなかったってことだったと思います。

以前一般質問でもさせていただいたんですが、鳥栖市の自動車学校って身体障害者用の自動車を持ってないんですね。

佐賀県のほかも持ってないっていうのが現状で、自動車学校に行こうとしたら佐賀県以外のところに行かないといけない。

でなければ、改造をした自動車を持ち込んでくださいと言われるわけなんですね。

それともう一つ、自動車学校自体がバリアフリーになってなくて、うちは階段ですから受入れは難しいみたいなことも言われたりもしました。

そういったことを考えたときに、障害者の方が自動車運転免許を取るのには、とても環境的には難しいなというのを思っています。

その中で佐賀県が、NPO法人の方が自動車を改造して貸出しをするっていうのが2年前、3年前にできて、そこが1か月間10万円で貸出しをしますってことで、その分の負担が10万円。

自動車運転免許を取ろうとしたらかかるわけですね。

普通の人には、その10万円は要らないわけですよ、教習場の費用だけお金を払えばいいの

で。

でも、身体障害を持って、自動車が改造車じゃないと運転免許が取れない方にとっては、そこで10万円かかるっていうところで、今回、4名の方が改造車の費用補助金として4万6,000円頂けたってことではあるんですが、そういう方々が同じレベルで受けるようにするためには、費用の負担というのを今後少なく考えていっていただくことも重要なと思いますので。

また、障害者の方が運転免許を取ることによって働きに行くことができるのか、学校に行くことができるのか、そういうふう生きがいを感じて頑張ってもらいたいことが、鳥栖市にとっても還ってくることになるのではないかと思いますので、この障害者の方に対しての補助事業、県とか国から補助金をもらってますかね、市独自ですかね？

国の法律があってしていただいていると思うんですが、今後、出てくる方々もいらっしゃると思いますので、ぜひ考えていただきたいなと思います。

それで、136ページと140ページに成年後見制度利用支援事業というのがあります。

28万円と63万2,000円。

何人の方が利用されていらっしゃるのか、それと以前は市長の申立てしかこの利用ができなかったわけですけど、市長以外の第三者でも活用することができるということで、拡充していただいたんですね。

そのことによって、利用も増えたんじゃないかなと思うんですが、何人ぐらいの方が利用されてるのか教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

成年後見制度の利用をされてる方ですけども、高齢者のほうで4名の方、障害者のほうで2名の方でございまして、この内訳で市長申立てによるものと、それ以外のものとあるんですけど、今は資料を持ってないんですけど、市長申立て以外の方についても市のほうがお金を出してる状況でございまして。

飛松妙子委員

年々増えてきてるのではないかなと予想してるんですが、この成年後見制度の利用というのはとても重要な部分だなと思っておりますので、できたら、その第三者の申立てと、市長申立てとどういうふうになってるのか、要は、今まで市長申立てしかできなかったから、なかなか申請ができなかったっていう部分もありましたので、そこも併せて、後日で結構ですので教えていただければと思います。

それから、その成年後見制度を利用したことによって、市としてはどのように成果といたしますか、効果が出ていると考えていらっしゃいますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

主にですけれども、施設入所の際に身寄りがなくて保証人がつけられない方については、入所を断られるケースがございますので、後見人をつけることによって、スムーズに施設入所ができたというのが一番大きなメリットかなと思っております。

飛松妙子委員

では次に、介護予防事業委託料、この成果をどのように考えてらっしゃるか教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

様々な介護予防事業を実施しておりますけれども、効果という点では、なかなか数字的に見えにくい部分もあるんですけれども、巡回介護予防検診っていうのは、いろんなデータを取って、どれだけ改善しましたとかを個人さんにお知らせしてたりしますので、そういった部分で身体機能ですとか、認知機能の予防につながっているのかなとは思っております。

飛松妙子委員

コロナ禍の中、令和2年とか3年は外になかなか出れないことで少なくなっているんじゃないかなと。

もともと、町のほうで老人会とかいろいろやってたことがなくなったことによって、家に引き籠っている方々も多くいらっしゃると思います。

その分デイサービスに行ってもらっちゃう方もいらっしゃると思うんですが、この事業ってすごく大事なものだと思っておりますし、事業が生かされていかないといけないと思っております。

かなりの金額でもございますので、ぜひ生かされたものにしていただきたいと思っておりますので、その成果がどうやったら分かるのか、数字じゃなくてもいいと思うんですよね。

各町とかにアンケートを取っていただくとかいろんな方法で、ぜひ、効果を上げていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、128ページの戦没者盆供物代が上がってるんですが、鳥栖市としてはどのような事業をされていらっしゃるか、まず教えてください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

飛松委員からありましたのは、盆供物代ということで、戦没者の遺族の方へ夏場に線香代という形で御準備するものでございます。

市内で戦没者がいらっしゃいますが、地区遺族会がでございます。

そこからの報告によりますと、今戦没者が881柱あるということで言われておりまして、その方たちに対して地区遺族会で地区の慰霊祭、そういったものを執り行いながら、故人の霊

について供養といたしますか、されてらっしゃるような状況でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

鳥栖も鳥栖空襲があったということで、藤木町に慰霊碑ですかね、置いていただいて、JRの方ですか、夏場にさせていただけるのがですね。

この間テレビで空襲のことがあって、鳥栖のことも取り上げてくださって、鳥栖の方々がどれだけ鳥栖空襲を知ってるかっていうところを考えると、実は私も、大人になってから知ったというか、そのくらい、知らない方も多分今はいらっしゃると思います。

鳥栖市としてもうちちょっと、供物代だけを渡すのではなくて、事業といたしますか、そういうものを今後して行って、特に今、ウクライナ問題とかある中で戦争とかまだまだ日本は身近に感じられない中でも、実は日本でも70年以上前に空襲があったんだよっていうところを知っていただくためにも、もう少しこの、戦没者の、鳥栖の空襲について考える、またそういうのをもうちょっとしたほうがいいのかなっていうのがありますので、いろんな部署と――生涯学習課になるんですかね、どこになるんですかね。

もうちょっと相談していただきながら、幅広く皆さんが知っていただけるようなことをしていただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

地区遺族会に対しましては、遺族会の運営に必要なときに補助金をお渡ししております、その中で各遺族会ごとに慰霊祭をやったりとか、あと、慰霊碑がございますので、その管理ですとか、あと会員さん同士の連絡、そういったものもされてあります。

あと、藤木の慰霊碑につきましては、鳥栖駅の構内で空襲を受けた方ということで、JRさんのほうがやられてますので、鳥栖駅に当時いらっしゃった方とご近所の方の慰霊祭が年1回行われていると。

地区の慰霊祭については、それぞれの地区から戦地に行かれた方の御遺族の皆さんで、大体、春か秋に年1回、慰霊祭をやっていただいておりますので、そこに対する補助という形で市としてはやっております。

飛松妙子委員

ということで、ぜひ鳥栖空襲について、もうちょっと鳥栖市として何か催物を、何十周年とかでもいいので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

よろしく申し上げます。

永江ゆき委員

134ページの、節18負担金、補助及び交付金のところで、鳥栖・三養基地区手話奉仕員養成

講座運営費負担金、これ聞いた話なんですけど、2024年の国スポ・全障スポのときに、多くの人に手話を使ってコミュニケーションを取ってもらおうということで、されてるって聞いたんですけど、現状でどれくらいの方が受講されて進めるのか状況をお聞かせください。

竹下徹高齢障害福祉課長

令和3年度実績ですけれども、この事業は1市3町で共同開催しております、令和3年度は上峰町で開催いたしております。

参加が12名で、うち鳥栖市からの参加が8名ですね。

修了までされた方が同じく8名、全体12名のうち11名が修了されてますけど、鳥栖市で参加された8名の方は、最後まで受講していただいて修了されてるという形でございます。

永江ゆき委員

これぐらいの人数で足りるのかどうか私も分からないんですけど、手話って継続して習っていかないと身につかないという話なので、ずっとやっていく必要があるのかなと思うし、鳥栖以外では、受講の時間がお昼って聞いたんですけど、来年が鳥栖の順番ということで、引き続き夜にやっていかれる予定はありますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

現在のところ、来年度の開催時間というのは未定でございますけれども、議員がおっしゃられるように、市民の方が集まりやすい時間っていうのを考えていきたいと思っております。

永江ゆき委員

具体的に、何名とか目標がありますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

すいません、今のところ数字的な目標っていうのは、具体的には持っておりません。

永江ゆき委員

よかったら、20名ぐらいはよろしくお願いします。

それともう一つ。

難聴児補聴器購入補助金が、令和2年に比べて倍以上になってるんですけど、これは人数が増えたんですか。

それとも買換えとか、その内容をお伺いしたいんですけど。

竹下徹高齢障害福祉課長

令和3年度の実績ですけれども、購入が6件、うち片耳が5件で、両耳の方が1件、それから両耳の修理が2件です。

件数でいうと8件になります。

田村弘子委員

福祉タクシー助成金を、何人の方が使われたか延べ人数でもいいので教えていただけたら幸いです。

お願いいたします。

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

福祉タクシーの助成金につきましては、令和3年度延べ利用枚数が、9,417枚となっております。

竹下徹高齢障害福祉課長

追加ですけど、797名の方に交付をしております。

全体で2万6,576枚交付してますけど、先ほど言ったように9,417枚の利用ということで、利用率としては35.4%ということでございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。

ただ、35.4%の利用率っていうことは、使い方がちょっと難しかったりとかするんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

これは、年間に1人36枚助成していて、チケットになってまして、基本料金分を助成するものですので、特に使いにくいとか難しいものじゃないので、単に使われなかったんだと思います。

飛松妙子委員

そのタクシー乗車券ですが、1年度限りのチケットになってますか。

それとも複数年ですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

毎年度ですね。

1冊36枚を交付申請された方にはしております。

飛松妙子委員

利用率が35%だったってことですので、複数年するという考え方はないでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

毎年交付はしますので、使わなかった分は無駄になるというか。

それが翌年使えるわけじゃないですけど、毎年申請があれば、36枚はお出ししますので複数年分出す必要もあまりないかなあとは思ってるんですけど。

飛松妙子委員

私が何を言いたいかと申しますと、797名の方が35%しか使わなかったってことは、例えば100枚だったら30枚しか使わなかったってことになるので、70枚は捨てることと一緒にになると

思うんですね、その費用ってかかっているわけなので、そこを2年間とか3年間とかにすることによって、なくなったら新たに申請をしてもらえばいいと思うんですが、そんなふうに利用することができる、費用も少しは減るんじゃないかなと思ったんですが。

他の市町も同じように年度ごとにされているのか、それとも複数年利用の仕方をされているのか。

どうしても単年度じゃないといけないんだっていうものなのか、その辺りはどのような状況でしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

他市町の状況について、照会とかはしていないので分からないんですけど、うちの助成が基本料金分で36枚ということなんですけど、他の市によっては、500円を20枚とかですね。

そういった例もあるようで、この制度に関しては、鳥栖市は他市町に比べると割と充実しているというふうに認識をしているところです。

複数年で対応されているかどうかについては、調べてないので分かりません。

飛松妙子委員

費用削減のことを考えると、今後2年間有効とかしていただいたほうが費用的には減るのかなっていうことも思いますので、その辺りのことは検討していただきたいなと思います。

よろしく願いいたします。

中川原豊志委員

タクシーのあれは、基本料金ですよ。

基本料金を超えた場合は追加料金はもちろん払わないといけないけど、今、佐賀県が、高齢者向けにタクシー料金の2割引きをやってますよね。

例えば、1,200円で、700円が基本料金で、無料のチケットを使って500円払わないといけないけど、その2割引制度を併用というのは可能なんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

その件に関して、うちのほうに情報が来てなくて分からないんですけど、もともと、障害手帳をお持ちの方はタクシー1割引っていうのがあるんですよ。

かかった料金から1割引いた残りからさらに基本料金分を助成するっていうのをやっているんで、恐らくは、2割引きになったというか、あれは、4,000円で5,000円分……、「(じゃない」と呼ぶ者あり)じゃないんですか。

恐らくそういう感じで、2割引した後に、残った料金が基本料金を超えてれば基本料金を差し引くというふうな計算になると思います。

中川原豊志委員

僕も、その辺詳しくないけど、今年度佐賀県のタクシー協会が、高齢者とか免許返納した方に対してタクシーに乗る時に2割補助しますという取組を始めたんで、これと併用して使えるのかというのを、後でいいですから調べていただければと思います。

竹下徹高齢障害福祉課長

失礼しました。

2割引きの利用をされる方については、障害者割引と併用できませんということで、また、福祉タクシーでは利用できませんっていう形で条件つけてあるみたいですよ。

藤田昌隆委員長

ちょっと休憩。

午後 3 時 22 分 休憩



午後 3 時 24 分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

中川原豊志委員

ついでにもう一点、高齢者福祉乗車券、さっきの説明では、上限2万1,000円とか言われませんでしたっけ。

これ、以前は3万円までじゃなかったっけ。

それと、助成金の金額が少なくなっているような気がするんだけど。

ちょっとその辺の推移も含めて——本当にいい制度だと思うんですね。5,000円の乗車券を1,500円で買えて、ミニバスでも市内の路線バスでも使えるという制度なんで、もっと利用者が増えてもいいのかなと思うんだけど、ちょっと確認させてもらえんかなと思って。

前は3万円までで6冊買えたとかじゃなかったかなと思ったんですけど、

竹下徹高齢障害福祉課長

すいません、5,000円分を6冊買えるので、実質3万円分の助成っていうのは変わってないですよ。

額面は3万円分の乗車券をお渡ししますが、うちが負担するのが2万1,000円ということですよ。

中川原豊志委員

実際は、3万円分まで購入できるということで、前と変わってないということですね。

利用者の数というか、助成金の金額が減ってきていない？

前は800万円くらいイメージ的にあったんやけれども、いい制度なんで、もう少ししっかりPRをするなりして、購入者を増やしていただいて、お年寄りの方が外出する機会を増やしていただければなというふうに思うんで、これはコロナの関係で減ったのかどうかは別として、ちょっとその辺の把握ができれば教えていただきたいなど。

犬丸喜代子高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

令和2年度が694万円っていう実績で、それに比較すると令和3年度は658万円っていうところで減っている現状がございます。

中川原豊志委員

だからそれは、コロナの関係で外出を控えて少なくなったのか、もしくは、この制度自体をまだ知らない人が多くて、購入する方が減ってきているのか、そういうところは、判断はまだ分かんない？想像でいいけど。

竹下徹高齢障害福祉課長

コロナの影響というのは確かにあると思います。

それから、現在の広報ですけど、国道・交通対策課が出してる時刻表とかに、高齢者の方はこちらのがありますっていうのを全戸配布で周知をしてると、まちづくり推進センターにポスターを掲示したり、バスの中にもポスターを提示したりっていうことで、周知に努めているところではございます。

中川原豊志委員

購入は市役所まで来るのが原則ですよ。

まちづくり推進センターで、事前予約とかもできるんだけど、いつになるか分からないようなところなんで、もう少し簡単に購入できるようなことができないのかな。

そうしていただくと、バスもほとんどのまちセンを通過して行くような感じもしますんで、その辺の購入方法をもう少し考えていただきたいと、これは要望しておきます。

成富牧男委員

扶助費、老人保護措置費ですね。

136ページには、老人ホーム入所判定委員報酬というのがある。

老人福祉費の報酬の中にあります、関連があると思うんですけど、この説明ほとんどいつもなされないんで、ちょっと聞いておこうかと思ったんですが。

老人ホーム……、何か懐かしい響きなんですけど。

措置費だから、いわゆる介護3施設とは全然違うわけですね。

どういう人が対象になるのか、その現状、例えば令和2年度からどういうふうに変ったのか。

場合によっては、亡くられる方もあると思いますのでね。

まず、どういう人たちが入るのかから教えてもらえますか。

介護保険のやつと3施設との違いが分かれば、具体的に分かりやすいと思いますけど。

竹下徹高齢障害福祉課長

この老人保護措置費というのは、老人福祉法第11条第1項の規定に基づいた入所措置という事で、対象としては、環境上の理由及び経済的理由で、居宅において養護を受けることが困難な方を入所させるというものでございます。

措置数ですけど、令和3年度は35名の方が入所されております。

前年は31名ということで、4名増えてるっていうことでございます。

成富牧男委員

違いがよく分からなかったんですが、措置って名前がついてるから、そこは違うというのは何となく分かりますけどね。

具体的にどういう人が対象になるかが、さっきさらっと言われたけど、こういうことかとかがもし分かればなと思ってお尋ねしましたけど。

次、お尋ねするときにはぜひもうちょっと分かりやすく教えていただきたいなと思います。

そしたら次に、同和の関係で、129ページと130ページの負担金、補助及び交付金の全日本同和会補助金400万円。

今年も400万円ですが、このことについて、基本的なところをお尋ねします。

できれば1回で終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

この補助金が500万円から400万円になってから、400万円がかなり続いていますけれども、この補助金の目的ですね。

それから、いつもお尋ねしている全日本同和会の構成員、世帯数、人員。

同和会自身がどういう目的を持ってやっておられる団体なのか。

一般的に同和会が行っておられる話と、鳥栖市で具体的に何をやっているのか。

そしてまた、この400万円という額の妥当性について、私は非常に疑問を持っておるんですけど、そのことについての見解を求めたいと思います。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず、補助金400万円の目的でございまして。

平成28年に、いわゆる、部落差別解消推進法が施行されて、その中で現在もおお部落

差別はまだ存在していると。

それから、部落差別は許されないことであり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することということが明記をされております。

そのことを具体的な施策として進めていくに当たって、相談体制の充実であったり、また、教育啓発の推進、そういったものが、行政の責務としてうたわれております。

同和問題につきましては、様々な課題を抱えておりますが、特殊な事情っていうところもございまして、行政としての十分な対応が難しいこともあり、そういった部分の補完的役割を当該団体に担っていただくということなんですけれども、本市でも、鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針というものを、平成31年に改定しておりますけれども、その中でもあらゆる場における人権教育、啓発の推進、こういったものを基本姿勢に掲げておりますので、そういった観点から、この当該団体の事業の目的は、差別撤廃、それから人権擁護を目的とされておまして、行政の目的と合致しているということから、同団体の事業活動に公益性があるということで判断して、これまで補助を行ってきたところでございます。

この団体の構成人数、世帯でございますが、令和4年4月1日現在で29名13世帯とお聞きしております。

それから、行政と団体の役割ということでございます。

先ほどの、鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針の課題別施策の推進の中に、4つの施策の方向性を示しておりますけれども、そこの中で、啓発活動の推進というものを掲げております。

この啓発活動におきまして、同和問題についての正しい理解と認識を深めるような取組として、例えば、街頭キャンペーン、それから、同和問題講演会を開催しております。

団体にはそういったものへの御協力、後援会のPR活動であったりとか、人権啓発パネル展というのを、市役所それから図書館、サンメッセ鳥栖等で行っておりますので、そういったもののパネルの作成の協力等含めまして、行政の補完的役割を担っていただいているところでございます。

成富牧男委員

そちらとしてはそういう答弁になるんでしょうけど、何で400万円も要するのかという答えは、私は今の答弁から聞き取れませんでした。

よく言われる、行政ではやれないところって言われますけどね。

行政がやれないところがあるのかっていうのを、私はいつも思うんですね。

人権同和の部分も行政がやればいじゃないですかと。

実際問題、人権同和の鳥栖市役所の中心にいるのは皆さん方ですから、私は何でこのたっ

た13世帯29名の団体にずっと400万円やらんといかんのかと思うんですね。

1 回ぐらい通帳を見られたことがありますか。

ずっと貯まっていってるような気が私はするんですよ。

それはもう、そういう気がするとはしか言えませんが、私は、もう少し立ち入って同和団体と対等の立場でももう少し物を言うてやらんと、例えばさっき言った啓発云々も、向こうの同和集会場に社会教育指導員が2人もいらっしやるじゃないですか。

事務員も入れたら3人も。

それも合わせたら500万円近くになるのかな、概算で。それ以上になるかな。

ですからもう、ちょっと思考停止をやめて、例えば基山なんかは全然してないわけでしょう。

同和団体がたまたまおらんからっていうことでしょうけど、ぜひ思考停止から抜け出していただきたいなということを申し上げておきます。

藤田昌隆委員長

それでは、質問ももうないようでございますので、暫時休憩をいたします。

午後 3 時39分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後 3 時40分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

報告（高齢障害福祉課）

指定障害福祉サービス事業者の指定取り消しに関する対応状況について

藤田昌隆委員長

ここで議案外ではございますが、執行部から報告をお受けしたいと思います。

竹下徹高齢障害福祉課長

タブレットの高齢障害福祉課議案外報告資料というのを御覧いただきたいと思います。

指定障害福祉サービス事業者の指定取り消しに関する対応状況について、ということでございますけれども、9月22日付で佐賀県が行政処分を行っております。

障害福祉サービス事業者であります、社会福祉法人楠の木会及び特定非営利活動法人楠の木会に対して処分を行っておりますことに関して御報告をさせていただきます。

2つの法人に対する処分内容は、指定の取消してございます。

違反の内容につきましては、虚偽の報告書等を作成した不正または著しく不当な行為、基準上必要な人員を配置せずにサービスを提供した人員基準違反、利用者の勤務時間数を改ざんし、賃金未払いを生じさせ、不正行為に加担させた人格尊重義務違反、実際にサービスを提供していないにもかかわらず不正に給付費を請求した不正請求などがございます。

今回の行政処分に伴いまして、市町が支給した給付費の返還金というのが発生します。

鳥栖市分に関しましては、2法人の返還額の合計は、全体では概算で7,400万円となりますが、そのうち鳥栖市分が、社会福祉法人に対して1万円、NPO法人に対して1,170万3,600円となっております。

本市の対応といたしまして、9月1日に当該法人を訪問いたしまして、理事長ほか法人役員に対してこれだけの債務がありますよということを確認に行き債務承認を取り付けております。

返還の意思が示されたので、翌9月2日付で納付書を送付しております。

その後、9月15日に返還金を納付した旨の連絡がございましたので、うちの出納室のほうで収納確認を21日にしております。

不正請求額については、全額返還をされたという状態で、この処分が10月1日付で行われますので、そこで加算金というのが確定しますので、40%の加算金を10月1日付でまた請求をしたいと思っているところです。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

①と②をちょっと分かりやすく説明してもらえませんか。

1万円と1,100万円の区別が、ちょっと知識不足で追いつかないので少し教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

社会福祉法人のほうは利用者の方が1名で、令和2年5月から10月のうち10日間だけ利用されているということで、就労継続支援B型事業所についていいまして、就労に向けた支援をする作業所みたいなところです。

そこを10日利用されてるので、その分が1万円ということです。

NPOのほうについては、楠の木ホームというのがグループホームになりまして、入所をされてますので、額が大きくなっていると。

この間7名の方が利用をされてるので、この金額になったということでございます。

樋口伸一郎委員

状況報告としては分かりやすいんですけど、不思議な点があるので、それもちょっとお伺いしたいんですけど。

経過説明では、納付の連絡があって、返還金の収納確認ができたということで、結果だけ見れば鳥栖市の分として返ってきたのでよかったのかなってなるんですけどね。

この1,600万円は、プールしてあったのかなあって。

大体こういうケースって債務整理とかしていく中で、金がなかったりするじゃないですか。ちょっと表現悪いんですけど、とんずらされたり。

でもこれ、現金が素直に動いとるけんが、不正をしてたのはいかんことですけど、いっぱい貯めてたのかなあとって。

9月1日に行かれたなら、その辺の状況を実際——たくさん持ってたとか、そこを率直に教えていただければなあと思って。

そこがちょっと疑問に思うんで。

竹下徹高齢障害福祉課長

おっしゃるように、事業取消しになるともう事業はできないので、収入がないので返って来ないっていうケースが多いんですけど。

今回の場合が、1つは、結構手広く福祉事業をやられてて、老人ホームとかも経営されてまして、そういった部分は処分の対象になってないというのと、あと福岡県のほうにも施設をお持ちで、そちらの収入もあるっていうのが1つと、土地建物がこの理事長さんの個人名義になってて、そこにこの事業所からの賃料が入ってるっていうのがあって、ある程度資力があつたっていうところで返還がスムーズにできたという状況です。

樋口伸一郎委員

最後です。

答えられる範囲でいいです。

そうしたら、普通はこういう指摘を受けて改善するじゃないけど、これ取消しですから、まず、いかんことしたなって思って今後生きていくじゃないですけど、継続していくに当たってもそれを教訓にしていってほしいっていうのがあるんですけど、例えば、いろんな事業を手広くされてて、ここが駄目だったとしてもほかのところでもキャッシュフローが行えると

いう状態だと、9月1日に行かれたときの印象としては、反省の色みたいなのはあったように感じられましたか。

ここだけ答えられなくてもいいです。

ただ、あんまり痛手じゃない——例えば1,600万円でも、10億円持ってる人の1,600万円と1,500万円しか持ってない方の1,600万円って、大きく違うけん。

これはこれで、無事入ってるけんいいですけど、その辺、どんな感じかなあってというのが。

よかよかこれぐらいで、こっちがあるしみたいな状態だとまた再発の可能性も否めんからですね。

その辺ってどういう感じかなと。

答えられんなら答えられませんが、もうそれ以上聞きません。

竹下徹高齢障害福祉課長

実際、私も行ったんですけど、何でこういうことになったんですかって聞いたときには、人員がどうしても確保できなかったっていうことが一番大きな原因ですということで、一応反省をされていました。

あと、今回処分を受けた2法人に関しては、もう理事長さんは引かれて、別の団体がその事業を承継するという形になっております。

反省の度合いがどうかっていうのはちょっと……。

成富牧男委員

この7名の人は、もう既に次の受入れ先は決まってるんですか。

それが一番気になります。

竹下徹高齢障害福祉課長

この法人が、解散といいますか取消しになってますので、別の法人がそのまま事業を引き継いでいますので、入所されてる方はそのまま入所をされてます。

中川原豊志委員

今回鳥栖市が返還する金額が、この金額で国とか県からの補助というのもここに入ってるんですかね。

その金額っていうのは、鳥栖市よりも大きい金額になってるはずでしょうけれども、そこも問題なく返還されるということでよろしいですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

国、県の補助金については、今後、補正なりで返還する流れになるかと思えます。

今、県からの指示を待っているところでございます。

中川原豊志委員

以前も同じような取消しをして、市の分は返ってきたけど、国、県の補助に対して、何で市が負担せないかんかいというような問題が以前あったんで、その分に対しても市のほうで請求せないかんのか。

国がするのか、県がするのかとなると、国、県の方まで市が請求せないかんようになった場合、回収できるのかそういう問題が出てくるかなど。確認を。

竹下徹高齢障害福祉課長

おっしゃるとおりでございます。

今回については、全額回収できましたので、そこから2分の1と4分の1を国、県に返還する形にはなります。

たまたま今回は入ってます。

この処分を受けた法人が、今回みたいにお金を持ってないと市がかぶらないといけないような形になるので、そこは私たちとしてもどうにか改善できないかっていうのを県に要望しています。

中川原豊志委員

国、県の方まで入ってるということで、ちょっと安心はしたんですけども、以前そういうふうなケースがあったんでね、何で市ばかりかぶらないといけないのかというケースがあったんで、その辺はまた改めて、県、国のほうにもきちんと要望していただきたいなというふうに思います。

ありがとうございます。

飛松妙子委員

この加算金の40%っていうのは——不正金額は、鳥栖とか県とか国が正式に払った金額で、加算金というのは逆にもらうっていう形になるってことで、その場合の市、県、国の割合とかはなくて市だけですか。

市だけがもらえるってことは、468万1,000円プラスになるってことですか。

これ、施設があるのは佐賀市のほうですよ。

鳥栖市の方が7名入所をされてたっていうことですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、執行部からの報告を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

感染症による保育料の減免分を考慮した場合で、それを実際受け取るということで考えた場合は、2か年の平均保育料が約1億8,600万円となります。

この数字は、無償化前の保育料が4億2,700万円でしたので、比較すると約2億4,100万円の減額となっております。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

49、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち、休日救急医療センター使用料2,644万7,679円につきましては、休日救急医療センターにおける医療収入でございまして、保険者からの医療報酬と患者が窓口で支払う自己負担金でござい

す。

詳しくは、歳出のほうで御説明いたします。

林康司こども育成課長

続きまして、53、54ページをお願いします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費国庫負担金のうち、主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金10億3396万9,866円につきましては、私立保育所、認定こども園、新制度移行の幼稚園等の運営費に対する国庫負担金で、国の負担割合は2分の1でござい

ます。

次に、児童扶養手当費負担金9,790万1,430円につきましては、18歳までの児童を養育している独り親家庭に支給する児童扶養手当の国庫負担金で、国の負担割合は3分の1でござい

ます。

次に、児童手当費負担金9億2,894万9,999円につきましては、中学生までの児童を養育している世帯に、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として支給される児童手当の国庫負担金でござい

ます。

国の負担割合は3分の2でござい

ます。

続きまして、55、56ページをお願いいたします。

目2教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金、子育て支援施設等利用給付費負担金4,910万500円につきましては、令和元年10月からの幼児教育保育の無償化に伴い、幼稚園等に通園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対して支払う給付金に対する負担金でござい

ます。

国の負担割合は2分の1でござい

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

目3衛生費国庫負担金、節1保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対

策費負担金 3 億 2,458 万 2,104 円につきましては、ワクチンの接種費用についての国の負担金で補助率は10分の10でございます。

林康司 こども育成課長

続きまして、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金、節 2 児童福祉費国庫補助金のうち、母子家庭自立支援事業補助金 1,913 万 7,000 円につきましては、独り親家庭の父または母が資格取得のため、1 年以上資格養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費、入学金等の負担軽減を目的とした給付金支給事業に対する国庫補助金でございます。

補助率は 4 分の 3 となっております。

57、58 ページをお願いいたします。

保育対策総合支援事業費補助金 585 万円につきましては、保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための、保育環境改善等事業に対する国庫補助金でございます。

補助率は 2 分の 1 となっております。

子ども・子育て支援交付金 4,781 万 8,000 円につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業及びファミリー・サポート・センター事業、家庭児童相談システムなどに対する国庫補助金でございます。

補助率は 3 分の 1 となっております。

次に、保育士等処遇改善臨時特例交付金 994 万 5,260 円につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応と少子化への対応が重なる最前線で働く特定教育保育施設等の保育士や幼稚園教諭等の処遇を改善するために、保育士等処遇改善臨時特例事業に対する国庫補助金でございます。

補助率は10分の10となっております。

次に、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 13 億 7,343 万 1,000 円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、0 歳から高校 3 年生の年齢までの児童を養育している世帯に対して、扶養家族を配偶者及び児童 2 人の世帯をケースとして、児童養育している方の年収が 960 万円以上の世帯を除き、給付金の支給を行うための子育て世帯等臨時特別支援事業の給付事業に対する国庫補助金でございます。

補助率は10分の10となっております。

次の、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 1,268 万 9,000 円及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 1 億 2,475 万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加を勘案し、給付金の支給を行うための、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する国庫補助金でございます。

補助率は10分の10となっております。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金471万5,000円につきましては、生後4か月を迎えるまでの乳児に対する全戸訪問事業、継続訪問等が必要な養育支援訪問事業、母子健康包括支援センターなどの利用者支援事業の国庫補助金で補助率は、全戸訪問、養育支援訪問が3分の1、利用者支援が3分の2でございます。

詳しくは、歳出の母子健康包括支援センターで説明をいたします。

風しん抗体検査事業費補助金496万円につきましては、風疹の公的接種を受ける機会がなかった、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の風疹の抗体検査と検査のためのクーポン券を発行するための補助金で補助率は2分の1でございます。

59、60ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2億140万3,850円につきましては、ワクチン接種に係る接種券の発行、接種会場の確保、備品の整備など、新型コロナウイルスワクチン接種のための体制整備に係る補助金で、補助率は10分の10でございます。

61、62ページをお願いいたします。

項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金のアスベスト健康調査委託金131万4,068円につきましては、平成18年から実施しております石綿曝露者の健康調査が5年ごとに形を変え、令和2年度から、石綿読影の制度に係る調査委託金として、市の肺がん検診の画像を利用して石綿関連の読影を行った後、環境省で再度読影を行い、必要な方にCTの検査を行う委託金で、補助率は10分の10でございます。

林康司こども育成課長

63、64ページをお願いいたします。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金5億79万4,711円につきましては、私立保育所、認定こども園、新制度移行の幼稚園等の運営費に対する県負担金で、県の負担割合は4分の1となっております。

次に、児童手当費負担金2億297万3,331円につきましては、児童手当支給事業に係る県負担分でございます。

県の負担割合は6分の1となっております。

次に、目2教育費県負担金、節1教育総務費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金2,380万2,103円につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う私立幼稚園等に対する県負担金で、県の負担割合は4分の1となっております。

続きまして、65、66ページをお願いいたします。

項2 県補助金、目2 民生費県補助金、節2 児童福祉費県補助金のうち、ひとり親家庭等医療費補助金1,741万1,000円につきましては、独り親家庭等に対し、医療費の一部を助成する事業の県補助金でございます。

補助率は2分の1でございます。

子どもの医療費助成事業補助金6,715万2,000円につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県補助金でございます。

補助率は2分の1となっております。

次の、保育対策総合支援事業費補助金2,297万4,000円につきましては、保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業、また認可外保育施設への保育環境改善等事業及び認可外保育施設の保育士等健康診断にかかる費用への補助事業に対する県補助金でございます。

補助率につきましては、保育補助者雇上強化事業が8分の7。

保育体制強化事業が4分の3。

保育環境改善等事業が10分の10。

認可外保育施設の健康診断にかかる分につきましては、3分の2でございます。

次の、子ども・子育て支援事業費補助金3,071万1,000円につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業及びファミリー・サポート・センター事業、家庭児童相談システムなどに対する県補助金でございます。

補助率は3分の1でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

同じページの、目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業費補助金241万9,000円につきましては、健康教育健康相談や保険未加入者の健康診査、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査等に対する補助金で、補助率は3分の2でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金158万円につきましては、子ども・子育て支援交付金の県負担分県補助金で、全戸訪問事業、養育支援訪問事業は3分の1、事業者支援事業は6分の1の補助率でございます。

林康司こども育成課長

続きまして、73、74ページをお願いします。

款18財産収入、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入、節1 土地売払収入の収入済額が7,325万3,960円となっております。

そのうち6,823万398円が、社会福祉法人鳥栖双葉福祉会へ保育所用地として払い下げた土地代金の収入となっております。

続きまして、款19寄附金、項1寄附金、目3民生費寄附金、節1児童福祉費寄附金100万円につきましては、コロナ禍における子育て支援に関する事業への活用意向に伴う市内企業1社からの寄附金でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

75、76ページをお願いいたします。

目4衛生費寄附金、節1保健衛生費寄附金、新型コロナウイルス感染症対策寄附金30万円は新型コロナウイルス感染症対策のために、企業1社からの寄附金でございます。

続きまして、79、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節2衛生費受託収入、休日救急医療運営受託料427万8,377円につきましては、休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの受託料でございます。

項6雑入、目4雑入、節2保健衛生雑入のうち、保健センター雑入292万9,300円につきましては、保健センター及び医療福祉専門学校緑生館の共用、緑生館の占用に係る電気料、消防設備保守点検委託料、電気工作物保安管理業務委託料及び高圧受電設備改修工事の緑生館負担分でございます。

林康司こども育成課長

続きまして、83、84ページをお願いいたします。

節4雑入、民生雑入、子どもの医療費返還金635万6,581円につきましては、子供の医療費助成金として支払ったもののうち、高額医療費の対象となったことによる返還金でございます。

施設型等給付費返還金377万3,550円につきましては、過年度の施設型等給付費において、加算項目に修正があり給付費が減額になったことによる返還金でございます。

保育所給食費1,587万1,884円につきましては、公立保育所の保育所職員及び園児の給食費でございます。

園児の給食費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う3、4、5歳児の給食費となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

引き続き、歳出について御説明申し上げます。

143、144ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費について、主なものを申し上げます。

節1報酬につきましては、家庭児童における児童養育についての相談、訪問指導などを行う家庭児童相談員2名の報酬の323万3,942円。

要保護女子、DV被害者等の相談指導を行う婦人相談員1名分として、159万2,148円。
独り親家庭の自立に係る相談指導を行う母子父子自立支援員1名分として、155万6,016円。

子育て支援関連情報の提供や、関連機関のネットワークづくりを行う子育て支援コーディネーター1名分195万480円。

また、幼児教育・保育の無償化に伴う事務補助の会計年度任用職員2名、及び子育て支援クーポン券発行事業に伴う事務補助の会計年度任用職員1名、計3名分の会計年度任用職員報酬として、545万4,900円となっております。

節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員8名分の期末手当といたしまして、274万6,694円でございます。

共済費の106万4,461円につきましては、幼児教育・保育の無償化及び子育て支援クーポン券発行事業に伴う、事務補助の会計年度任用職員の社会保険料及び雇用保険料でございます。

節11役務費のうち、手数料904万5,348円につきましては、子どもの医療費助成事業審査支払事務手数料で、子供の医療費に係るレセプトの審査と支払い事務に伴う手数料でございます。

節12委託料のうち、社会福祉会館（児童センター）指定管理料947万円につきましては、主に小学生までを対象とした各種教室や幼児を対象としたフリールームなどを開設する、児童センター事業運営に係る指定管理料でございます。

委託先は、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会でございます。

次に、ファミリー・サポート・センター事業委託料750万円につきましては、子育てを支援してほしい利用会員と、子育ての支援ができる協力会員が相互援助活動を行う育児サポートセンター事業として、社会福祉協議会に事業を委託しているものでございます。

家庭児童相談システム導入委託料387万4,200円につきましては、全国統一の要保護児童等に関する情報システムへの連携に伴い、庁内においても、児童に関する相談支援体制を充実させるため、福祉分野や教育分野の児童等に関する情報相談記録を一元的に管理するためのシステム導入委託料でございます。

145、146ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金330万8,592円につきましては、中原特別支援学校の放課後学童保育運営費、建設費負担金でございます。

各市町の利用児童数に応じた負担額となっており、令和3年度の本市利用児童数は11人で

ございます。

子育て支援クーポン券補助金150万7,745円につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、産前産後の時期に里帰りや実家からの応援が困難な方などの子育てを支援するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市独自の子育て支援事業として実施したものでございます。

当初は既存の子育て支援事業である、鳥栖市シルバー人材センターで取り組まれている妊産婦家事育児支援及び鳥栖市社会福祉協議会のファミリー・サポート・センター事業による活用としておりましたが、利用が少なかったことから令和3年の11月下旬から市内のタクシー業者の4業者と協議いたしまして、移動支援を追加いたしました。

子育て支援クーポン券を受けられた方は658人ですが、予算執行率は、予算額ベースで18.85%でした。

続きまして、節19扶助費のうち、児童扶養手当2億9,186万4,390円につきましては、18歳になる年度末までの児童がいる独り親家庭に支給するもので、世帯の収入や児童の数に応じて月額4万3,160円を上限として支給されます。

令和3年度末で527世帯、支給対象児童数は810人となっております。

主要施策の成果の説明書40ページに記載をしております。

母子家庭自立支援事業費につきましては、母子家庭自立支援事業費1,633万6,960円につきましては、独り親家庭の父親または母親が、資格取得のために養成機関で修業する場合に修業期間中に高等職業訓練促進費を支給するもので、月額上限を10万円として支給し、修業の最終年度につきましては、支給額を4万円増額して支給しております。

さらに、修了された方には、5万円を上限に一時金を支給しております。

令和3年度につきましては、13人の方に支給をいたしております。

ひとり親家庭等医療費3,482万2,363円につきましては、独り親家庭等の18歳になる年度末までの児童または20歳未満の児童を養育している親の医療費の一部を助成するものでございます。

令和3年度の受給資格者数は、親が676人、児童が908人でございます。

次の、子どもの医療費2億7,916万1,237円につきましては、18歳までの児童を養育する子育て世帯の負担軽減のため、子供の医療費を一部助成するものでございます。

令和2年より、通院医療費の助成対象を拡大し中学校卒業までを助成の対象といたしております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、助成対象を拡大したものの、令和元年度と比較して助成対象者延べ人数で約1万9,000人、助成額で約3,400万円の減とな

っておりましたが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた令和元年度と同程度となっており、助成対象者延べ人数で、14万8,879人、助成額で、先ほど申し上げました2億7,916万1,000円となっております。

こちらにも主要施策の成果の説明書39ページに記載をいたしております。

続きまして、目2保育園費について、主なものを申し上げます。

節1報酬、計年度任用職員報酬1億1,694万8,143円につきましては、公立保育所に勤務する会計年度任用職員の保育士及び調理員等85人分の報酬でございます。

また、保育士等处遇改善臨時特例事業による処遇改善分も含んでおります。

続きまして、節2給料1億3,448万9,198円、節3職員手当等7,900万476円、節4共済費4,201万4,045円につきましては、保育所職員44人分の人件費及び職員手当等につきましては、会計年度任用職員の期末手当分も含んだものとなっております。

節12委託料、施設管理委託料446万4,544円につきましては、公立保育所の消防用設備等点検、警備業務、調理室等の厨房フード排気口フィルター等清掃業務、園庭芝生管理業務及び鳥栖双葉保育園用地等の不動産鑑定評価業務などが主なものでございます。

続きまして、節17備品購入費、施設用備品購入費222万1,677円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための公立保育所4園に設置いたしましたサーマルカメラの購入費、またAEDの機器更新などが主なものでございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付費21億8,861万9,062円につきましては、市内の私立保育所13か園、認定こども園3か園、地域型保育事業所6か園、新制度移行の幼稚園3か園及び他の自治体をお願いしている広域保育所等に対する保育所運営費負担金でございます。

次に、保育体制強化事業補助金130万5,000円につきましては、保育所等における清掃業務や片づけ、園外活動の見守り等の保育周辺業務に対する保育士の業務負担軽減のため、保育士資格を持たない保育支援者を配置するための費用を補助するものでございます。

令和3年度からの新たな事業でございましたが、実施園は私立保育所1園のみでございました。

しかしながら、令和4年度におきましては事業への取組条件が大幅に緩和されたことにより、発注する園の増加が見込まれるものでございます。

次の、保育補助者雇上強化事業補助金1,364万5,000円につきましては、保育士の負担軽減のため、保育士資格を持たない方を保育業務補助者として雇用する費用を補助するものでございます。

令和3年度は、10か園で14名分の雇用費用を助成いたしております。

本市がこの事業に取り組みまして5か年が経過しております。

年々取組園も増加しており、保育士資格取得者も累計で7名出てきております。

149、150ページをお願いいたします。

保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金911万6,000円につきましては、国の保育士等処遇改善臨時特例事業により、新型コロナウイルス感染症への対応と、少子化への対応が重なる最前線で働く特定教育保育施設等の保育士や幼稚園教諭等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を引き上げるための措置を実施する費用を助成したものでございます。

私立保育所13園、新制度移行の幼稚園3園、認定こども園3園及び地域型保育事業所3園が取り組まれ、総勢490人の保育士の処遇改善を図っております。

主要施策の成果説明書42ページに記載をいたしております。

保育環境改善等事業補助金1,127万1,000円につきましては、保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国、県の事業を活用し、感染拡大防止に対する経費、消耗品、委託料、備品購入費掛かり増し経費等について助成するものでございます。

施設の定員数により、それぞれ1施設当たりの上限額が異なっております。

定員60人以上の施設で50万円、定員20から59人で40万円、19人以下で30万円の補助上限となっております。

私立保育所13園、認定こども園3園、地域型保育所2園、認可外保育施設10施設及び児童センターとファミリー・サポート・センターの施設の計30施設に対して助成しております。

各園等が取り組まれた内容といたしましては、マスク消毒液等の消耗品の購入が主なものでございますが、消毒作業の人件費の掛かり増し経費に取り組まれた園も14園ございました。

次の、私立保育所特別保育事業等補助金1億1,416万8,166円につきましては、私立保育所が実施する延長保育や一時保育、病後児保育、障害児保育、子育て支援事業などに対する補助金でございます。

保育所管理運営事業の主要施策の成果につきましては、説明書の41ページに記載をしております。

また、この保育園費の負担金、補助及び交付金につきましては、不用額の金額が例年より多くなっておりますが、主な理由といたしましては、施設型等給付費が、一部保育所、認定こども園の加算認定により見込みより給付費が減ったこと、令和3年度以降の新制度幼稚園の給付費が見込みより下回ったことで、約5,130万円。

私立保育所特別保育事業において、延長保育一時預かり事業等の利用者数の見込みが少なかったことから、また、子育て支援事業での複数のセンターでの対象経費が基準額を下回っ

たことにより約3,580万円。

また、保育体制強化事業補助金において、支援が少なかったことにより、約450万円の不用額となっております。

減額に対する不用額の割合につきましては、4%ほどでございます。

事業全体での執行率といたしましては、96%になっているところでございます。

149、150ページをお願いいたします。

目3児童手当費について、主なものを申し上げます。

節12委託料160万6,000円につきましては、児童手当の特例給付の所得上限の創設及び現況届の提出義務停止の制度改正に伴う、システム改修の委託料でございます。

節19扶助費につきましては、児童手当費13億3,495万円でございます。

児童手当につきましては、中学校修了前までの児童を養育する親等に支給される手当で、年齢区分や子供の数に応じて児童手当法に基づき、児童1人当たり1万5,000円または1万円を支給しているものでございます。

支給対象となった児童数は、月平均で約1万100人でございます。

ただし、公務員につきましては、官公庁から支給されておりますので、その分は含んでおりません。

主要施策の成果の説明書43ページに記載をいたしております。

続きまして、目4子育て世帯生活支援特別給付金給付費について、主なものを申し上げます。

節1報酬、会計年度任用職員報酬163万3,392円、節3職員手当等92万6,677円、32万3,066円及び節8旅費5万400円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業事務補助の会計年度任用職員1名分の人件費及び節3職員手当等につきましては、この事業に対する職員の時間外手当を含んだものとなっております。

151、152ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金8,260万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加を勘案し、主に独り親世帯の児童扶養手当受給者または児童手当受給者で住民税均等割が非課税相当の子育て世帯を対象に、児童1人当たり5万円を支給した給付金でございます。

独り親世帯につきましては、612世帯936人に、住民税均等割が非課税相当世帯につきましては、390世帯716人に支給しております。

主要施策の成果の説明書44ページに記載をしております。

続きまして、目5子育て世帯への臨時特別給付金給付費、節22償還金、利子及び割引料106万円につきましては、令和2年度に実施いたしました、子育て世帯臨時特別給付金の事業費において、返還金として補正をお願いしておりましたが、実際は、当該年度の令和2年度に精算をしておりましたので、補正していただいた額がそのまま不用額となっております。

管理不十分でした。申し訳ございませんでした。

続きまして、目6ひとり親世帯臨時特別給付金給付費、節22諸償還金、利子及び割引料2,132万円につきましては、令和2年度に実施いたしましたひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の事務費及び事業費の返還金でございます。

続きまして、目7子育て世帯等臨時特別支援事業費について、主なものを申し上げます。

節1報酬46万7,000円、節4共済費9万円、節8旅費6,000円につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業の事務補助の会計年度任用職員の人件費で、1名の配置を予定しておりましたが、年末から年度末までの短い期間でもありましたので、他の給付金事業の会計年度任用職員で対応できたことにより、不用額となっております。

節3職員手当等につきましては、この事業に対する職員の時間外手当となっております。

節10需用費及び節12委託料の予備費からの流用につきましては、給付金の支給が、令和3年内に一部支給が必要となったため、12月補正では給付が間に合わない部分もありましたので、予備費を活用させていただいて、その準備のための封筒の購入及びシステム改修をさせていただいた分でございます。

節18負担金、補助及び交付金、子育て世帯への臨時特別給付金13億5,270万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、0歳から高校3年生までの児童を養育している世帯に対して扶養家族を配偶者及び児童2人の世帯をケースとして、児童養育している方の年収960万以上の方の世帯を除く世帯及び基準日より後の離婚等により、現に児童を養育しているにもかかわらず、給付金を受け取れなかった方に対し児童1人当たり10万円を支給した寄附金でございます。

6,910世帯、1万3,527人に支給しております。

主要施策の成果の説明書45ページに記載をしております。

また、この事業の不用額による国庫補助金の返還につきましては、9月補正にてお願いしたところでございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

続きまして、健康増進課分でございます。

決算書の157ページ158ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務総務費の主なものについて御説明いたし

ます。

目1 保健衛生総務費は主に職員の給与、保健センターの施設管理に伴う管理委託料、母子保健に関する事業費、休日救急医療センターなどの休日救急医療に関する事業費が含まれております。

3つの主要施策を中心に御説明いたします。

節1 報酬につきましては、家庭訪問、幼児健診、教室などに従事する会計年度職員に対する報酬でございます。

節2 給料から、節3 職員手当等、節4 共済費は健康増進課18名、国保年金課5名、合計23名の職員分及び利用者支援事業として、母子健康包括支援センターの会計年度任用職員2名分でございます。

主要施策の成果説明書49ページをお願いいたします。

母子健康包括支援センター事業費でございます。

母子健康包括支援センターは、市民が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施する目的で設置しております。

鳥栖市では、母子健康包括支援センターに令和3年度から専任の助産師を配置し、従来から実施していた相談、健診、保健、医療、福祉等の関係機関との連絡調整に加え、継続的な支援が必要な方の支援プランの策定を行うための体制整備を行っております。

令和2年度に相談室の改修を行いましたので、プライバシーの確保ができるようになったこともあり、母子健康手帳の交付時の面談により、母親の健康状態、家庭の状況、不安に思っていることなどの状況把握に努め、出産前後の支援等の情報提供を行うとともに、産後は全ての赤ちゃんの全戸訪問を実施し、体重増加などの不安をお持ちの家庭には継続訪問も行うなど、定例の育児相談以外にも個別に相談を受けるなど継続フォローを行っているところでございます。

このセンターは、児童福祉法と母子保健法の改正により設置されましたが、法改正の背景は虐待の増加であります。対応するほとんどの母子については、まずは赤ちゃんの成長発達や授乳や離乳食の進め方など、育児栄養相談、健診などの母子保健事業を通じて健やかな成長発達を支援することに重点を置いております。

それと同時に、事業の中で、虐待のリスクとなる保護者の環境や不安などを早期に把握し育児上の不安については丁寧に対応し解消に努めると同時に、必要な方は、要保護児童等への支援業務を行う、こども育成課に速やかにつなぐなど連携に努めているところでございます。

事業費といたしましては、人件費等438万5,000円、需用費3万6,000円でございますが、財

源は歳入のところで御説明いたしました子ども・子育て支援金のうち、利用者支援事業で、国から3分の2、県から6分の1、合わせて6分の5が補助となっております。

決算書の157、158ページに戻りまして、節7報償費につきましては、131万7,200円でございます。

母子保健事業のフッ化物応用虫歯予防事業、臨床心理士相談、自殺予防対策のためのカウンセラー等に対する報償費でございます。

節10需用費は、保健センターの消耗品や光熱水費、修繕料、休日救急医療センターの医薬材料費等でございます。

節11役務費につきましては、検診通知の郵送料、妊婦乳児健診の審査支払手数料、休日救急医療センターの損害保険料等でございます。

節12委託料の主なものといたしまして、保健センター管理委託料385万440円につきましては、保健センターの清掃業務、空調設備点検、昇降機保守点検業務等の委託料でございます。

休日救急医療センター業務委託料3,101万8,000円と、休日救急医療センター新型コロナウイルス関連業務委託料269万4,500円につきましては、主要施策の成果説明書の50ページをお願いいたします。

休日救急医療センター運営事業でございます。

市民の休日の救急体制として、日曜、祝日に鳥栖三養基医師会に委託して一次救急医療を行うものでございます。

休日は、医療機関の発熱外来も開設していないことから、令和2年12月からは開設日に新型コロナの抗原検査ができる体制を取っております。事業内容、事業費については記載のとおりで、薬や検査薬を購入する医薬材料費、損害保険料、鳥栖三養基医師会への業務委託料、検査委託料及び自動ドア等の管理委託料、備品購入費でございます。

令和3年度の受診者数は、1,774人で、新型コロナの感染対策により受診者数の少なかった令和2年度は1,059人でしたので、増加しておりますが、コロナ前の令和元年是3,633人、平成30年は3,712人でしたので、およそ半分の受診者数となっております。

原因は、冬場のインフルエンザがはやらなかったことということでございます。

休日救急医療センターの財源でございますが、歳入で御説明いたしました、医療収入である休日救急医療センターの使用料と、基山町からの休日救急運営受託料でございます。

患者数が少ない場合は、医療収入が少なくなり、市と基山町の持ち出しが増えることとなっております。

決算書の159、160ページに戻っていただくようお願いします。

妊婦・乳児健診委託料6,582万5,831円でございますが、こちらは医療機関で実施する1人

当たり14回分の妊婦健診、14回で、大体1人当たり10万1,620円となります。

それと、お一人当たり2回分の乳児健診、乳児健診は2回で1万2,000円に該当しますが、その委託料でございます。

次に、節14工事請負費につきましては、保健センター高圧受電設備改修工事1216万1,700円でございます。

電気工作物の定期点検において、改修を推奨され、故障すると近隣に停電の迷惑をかけることから、急遽、改修工事を実施したものでございます。

委託料から流用し、工事の実施をいたしました。

節17備品購入費につきましては、休日救急医療センターの薬品庫の購入。

耐用年数が来たため、買換えの購入でございます。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金の主なものを申し上げます。

広域小児救急医療支援事業協力金246万7,000円につきましては、夜間の小児救急の医療を確保するため、聖マリア病院内に設置されております、久留米広域小児救急センター事業に参加するための協力金でございます。

診療は年間365日、19時から23時までとなっております。

負担金の額は、前々年度の患者割合によって算定されておまして、令和3年度の負担金は、令和元年度の患者割により、246万7,000円となっております。

鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金263万6,642円につきましては、県や三養基郡の3町と分担している同校への運営補助金でございます。

病院群輪番制運営補助金621万6,000円につきましては、休日の二次救急医療機関として、輪番制で対応していただく医療機関への運営補助金でございます。

休日救急医療センターの開設日に、内科、外科、それぞれ1医療機関ずつで対応をしていただいております。

節19扶助費につきましては、妊婦健診費107万6,100円につきましては、指定医療機関以外で受けられた妊婦健診37名分の償還払いでございます。

不妊治療費820万4,619円につきましては、高額な不妊治療の一部助成金で91名分でございます。

次に、目2予防費の主なものについて御説明をいたします。

目2予防費につきましては、主に予防接種、がん検診などの保健事業、新型コロナワクチン接種に関する事業費でございます。

節1報酬につきましては、がん検診や予防接種、新型コロナなどの各種事業に従事する会計年度職員の報酬でございまして、787万9,667円でございます。

節3 職員手当等は、新型コロナウイルス関係事業に従事した職員の時間外手当で、447万円となっております。

節7 報償費は、各事業の講師謝金及びうらら健康マイレージの報奨金が主なものでございます。

節11 役務費のうち、主なものは予防接種や健診等を通知する通信運搬費1,363万1,819円と予防接種の審査手数料や子宮がん、内視鏡検診の事務手数料1,608万8,399円でございます。

節12 委託料のうち、主なものを申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種委託料につきましては、主要施策の成果説明書51ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費でございます。

新型コロナワクチン接種は、重症化予防と感染の蔓延防止の目的で予防接種法に基づく臨時接種と位置づけられ、鳥栖市では令和3年4月19日から市内医療機関で開始をいたしました。

最初はワクチンの供給量が少なかったことから、65歳以上の高齢者から開始いたしました。徐々に年齢を広げて8月からは国が12歳以上に対象を広げ、12月からは3回目接種が始まり、3月からは1、2回目接種が5歳から11歳にも拡大されました。

事業費といたしましては、会計年度職員等の人件費と188万4,000円。

あと、接種用の針やシリンジを医療機関に分ける消耗品等、それから、接種券の郵送代やワクチン接種の国保連合会に支払う審査手数料などの役務費、コールセンター運営やワクチン配送、接種券の印刷、システム改修費、医療機関への事務手数料の委託料など体制整備の経費につきまして、1億3,527万5,000円。

それから、ワクチンの接種委託料2億9,619万円。

システムの使用料等81万5,000円。

それから工事請負費といたしまして、保健センターで超低温のディープフリーザーを保管することから、そのコンセントの改修工事を行った分として129万6,000円。

あと、停電時の対応といたしまして、発電機等を購入した分で、31万6,000円となっております。

総額が4億6,800万7,924円でございますが、歳入につきましては、負担金で3億2,458万2,104円。

決算書の60ページの補助金のほうでは、2億140万3,850円です。

合計5億2,598万5,954円と、超過で補助を頂いておりますので、12月補正で5,797万8,000円を返還金として計上することといたしております。

163、164ページをお願いいたします。

健康診査委託料526万8,937円につきましては、20代、30代及び健康保険未加入者を対象とした健康診査、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診に係る委託料でございます。

がん検診委託料3,939万2,654円につきましては、胃、大腸、肺、子宮、乳、前立腺の6種類のがん検診委託料、乳、子宮がん検診の無料クーポン券の印刷、封入封緘委託料等でございます。

定期予防接種等委託料2億3,070万7,420円につきましては、子供と高齢者の定期予防接種の委託料でございます。

節13使用料及び賃借料、システム等借上料308万2,200円につきましては、健康管理システムの借上料となっております。

そのほかにつきましては、備品購入と工事につきましては、先ほど御説明いたしましたとおりでございます。

節19扶助費は、主に予防接種費として、115万2,919円でございますが、里帰り等の理由で指定医療機関以外で予防接種を受けられた方へその費用を助成するものでございます。

以上でございます。

林康司 こども育成課長

221、222ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費の主なものについて申し上げます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、子育て支援施設等利用給付費9,521万7,635円につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園等に就園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき保育料相当額を園に対して給付するものでございます。

令和3年度の給付対象園数は、預かり保育事業を含め市内私立幼稚園5園、認定こども園3園、認可外保育施設1園、市外私立幼稚園等20園でございます。

主要施策成果の説明書95ページに記載をいたしております。

以上で、こども育成課、健康増進課分の説明を終わります。

藤田昌隆 委員長

執行部の説明が終わりました。

本来は質疑に入るところでございますが、委員の皆さんにお諮りをいたします。

本日の日程はまだ終了いたしておりませんが、本日の委員会は、この程度にとどめ、残余につきましては、明日に続行したいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、残余につきましては、明日に続行することに決しました。



藤田昌隆委員長

以上で本日の委員会を散会いたします。

午後 5 時 17 分散会

令和4年9月30日（金）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

こども育成課長 林康司

こども育成課保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 豊住佐知子

健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼

保健センター所長 名和麻美

健康増進課保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長 井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長 森岡裕子

教育部長 小柳秀和

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

教育総務課教育支援係長 辻亮子

学校教育課長 古賀泰伸

学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 日吉敬子
学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事 井手崇雄
学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長 長野稚佐
学校給食課長兼学校給食センター所長 犬丸章宏
学校給食課参事兼課長補佐兼学校給食センター係長 立石光頭
生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦
生涯学習課参事 久家喜男
生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 豊増裕規
生涯学習課長補佐 久山高史
生涯学習課文化財係長 島孝寿
生涯学習課文化財係担当係長 大庭敏男
生涯学習課図書係長 中溝雄二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

こども育成課、健康増進課審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

教育総務課、学校教育課、学校給食課審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

生涯学習課審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

し訳ないですが、年度当初に国に対して、令和3年度内はこれぐらいだろうということで申請いたしまして、それに対して、国、県から補助金がまいります。

ですので、精算は令和3年度中に執行した金額の中で改めて、国2分の1、県4分の1というのが出ますので、今回も不用額が出ておりますけれども、その分につきましては、補正で返還をするようになります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

市の持ち出し、今金額でぱっと言えますか。

電卓ですればいいのであれば、できますけど。

林康司こども育成課長

補正とかで、またいろんなやり取りがあるんですけども、基本的には、今回の支出の分の4分の1程度、約5億4,000万円前後が市の持ち出しになると認識しております。

樋口伸一郎委員

県と一緒にですね。分かりました。

その続きなんですけど、御説明では、全部合計したら25園に聞こえたんですけど、プラス市外の——いろいろありましようけど、そこを統括すると25園ぐらいあったと思うんですけど、合計何園になりましたかね。

市外の方は一括してもらっていいんで。

林康司こども育成課長

改めて申します。

認可保育所、私立が13園、認定こども園3園、地域型保育事業所6園、新制度に移行した幼稚園が3園ですので、25園です。

令和3年度中に施設型給付費を支出しました市外の施設につきましては、38園ございます。

樋口伸一郎委員

これの内訳とかが分かるような資料等があると思うので、何園に幾ら行ってるって具体的に分かるような資料を頂ければと思うんですけど。

林康司こども育成課長

資料のほうは準備いたしたいと思います。

樋口伸一郎委員

あるのであれば、頂ければと思うんですけど。

藤田昌隆委員長

いつ出ますか。来週でもいいよ。

そして、令和3年度に新設された加算としましては、栄養士関係の加算が充実しております。

栄養士が直接いらっしゃるところとか、委託されてるところ、いらっしゃらなくても搬入されているところ等で今まで一括して同じ額だったものが、施設の状況によって差が出ておりました、栄養士がいらっしゃるところには余計行くようになってます。

もう一点、緩和としてはチーム保育加算ということで職員さんが規定よりもいらっしゃることへの、加算がとれること条件緩和がされております。

樋口伸一郎委員

そういう加算措置が、例えば給食といいたまいますか、食に値するところの職員さんとか、そこは公定価格とはまた別ものになってくるのでしょうか。

例えば公定価格だと、人数とか年齢とかその分で案分されていくと思うんですけど、園によって違うところっていうのがあるじゃないですか、公定価格が絡みにくそうなところは園ごとに格差が出ていくということですか。

林康司こども育成課長

加算ですので、別途の加算項目の中で追加になります。

取り組まれる園、取り組まれない園がありますので、そこは加算でのプラスということになります。

樋口伸一郎委員

その分の、園によって違うところは加算措置が見えにくかったり、ここで審査をしてもなかなか難しいことでもあるんで、事業者のほうにはそういう加算措置が年度で新しく追加されるようなときは、分かりやすく説明をした上で利用をしてもらわないか、園に該当するような職員さんがいるか伺った上でそういうやり取りをしてるんですかね。

新しい加算部分が出てきたときの各事業者さんと行政とのやり取りを教えていただきたい。

林康司こども育成課長

正直、詳しくはしておりません。

制度が変わった分については、園長会とかでも説明はいたしておりますし、国からの通知等については園のほうにはお流ししてますので、それこそ園によって状況が違いますので、そういった対応をしております。

樋口伸一郎委員

その辺はなかなかこれ難しいことであったりするんで、園長会とかで情報発信とかしていただいている部分に関してはありがたいなと思いますし、聞いても分からなかったりする制度もあるかもしれなので、情報共有を密にしながら、生かせる園が生かせなかったっていう

ような状況にならないように、特に施設型等給付費は中に含まれて分かりにくいので、よろしくお願ひしときます。

成富牧男委員

関連でお尋ねをいたします。

施設型等給付費の中身が非常に分かりにくいというお話で、まったくそのとおりだと思います。

一つお尋ねしたいのは、保育所は、株式会社も含めてできるようになってますよね。

事前に聞いて、鳥栖市にはそれはないということですよね。（「あります」と呼ぶ者あり）ある？じゃあ、それを聞きましょうか。

社会福祉法人とかのほかにもどういふのがあるか。

林康司こども育成課長

今、御手元に配付させていただいている資料を参考に御説明をさせていただきます。

1番目の認可保育所につきましては、13園は全て社会福祉法人で運営をされてあります。

次の認定こども園につきましては、学校法人です。

先ほど御質問のありました地域型保育事業所の中に、NPO法人さんとか、株式会社の経営でされてあるところ、あと個人経営です。

地域型保育事業所につきましては、0歳から2歳までの保育をしている事業所でございます。

その中で、上2つが小規模保育事業の全施設で、3、4、5の施設が家庭的保育事業ということで、保育の人数が5名以下といった、家族経営というか個人経営でされてあるようなところなんです。

一番下のわかす託児所は、事業所内保育事業所ということですがけれども、地域の方も受け入れていただいている施設となっております。

成富牧男委員

以前聞いた話では、今言われた株式会社が経営しているところも、小規模っていうことで、全国を見ると、やっぱり人件費の部分が、施設型給付費等の中に占める人件費も割合が格段に少なくなっていると。

つまり、結局どういふことかという、全国展開しているような株式会社は、全部本部のほうに吸い上げられて、実際は3割ぐらいしか人件費に使われてないような実態も散見されるって話があるんですね。

それはやっぱり、とにかく増やせばいいと、中身はどうでもいいと言ったら言い過ぎでしょうけど、そんな感じで増えてきた一つの弊害かなと思います。

昔は、社会福祉法人ぐらいで制限があったのが、だんだんどこでもいいみたいになったせいでと思います。

それで、給付費に占める人件費の割合は、大体どれくらいになっているのかお尋ねしたいと思います。

林康司 子育て課長

人件費の割合といたしましては、社会福祉法人が運営している私立保育園や学校法人が運営している認定こども園、新制度に移行した幼稚園におきましては、市や県の監査の中で把握することが一応可能です。

そういったところで、七、八割程度と認識しております。

一方、小規模や家庭的保育事業所も監査には行っているんですけども、把握できるような項目が監査の中にありませんので、きちんと確認しておりませんが、保育に必要な人員配置や雇用契約に適する給与の支払い、処遇改善などがきちんとされてあるかについては、きちんと確認しております。

ただ、人数とか割り返しをすると、少なくとも5割程度は人件費にというような割合にはなっております。

成富牧男 委員

大体7割ぐらいということで、それはちゃんと県とか市でチェックしているということで、引き続きそういうことでやっていただきたいということで終わります。

中川原豊志 委員

関連ですけれども、保育料が無料になったことによって、この決算に当たって、例えば国が補助して無償化になったのか、全部国が払ってるけんが会計には乗っておかないとか、この決算の中で、分かるような資料ってあるのかな。

林康司 子育て課長

分かりやすいところでいきますと、昨日の保護者負担からの保育料のところでも御説明させていただきましたけれども、令和2年度が1億8,100万円、令和3年度が1億8,350万円というところで、コロナの分とかもありますけれども、2か年の平均が1億8,600万円。

無償化が通年できちんと始まってから保育料で頂いた額で、その前が4億2,700万円ですので、差額になりますと、2億4,000万円ぐらい。

この2億4,000万円の2分の1が国で、4分の1が県、残り4分の1が市ということになりますので、単純的な計算ですけれども、6,000万円ぐらい市の一般財源が増えたということになります。

中川原豊志 委員

市が負担したその6,000万円っていうのは、歳出の中には何も出てこないんだよね。

林康司 こども育成課長

147、148ページの施設型等給付費の負担の割合を計算するための――これを基に、施設に渡す分の保育料も差し引いたところで計算をしますので、ここでの市の負担割合が増えているということになります。

中川原豊志委員

前年度よりも増えてるということ？

林康司 こども育成課長

無償化が始まる前に比べては、6,000万円程度増えていることになります。

中川原豊志委員

無償化になっている分は、あくまでも公立を除いた、私立とかこども園とかで、公立の3歳児は無償化ばってんが、国、県からの補助は来んとやったよね。

だから、公立の保育所に勤めている分については、市が持ち出しをしないとイケない。

その、市の持ち出しというのはどこかに入っているのかなと。

林康司 こども育成課長

その持ち出しにつきましては、145ページ、146ページの保育園費の中で、公立の運営費が、主に、節1から節17までありますけれども、この中のものになります。

特に人件費ですね、先ほど給付費の中の七、八割ということでありましたけれども、そこに当たるようにはなっています。

中川原豊志委員

ということは、公立に対する、国、県からの補助がない分に対しては、市の持ち出し分として、この保育園費の公立分の人件費だったり、そのほかのところにも幾らなのか分からないけど、単純に前年度よりもかなり増えた形になっているということと理解してよかったですか。

林康司 こども育成課長

公立部分の保育料の分については、その分の市の持ち出しが増えているということにはなります。

樋口伸一郎委員

そうしたらすみません、84ページの施設型等給付費返還金についてです。

この詳細説明はしていただいたんですけど、もう一回いいですか。

林康司 こども育成課長

施設型等給付費返還金につきましては、過年度の施設型給付費等におきまして、その園で

加算項目とか取扱いが認定できる、できないというところで修正がありまして、実際計算したら給付額が減額となりましたことから、返還を求めたものでございます。

返還に当たりましては、市外の保育所1園と、市内の認定こども園1園でございます。

樋口伸一郎委員

この返還金というのは、毎年度発生するものとして、想定しとった方がいいのか、それともこの年度だけ返還金が発生したのか。

今後も継続的に返還されるような想定をしておくべきな返還金なのか、そこら辺を教えてください。

林康司こども育成課長

前年度は、この返還金があった施設数はございませんでしたので、ずっと出てくるものとは考えておりません。

樋口伸一郎委員

そうしたらこれは、やり取りがうまくいけば発生しないもので、今回はたまたま発生したものであるということですね。

例えばですけど、説明に不備があったとか、事業所さんの解釈に一部勘違いとかがあったとか、この返還金が出た要因ってというのは、把握されてありますか。

林康司こども育成課長

主に、園の誤認というか。あと、その1人に対して、施設型でいくのか補助メニューでいくのかというところで、最終的に補助メニューで行った場合とかに取扱いを変えてもらうようお願いをする場合もあります。

樋口伸一郎委員

その辺りもありますので、制度がちょっとずつ変わったりする部分は丁寧に情報共有をお願いします。

この件については以上です。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

58ページの子ども・子育て支援交付金。

独り親世帯ということでは言われたと思うんですが、この間の一般質問の中で、独り親世帯は954世帯ということで御答弁いただいたんですが、この子ども・子育て支援金交付金は、全世帯954世帯に給付されたのかと……、ごめんなさい、児童扶養手当でした。

児童扶養手当のほうで、これはまた別件でした。

54ページの児童扶養手当のほうです。

児童扶養手当負担金9,790万1,430円。

独り親家庭支援の給付金ということで、児童扶養手当ということで御説明いただいたと思うんですが、この間の一般質問で、独り親世帯が954世帯ってということだったんですが、その954世帯のうち何世帯が対象になったのか、推移といたしますか、令和元年度からとか、どのよう
に推移しているのか教えていただければと思いますけど。

林康司 こども育成課長

児童扶養手当の歳出のほうにつきましては、申し訳ございませんけど、145、146ページの
ところをお願いいたします。

先ほど飛松議員からおっしゃっていただいた分は国からの補助の分になりますので、実際、
児童扶養手当で市から該当する方に支給させていただいている分につきましては、令和3年
度2億9,186万4,390円でございます。

配付につきましては、延べ人数で658人となっております。

児童扶養手当の対象者数として、令和3年度末で527世帯、支給対象児童数は812人となっ
ております。

令和2年度につきましては、支給額といたしまして2億9,855万6,000円、577世帯880人。

世帯と人数につきましては、令和3年度末の人数でございます。

令和元年度につきましては、支給額が3億7,044万9,000円。

世帯数といたしましては561世帯、859人となっております。

令和元年度がこのように数字が突出していることにつきましては、支給の月数が12か月で
はなく、2か月に1回支給が始まった年度でもございますので、1年間で15か月分支給いた
していますので、歳出が増えていることとなっております。

以上です。

飛松妙子委員

確認ですが、令和元年は561世帯、令和2年は577世帯、令和3年が527世帯ですね。

ということは、コロナ禍の中、令和3年で527世帯に減っているってということですよ。

林康司 こども育成課長

令和元年が561人、令和2年が577人、令和3年が527人ということで、令和2年から3年に
かけてはかなり減った数字ではございますけれども、おおむねこのぐらいの世帯数が支給対
象の世帯ということにはなっております。

飛松妙子委員

そうしましたら、もともとの独り親世帯の令和元年と令和2年はどのように推移していま

すか。

林康司 こども育成課長

児童扶養手当よりは独り親家庭のほうが人数把握ができておりますので、令和元年度が762世帯、令和2年度が722世帯となっております。

飛松妙子委員

ということは、令和元年762世帯のうち561世帯が児童扶養手当の支給者で、令和2年が722世帯のうち577世帯、令和3年度は954世帯のうち527世帯ということで、児童扶養手当のほうは世帯数は減っているかもしれませんが、独り親になっている御家庭がかなり増えてきてるってことがこの数字で見られるのかなということが分かりました。

そういった意味から、今後もこの扶養手当が増える可能性があるのかなというのと、独り親世帯が増えていくのかなというのを見て取られますので、この独り親支援っていうのは、今後とても重要になってくると思います。

相談事業がどこに含まれているのか分からなかったんですが、相談事業の中で、例えば、独り親世帯の中学生とか高校生をお持ちのお母さんたちが御相談する場所というのはどこになるのでしょうか。

林康司 こども育成課長

市役所の中でということでは、こども育成課に家庭児童相談室というものがございまして、資料の中では、143、144ページをお願いしたいと思います。

この中で、児童福祉総務費の中の報酬の家庭児童相談員、婦人相談員、独り親の相談の方の父子自立支援相談員、また子育て支援コーディネーターの方々の報酬が上がっておりますけれども、この方で、こども育成課の部分は、相談を受けています。

飛松妙子委員

分かりました。

独り親世帯がどんどん増えていっている中で、子供が小さいときは、まだこども育成課とかの相談窓口があるのは、多分皆さん御存じだと思うんです。

中学生、高校生になってくると、だんだんと相談ってどこにしたらいいんだろうっていうところも出てくると思います。

ですので、今後の検討課題といいますか、このことも考えて、相談窓口というのがとても重要になってくるのかなというのを感じておりますが、どのようにお考えでしょうか。

林康司 こども育成課長

相談体制につきましては、当然、こども育成課だけでなく、学校教育課とか、福祉のほうと連携して相談に当たっております。

独り親家庭に特化しますと、鳥栖の場合は、まだ仕事がありますので、独り親家庭としての転入者も多いと捉えておりますので、相談体制としましては、当然、うちだけじゃなく、福祉、学校と連携して行うことを、引き続きしてまいりたいと考えております。

飛松妙子委員

アウトリーチ支援の団体とも今後、提携が結べたらなどは思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、146ページの特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金、中原学校ですかね。

ここに11人ということでおっしゃられたんですけど、11人の児童生徒が通っているっていうことでよかったですか。

これの推移を教えてくださいなんですけど。

林康司こども育成課長

特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金につきましては、この分のみ生涯学習課でなく、こども育成課のほうでずっと予算化をさせていただいております。

概要といたしまして、就労等により昼間に保護者のいらっしゃらない中原特別支援学校に預かっていただいている方ですけれども、令和3年度が11人、令和2年度が10人、令和元年度が9人でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

あと、九千部学園のあるところが何年後かに鳥栖の特別支援学校になるということも報道されておりますが、今後、ここがどのような形になっていくのかというのは、もうお分かりになりますか。

林康司こども育成課長

申し訳ございません、分かりかねます。

藤田昌隆委員長

ほかに。

樋口伸一郎委員

歳入の66ページで質問をさせていただきます。

66ページの保育対策総合支援事業費補助金ですね。2,297万4,000円の分です。

説明の中で、保育補助者雇上強化事業の金額が8分の7になっていきますっていうふうに聞こえたんですけど、解釈は合っていますか。

林康司こども育成課長

県負担は8分の7でございます。

樋口伸一郎委員

保育補助者雇上強化事業の8分の7を単純計算すると、2,010万2,250円になったんですね。148ページにもまた保育補助者雇上強化事業は出てくるんですね、歳出で。1,364万5,000円っていうふうに出てくるんで、ここの違いを教えてください。

林康司こども育成課長

すいません、説明のときに強調が足りなくて申し訳ございませんでした。

66ページの保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業、また認可外保育施設への保育環境改善等事業及び認可外保育施設の保育士への健康診断に係る費用への補助事業に対する県補助金の合計金額でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

分かりました。

歳出の雇上強化事業は歳出の分で行っているというふうにご覧いただけます。

続けてですけど、実績を細かく御説明いただいたと思います。

10か園の14人分で、最終的に保育士を取得された方が7名というような御説明だったと思うんですけど。

この傾向、前年度と比較——細かい数字まで要らないんですけど、増えていますよね。

林康司こども育成課長

増えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

いい傾向というか、プラスの傾向で、実績が出ているというふうにお答えから取らせてもらったんですけど。

こうした鳥栖市での状況っていうか、実績を含めて、県とかには、年度ごとにこの状況を報告されているのかっていうのがとても気になっているので教えていただきたいです。

林康司こども育成課長

県補助金ですので、実績等は報告いたしておりますけれども、申し訳ございませんが保育士資格を取られた人数までは、特にやり取りがございませんので、そこでの報告等は行ってはおりません。

樋口伸一郎委員

一番最後の目的が、保育士不足をもう改善していくっていうものなんで、ぜひ機会を通じてでいいです、個人的には早くがいいと思うんですけど、そういう状況を県のほうにぜひ伝

えてほしいなというのがあります。

私たちも機会があれば、伝える場があれば伝えていきますけど。

そもそもこの事業自体が、もう県の方針に準じとるような状態なので、今のお答えにもありましたけど、県がやめてしまえばやめざるを得んみたいな、県が続けてくれば、ずっと続けてもらえるというような、県に依存しているような事業でもあるので。

その情報を、鳥栖市は前向きな成果が出ていますというような情報をぜひ伝えてほしいなと要望したいと思います。

何かお考え等があれば、お聞かせいただきたいんですけど。

林康司 こども育成課長

報告の仕方というのもあるかと思います。

担当者同士で何人でしたよということであれば、今までも言ったことがあるかなと思うんですけども、そこはまた県とも相談をさせていただきたいと思います。

樋口伸一郎委員

歳入から行きます。

次が、歳入の58ページの児童福祉費国庫補助金の保育士等処遇改善臨時特例交付金について質問です。

994万5,260円の方で、国庫補助金として上がっているんですけど、60ページにも同じものがあるんですよね。

今度は社会教育費国庫補助金になっているんですよ。

児童福祉費国庫補助金と社会教育費国庫補助金、そのあとはもう一緒ですね。

この違い、性質等の違いがあれば教えてください。

林康司 こども育成課長

児童福祉のほうで上げさせていただいておりますのは、保育所、幼稚園等の施設に対してです。

学校の教育費のほうにつきましては、学童保育のほうに対する補助金ということです。

樋口伸一郎委員

保育士や幼稚園教諭に対する交付金ということで、おっしゃったんですけど、この歳入金額で実際どのような処遇改善につながったのか、そこを知りたいんですけど。

歳出等にも出てきましたけど、賃金アップとかありましようけど、ほかにどういうふうな処遇改善につながったかっていうのを聞きたいです。

林康司 こども育成課長

この特例事業につきましては、賃金の改善を行うためのものですので、そのほかの分はあ

りません。

樋口伸一郎委員

これは歳出の150ページでまた出てくるんですけど、保育士等处遇改善臨時特例事業補助金というのが出てくるんですけど、そのみということでもいいですか。

そこと直結するだけとか。

林康司こども育成課長

主要成果の42ページをお願いしてよろしいでしょうか、この分になります。

公立保育所の会計年度任用職員の分に対して、対象者58人、52万2,000円分を私立のほうの分にプラスになりますので、その分の合計が実際の歳出になります。

差額につきましては、小規模とか地域型の中でも、個人経営の家庭的保育事業所で取り組まれていないところがありますので、その分の差額になっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

この件については終わります。

同じく歳入の74ページです。土地売却収入でお尋ねします。

これはもう双葉園さんとのやり取りのことですけど、これで全部終わったのかっていうか、もう落ちついてしまったのかっていうのを教えてください。

林康司こども育成課長

全て完了いたしております。

借地の部分というのはございませんので、もう払下げしています。

樋口伸一郎委員

ありがとうございましたというか、お疲れさまでしたと言うのかあれですけど。

整理ができたということで、各園等も私立を比べても公平性にはつながったのかなというふうに評価をさせていただきたいと思うんですけど。

最終的に坪単価で幾らになったのかっていうのが分かればですけど、分からなければ、委員会が終わってから個人的に聞きに行きますんで。

今から計算するのであれば、後ほど聞きます。

分かれば教えていただきたいと思いますんですけど、お答えをお願いします。

林康司こども育成課長

坪単価でいえば10万5,000円程度です。

藤田昌隆委員長

樋口委員、ほかの人もいるんで。（「歳入は終わります」と呼ぶ者あり）

田村議員と永江議員何か質問ありますか。（発言する者あり）

飛松妙子委員

146ページの子育て支援クーポン券補助金、これ、国の交付金を使っての事業だったと思います。

もともとのクーポン券は、800万円で予定をされてあったと思います。

今回、説明の中では、658人の18.85%だったということで、せっかくのコロナ禍の中の子育てクーポン、補助金だったのに、大変使っていただけなかったというのは、大変残念なことでもあります。

その中で、今、こども育成課として、国の交付金を使ってのこの支援があまりうまくいかなかったっていう反省をどのように捉えていらっしゃるのか。

あと、使えなかった残りの分は、国に返金されたのか。

そこを教えてくださいませんか。

ほかの事業に使っているのであればそれでいいんですけど、そのことも併せて教えてください。

林康司こども育成課長

子育て支援クーポン券発行事業につきましては、飛松議員からも御指摘がありましたとおり、予算執行ベースでは、18.85%ということでした。

この事業につきましては、コロナ禍で産前産後の時期に里帰りや実家からの応援が困難な方を支援するためということですので、実際、こういう方を支援する……、少なかったということであれば、裏を返せば、それだけ支援を受けられた方が多かったのかなと思います、実際、本当に必要な方に対して使っていただいたのかなとも思っております。

ただもうちょっと、支援の対象なり、メニューを考えていくことができたということもあったかと思うんですけれども、この事業が、繰越し事業でもございましたので、なかなか、そもそものメニューに沿った分でないとか拡充が図れないというところでもございましたので、タクシーの分をてこ入れいたしましたけれども、結果といたしましては、そこまでの数字でございました。

ですので、繰越しなので、返還——残金につきましては、総合政策課で管理しておりますので、別の事業で考えていただけるものと捉えております。

飛松妙子委員

今回の反省を——やっぱり、20%弱の方しか使えなかったっていうのは、他の方はあまり困ってなかったんじゃないかではなく、皆さん多分困ってあったけど、使いづらかったんじゃないかなと私は思っております。

それを考えたときに、産前産後の方たちが本当に使いやすい支援というものはどういうものなのかというのを、こども育成課として、理解というか、反省を踏まえてこうだったとかいうのを、例えば、御意見を伺ったとか、アンケートを取ったとか、そういうのはございませんか。

林康司こども育成課長

アンケートにつきましては、今現在、取組中でございます。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

このクーポンの利用につきましては、厳しい意見も電話等で頂いてたところもございます。

その中で、ファミリー・サポートにつきましては、登録が必要であることとか、シルバー人材センターの家事妊産婦育児支援につきましては、シルバー人材の職員の方とか支援者の方が、少なくとも2回現場確認等を行われたりするところもございまして、コロナ禍に他人が家に入り込むのはどうなのかな、というところもお声としては頂いているところでございます。

林康司こども育成課長

それを踏まえて、産前産後のメニューにつきましては、関係各課と協議をして、今後、そういう支援のメニューが創設できるかどうかというのは、事業とは別に協議が必要かと思っております。

飛松妙子委員

分かりました。

やっぱり反省というものはとても大事だと思います。

それを生かさなければ、何も生きてこないと思いますので、お母さん方のお声をしっかり聞いていただいて、次に生かせる取組につなげていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

続けてもよろしいでしょうか。

では次に、母子健康包括支援センター、主要事項説明書49ページ。

この中で、いろいろ事業をやっていただいたことの御説明ございましたが、まず、全戸訪問した結果どうだったでしょうか。

全戸っていうのは、何戸訪問して、そのうち、会えなかった方がいらっしまったのかどうか。

全戸訪問は、1年に1回なのか、半年に1回なのか。

それとも、気にしないといけない方がいらっしまったら、毎月のように行っていた方がいらっしまったのか、その辺りのことを教えていただいてもよろしいですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

出生の数の赤ちゃんについては、全員お伺いしますので、600人。

乳幼児の中に含まれておりますために、数がはっきりそこには出ていないんですけれども、2割程度お伺いするんですけれども、生後4か月までの間に訪問するとなっておりますので、少なくともお1人1回は、訪問をしております。

また、里帰り中の方もいらっしゃいますので、その方たちにつきましては、里帰り先の市町村と連絡を取って、里帰り先の市町村から訪問することもしております。

逆に、よその市町村の方で、鳥栖市に里帰りしてある母子については、鳥栖市のほうから連絡を取って、里帰り先の実家に訪問することもございます。

お母さんの状況、赤ちゃんの状況から、継続支援が必要な方については再度訪問をしますし、来所が可能という方については、来所でのフォローもしていくこととしております。

飛松妙子委員

全戸訪問した結果どのような。

効果というか成果といいますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

お母さんの不安を早めに把握することができたり、あと、家庭の中での環境、訪問に行かないと分からない状況もあります。

来所では見えない家庭の中の状況もあつたりしますので、その点については、早く、把握ができることにつながってるかなと思います。

ただ、逆のパターンもございまして、シングルで子育てをされてる方っていうのは、ちょっと心配な方として捉えますけど、行ってみると御家族の方のサポートがしっかり受けられる状況であるっていうようなこともありますので、行ってみて把握ができる情報っていうのはたくさんあります。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

この、全戸訪問はとても重要な大事な事業だと思っています。

私も御相談いただいてすぐ、保健センターのほうに電話させていただいたら、すぐ訪問していただいて、すごく不安だった方が、とても安心されたっていうお声もお聞きしてます。

そういった意味では、いつでも気軽に相談しやすい、また、妊婦さんだけでなく、皆さんが知っていただいたほうがいいと思うんですね。

そのためには、母子健康包括支援センターという長い名前ではなく、愛称ですね、前からお伝えしておりますが、募集していただいて、あそこに行けば、気軽に子育てに関すること

なんでも相談できるよってというのが全市民に周知できるような愛称の募集をしていただきました
と思いますけど、いかがでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

愛称をつけてあるところもございます。

ちなみに、鳥栖市保健センターは、愛称が「すこやかセンター」と、過去につけた経緯も
あったんですけど、なかなか周知が難しく、愛称については、今後検討させていただきます。

飛松妙子委員

ぜひ、市民の方に募集していただいてつけていただければと思います。

最後に相談の推移について、どのような状況か教えてください。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

こちらの母子健康包括支援センターは、令和3年からの開設でございますので、推移につ
いては、今後出てくるとは思うんですけども、実際、今年度、半分過ぎておりますけれど
も、状況といたしましては、相談継続の件数は増えてきているような感じがいたします。

特に医療機関からの連携ケース。

退院をされるときに、継続してフォローしていただきってという連絡ケースが増えてきてい
るような状況で、1年経ってみないと件数がどのようになるかというのは分からないんです
けど、そのような状況です。

飛松妙子委員

今の、相談継続が増えているってことはとても大事な視点かなと思っております。

私も結構御相談いただくんですが、その御相談の内容、私自身も、中身が重症なのか軽症
なのかよく分からずに、例えば保育園に入れないという御相談をいただくと、こども育成課
のほうに電話するんですね。

それでやり取りしてたら、実は私たちのレベルじゃなくて、病院側として見ればもっと子
供に対して重症度がひどかったんだよってところが後から分かって、だったら保健セン
ターだよってところがありましたので、この、相談できるよってという愛称を募集して
いただいて、子育てに関することは何でも、母子健康包括支援センターでお願いしたいと思
っておりますのでよろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

暫時休憩します。

午前11時1分休憩

永江ゆき委員

要望です。

中川原豊志委員

146ページが一番上のところで、不用額が713万8,309円と。

予算額が1,200万円のうち、支出済みが500万円で、結構不用残が多いんですが。

不用額が多くなった理由はどこにあるのかな。

林康司こども育成課長

その不用額につきましては、先ほど飛松委員からの御質問がありました、子育て支援クーポン券補助金ですね、予算が事業費で800万円取っておりましたけれども、150万円程度でしたので、700万円のうちの650万円がその分に当たります。

中川原豊志委員

同じページの下から2番目、保育園費の給料の不用額が333万9,802円。

これについても、再度確認をさせていただきます。

林康司こども育成課長

この分につきましては、正職の給料でございます。

育児休業者が、令和3年度は5名いらっしゃいましたので、その分の給料になります。

中川原豊志委員

関連するか分かりませんが、ここ数年の保育園の利用状況、職員さんが少ないので定員まで入れないとかいうケースがずっとあったと思いますんで、そういうのを含めて、ここ数年、待機児童の推移と入所待ち児童の推移について教えていただければと思います。

保育士の処遇改善をされているので、保育士さんがある程度増えてきている状況であれば、またそれも含めてお願いします。

林康司こども育成課長

保育所分ですね、施設も企業主導型等も含めて増えてきておりますので、受け皿としては増えてきております。

その反面、0歳から——早期に申込みをされる方とか、保育所に入所できないことによつての育児休業給付金が、入所待ちでないとハローワークから出ないとか。

そういったところの要因もありまして、入所待ち児童というのも、やはりまだ一定数ある状況でございます。

入所待ち児童につきましては、4月1日で、令和4年度が56人、3年度が81人、2年度が79人、元年度が67人でございます。

保育所の保育士につきましては、先ほど言っていたように、処遇改善——い

ろいろ市のほうも国、県の補助メニューを使いまして、雇上体制強化事業等行ってきております。

それで入所の人数っていうのは、その部分ではなかなか大きく増減をしているものではなく、保育料の中で徴取している人数の中では、1,750人ぐらいでずっと推移をしているところでございます。

藤田昌隆委員長

それこそ資料で、全体じゃなくて、資料で施設ごとに前もらったような気がするんやけど。資料でもらったほうが、今のあれじゃ全然分からないんですが。

中川原議員、どうですか。

中川原豊志委員

要は、各園の定員数と実際の入園された数、またそこに対する待機児童とか入所待ち児童。そういったものの状況が分かる資料があればお示しいただければなと思います。

林康司こども育成課長

申し訳ございません。既存のものではございません。

作成してということであれば、入所待ち児童は、園ごとっていうのは出せませんので、定員数と4月1日時点なのか3月時点なのか10月時点なのか。

そこで預かっている児童数っていうのは、資料を作成するお時間は頂きますけれども可能です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

林康司こども育成課長

園ごとっていうこと……

中川原豊志委員

それができる資料があれば、公立も含めて。

林康司こども育成課長

詳細については、また後で打合せをさせていただきたいと思います。

藤田昌隆委員長

すいませんが、御協力をよろしくお願いします。

ほかに。

田村弘子委員

主要施策の成果の説明書の50ページのところですけれども、休日救急医療センター受診者数が1,174名。

その中で、コロナウイルス検査数が958名で、そのほかの816名の方の受診理由だったり、世代だったり分かるのであれば教えていただけたら幸いです。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

受診理由は……（発言する者あり）いえ、骨折とかいう方はほとんどいないんですけども、理由は、発熱の方というのがほとんどでございます。

ただそのうち、検査をされた方が……（発言する者あり）ただコロナの波がございますので、波が来ているときには検査をされる方の受診がほとんどだと思うんですけど。

そうでない場合は、コロナ以外の理由での発熱とかいう方もいらっしゃいます。

で、年代ごとってというのは、ここでは分かりません。

年代ごとの把握はできておりません。

診療科目ですと1,774人のうち内科が956名、小児科が818人、小児科の率が46.1%。

内科の率が53.9%となっております。

田村弘子委員

小児の数で、818名の方は診療だけで帰られていますか。

それとも、別の大きいほうに行ってみてくださいという案内があったかまでは分かりませんか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

小児科の方が次の医療機関を勧められた数が分かるかってなると、それは分からないんですけども。

ただ、令和2年の12月以降は、コロナ体制で発熱の方を主に休日救急センターで診ております。

ですので、発熱以外の患者さんの場合は、逆に院内感染を心配しますので、来たことによってコロナに感染するということを心配します。

説明のときに申し上げた、二次病院が内科と外科とございますので、お電話されたときにはそちらに直接行っていただく場合もございます。

田村弘子委員

小児の場合、もしも二次病院を紹介される際は、休日救急医療センターではどこの病院を紹介されてあるんでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

小児の場合の二次病院っていうのは、特にございませんけれども、久留米の小児救急がございまして、時間帯が夕方からではございますが、そちらのほうの御紹介をする場合もございまして。

藤田昌隆委員長

ほかに。

成富牧男委員

決算書の143、144ページ。

この中の節12の委託料の一番上のところですね。

備考欄、社会福祉会館児童センター指定管理事業についてお尋ねします。

先ほどの説明では、利用されているのは、主に小学生というお話でしたが、改めて児童センターってどんなところか説明して。

そして、実際の利用状況、それから配置されている児童指導員というのかな、そこら辺まらずお尋ねしたいと思います。

林康司こども育成課長

鳥栖市児童センターにつきましては、施設の概要といたしまして、児童が遊びを通じて、体力増進を図ることを目的とする事業設備のある施設でございます。

現在、主に、幼児から小学4年生までを対象といたしまして、いろいろな事業を行っているのが主なものでございます。

ただ、令和2年度からは中学生、高校生とかに自習室を開放するとか、小学生も自習の場として使っている状況でございます。

配置といたしましては、センター長1名、常勤1名、非常勤1名でございます。

成富牧男委員

今言われたように、一つは利用状況を知りたい。

そこは出なかったやろ？

具体的に出たのは、自習できるような環境を整えたみたいに言われたけど、ほかにどういうことをやっておられるのか、簡単でいいです。

いくつか例示で。

林康司こども育成課長

トータルの利用人数ですけれども、令和3年度が1万7,546人です。

令和元年、令和2年度につきましては、やはり新型コロナウイルスの関係で1万3,000人台と落ち込んでおりましたけれども、令和3年度につきましては、1万9,000人ぐらい利用がございましたので、落ちつけば、そのぐらいまで行くものと考えております。

あと事業につきましては、幼児につきましては、3歳からの相談を受けるとか、フリールームということでお母さん同士とか、お父さんも来ていただいて、そういった子育ての相談、親子の交流をしている場を設けるとか、小学生になりますと、夏休み教室でいろんな各種事

業をいたしております。

その中では、高校生もいろんな教室の中で先生としてされてあるということもあります。

成富牧男委員

児童センターって、さっきから、周知されていないんじゃないかって話がほかのことで出ていますけど。

やっぱり児童センターも、私の感じでは、ちょっと地味だな感じています。

鳥栖市の場合ですね。

しかも、子供たちがそれなりに多い鳥栖市なのに、たった1か所ですよ、今あるのが。

最初に説明で言われた、主に小学生がっていうことになると、どこら辺の小学生が集まっているのかなとか。

それとか、親御さんがついていかんといかんのかなとか、いろいろ考えてしまいますので。

それで、今の考え方ですね。

今後、拡大しようと思っておるのか、十分と思われているのか。

そこだけ聞いておきたいと思います。

林康司こども育成課長

児童センター、指定管理で社会福祉協議会にお願いしておりますけれども、ファミリー・サポート・センター事業とか、子育て支援センター事業っていうのも併せて社協にお願いしている部分もあります。

ですので、児童センターのみならず、その3事業を社会福祉協議会で行っていただく中で、支援に対しては、拡充したものを広げていきたいと考えております。

成富牧男委員

ちょっと答えがずれていたと思いますけど。

たった1か所でいいんですかっていうのと、まさに今言われたように、一般の人が受けたときに、児童センターとそれから2つぐらい言われましたよね、どこがかぶって、どこが違うのかとか、そこら辺がなかなか明確じゃないんですよ。

児童センターとはこういうものというのを押し出した形の、児童センター独自のいろいろ役割も——話すとき長くなるので話しませんが、あると思いますので、研究していただきたいなと思います。

終わります。

飛松妙子委員

まず162ページの不妊治療費についてお尋ねをいたします。

御説明の中では、91名の方が利用されたということでお聞きしました。

過去の推移と、令和4年度から、不妊治療は保険適用に変わりますので、この不妊治療費、現在支払っている部分が、市で負担をしているということです。その分負担をしないでよくなったときに、この分の浮いた分といいますか、予算をどのように使っていくのかというところをお伺いしたいと思います。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

不妊治療費助成数の実績でございますが、先ほど申しましたとおり、令和3年度は91名でございましたけれども、令和2年度は76名、令和元年度は86名。

平成30年度は73名です。

令和4年4月から保険適用になりました。

令和3年度中から治療を継続している方については、どちらを選ぶかは、御本人さんの選択となっております。鳥栖市の不妊治療の助成については、過去1年間の遡りがございますので、令和4年度までは、この助成制度は続くこととしております。

浮いた予算につきましては、令和4年度から産後ケア事業を開始しております。その事業に充てると言ってはあれですけれども、代わりに開始をしております。

飛松妙子委員

ぜひ、産後ケア事業の実施を継続していただきたいと思っております。

これも大分前に、私も一般質問の中で訴えさせていただく中で、子供の医療費が、以前、国に返さないといけない部分が免除になったときに、ぜひ、産後ケアに充ててほしいということをお願いしていたんですけど、なかなか実現できなかった。今回は、今の御答弁を頂きましたので、ぜひとも力を入れていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、164ページのがん検診についてでございます。

例年、がん検診、私も毎回のように一般質問させていただいたんですが、今回詳しい資料がないものですから、コロナ禍の中で検診がされていない、で、がんの発見が遅くなって、とても残念な結果になっているということも報道等でもあっております。

現在、鳥栖市のがん検診について、前年度と比べてどうなのか、まずはそこを教えてください。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

6種類のがん検診を実施しておりますけれども、全体的な傾向といたしましては、令和2年度、コロナ禍の状況とその前の年、コロナ以前と比べたら、がん検診の受診率は落ちました。

例を言いますと、胃がん検診では、1,525人が令和元年度の受診者でしたけれども、令和2

年度は1,048人で、令和3年度はどの検診につきましても、令和2年度よりはアップしています。

令和3年度は、胃がん検診1,251名となっております。

で、令和2年度よりはアップしたけれども、その前の令和元年度並みにまでは戻り切れていないというのが令和3年度の状況でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

胃がんは40年間ぐらい、死亡数が5万人から減らなかったという状況の中、2013年からピロリ除菌の保険適用が開始して、5年間で1割の死亡者数が減ったということが実現しております。

そういった中で、鳥栖市において、胃がん検診がなかなか——バリウム検診も私も何回も経験しましたが、やっぱりつらいものでもありますし、ピロリ菌検査をすることで、尿検査、血液検査、呼気検査いろいろございますが、簡単に検査もできて、予防、死亡数も減らすことができるってことを鑑みたときに、このピロリ菌検査というのも、今後、ぜひ入れていただくことで、鳥栖市のがん患者が撲滅できるんじゃないかと思っております。

また佐賀県も、4年前ですかね、中学3年生にピロリ菌検査を始めていますので、ぜひとも鳥栖市も年齢を限定してでもいいですので、また補助金を出すような形でも、500円検診でも、1,000円検診でもいいんですが、そのような形で、ピロリ菌検査を入れることで、がん撲滅にぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

胃がん検診につきましては、令和2年度から県下におきまして、広域で胃の内視鏡検診を開始しております。

年齢が50代から69歳までの偶数年等、年齢指定がございますが、令和2年度から取組を行っているところでございます。

現時点では、検診の中にピロリ菌検査は入っておりませんが、国のがん検診の指針が変更された際には検討していきたいと思っております。

飛松妙子委員

国の指針がというのは毎回の御答弁なので、変わらずですが。

もういち早く取り入れている市町もございますし、一日も早く鳥栖市としても取り組んでいただきたいという要望を申し上げて終わりたいと思います。

永江ゆき委員

不妊治療のところですけど、年齢制限はありますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

鳥栖市は年齢制限はございません。

樋口伸一郎委員

歳出に関して4項目ありますので、順次質問させていただきたいと思います。

145ページから行きます。

保育園費の一番上の段の不用額についてお尋ねします。

1億898万536円。

これの主なものっていうのは、148ページ目の一番下にある不用額の1億590万9,002円の分ということでしょうか。

林康司こども育成課長

御指摘のとおりです。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、148ページに飛びまして、節18負担金、補助及び交付金の不用額で、1億円を超える金額っていうのは、細かくいうと、主なものは何でしょうか。

林康司こども育成課長

昨日の中でもありましたけれども、再度、御説明いたします。

一番大きな金額といたしましては、施設型等給付費で5,130万円。

私立保育所特別保育事業におきまして、3,580万円。

保育体制強化事業が450万円の不用額となっております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、ここは致し方ないって言ったらいかんですが、そうした不用額ということで解釈させてもらった上で、また146ページに戻っていただいて、今度は、説明でもありました節2から4。職員44人分っておっしゃったですかね、人件費等々ということでしたが。

これまでは45人分とかじゃなかったですっけ。

すいません、私が誤解釈しているかもしれません。

林康司こども育成課長

正職の保育所の配置の定員数としては45名ですけれども、令和3年度も保育士の欠員が1名出ておりましたので、決算の中で44名分ということになっております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、節2給料のところの不用額で333万9,802円というのがそれに当たるかと思うんですよね、その人件費、違いますか？そうしたら説明ください。

林康司こども育成課長

先ほど中川原議員へ御説明したように、育児休業の5人分の給料になります。

樋口伸一郎委員

まとめれば人件費に関わるものですね。

それを踏まえてでいいです。

この不用額っていうのは、大体これも毎年発生して、女性が多く働くような環境ということもあって、しかも体力も要るようなお仕事なので、お若い方というか、も多い中、働いていらっしやる。

そういう育児休暇等は今後も想定をしておかないといけないということもあるので、これまでの経緯を踏まえて、決算に至るまでの度々の減額補正とかも含めて、決算に至るとるわけですけど、例えば、この不用額が出らんように努力するとか、不用額の一部を充ててでも保育士がもっと集まるような、臨時職員も含めて集まるような助成等を検討していくとか。

そういうこの不用額に対する考え方を教えてください。

林康司こども育成課長

公立の保育所の人件費につきましては、庁内のっていうのも変ですけども、補正を上げる時期っていうのは決まっておりますので、12月補正、3月補正、結果で3月というところが出てまいるものでございます。

あと、給付金事業の負担金補助の不用額、毎年何千万円と出されているところでございますけれども。

事業費ベースで考えますと、執行率としては九十何%、やはり事業の分が大きいので、やはりその不用額も、足りないよりは足りるところっていうところで、3月補正につきましては、1月ですので、その時点で想定をして、ある程度確認をしながら不用額の算出をしているところではございますけれども。

やはり最終的には園のほうとやり取りする中で精査——園のほうも多忙でございますので、なかなかそのやり取りが難しい部分もあって、詰めた数字が……。

あと、決算が法人によっては4月、5月というところもありますので、そういった中でのずれというのは、今後も出てくるものと考えております。

樋口伸一郎委員

おっしゃっていることはすごく分かります。もう質問じゃないです。

放課後児童クラブとかも含めてですけど、保育士等のことをずっとお話しさせてもらっているんですけど、今、課長がおっしゃったように、事業ベースで考えると、執行率は九十何%っていうことでおっしゃっているのでもいいことですよ、ほぼ、使われているということなので。

逆に捉えると、例えば独自の補助を検討しようとする際の、財源確保もできんということなんですよね、もう全部使っていますから、ほとんど。

ですので、私が求めるのは、毎年減額補正から不用額として決算を上げている部分の、もうごく一部でもいいです。

小さな独自補助でもいいので、ぜひ検討する機会があれば、検討はしていただきたいという要望なんです。

事業から財源はもうできないので。

という要望をして、この項目については終わりたいと思います。

それで2項目に行きます。

151ページをお願いいたします。

目5子育て世帯等臨時特別給付金給付費。

この106万円、これも不用額なんですけど、説明いただきました。

ほじくり返すわけじゃないんで、可能な範囲でいいです。

管理不足とおっしゃったようなんですけど、話せる範囲でいいので、どのような管理不足っていうかを教えていただければ。

林康司 こども育成課長

返還金っていうものにつきましては、12月補正で大体、お願いしているものでございまして、このときの予算も12月に上げさせていただいたものなんですけれども、令和2年度の返還というところで、金額をほかの事業も併せてリストアップしている中で、この分が、実際、返還とか、国への手続っていうのはもう書類上で、令和2年度中に実際行っていたものなんですけれども、きちんとそこが精査ができておらず、12月補正のときに改めてともう一回出す、その分を国に返還する分としてリストに上げてしまいましたので、この中で記載してしまった分でございます。

樋口伸一郎 委員

ざくっと言えば、令和2年度の分と重複してしとった分ということになりますよね。

ただもう、今後気をつけてそういうのがないようにする点をお聞きしようと思ったんですけど、含まれていたんで、そういうことですよね？

そういう重複措置がないようにすれば、これも回避できますからね。

じゃあそれをよろしくお願いします。

2項目終わります。

あと2項目あるんで、3項目に行きます。

162ページお願いします。一番上の段です。

病院群輪番制運営補助金について教えてください。

まず、病院数と、病院の中で、この輪番についてはどういうふうにして——基準等があるか、決められているのか、決め方を教えてください。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

現在、病院の輪番は4病院。

如水会の今村病院、やよいがおか鹿毛病院、松岡病院、すむのさと高尾病院の4つになっております。

病院の内科、外科、どこの医療機関がいつ担当するっていうのは、医師会のほうで決めていただいて、内科1か所、外科1か所でございます。

樋口伸一郎委員

一緒に聞けばよかったですけど、そうしたら、1病院当たりの単価じゃないですけど、もう単純に4病院で割るっていうような計算でいいとですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

1日当たり8万8,800円ですので、2か所で割って、それで開設の70日です。

樋口伸一郎委員

この項目の最後に、今コロナ等の対応もあるじゃないですか、病院とかですね。

どこがどうという細かいのは分からないですけど、その金額について、病院さんのほうが納得されとるけんしよとでしようけど。

その辺っていうのは、行政と病院で、医師会でもいいですけど、話とかされるんですか。

納得されているのか、そこが聞きたいとですけど、大変やろうからですね。

そこをお願いします。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

納得いただいて……（「そうしか答えられんですよね」と呼ぶ者あり）いただいております。

藤田昌隆委員長

納得しとるから輪番の中に入っているの、そういうことでございます。

樋口伸一郎委員

納得されとるから上げられているとは思っておりますんで、これもまだ状況じゃないですけど、話す機会があれば、そういう状況を聞くとか、コロナとか病気の状況によって変わるんで、いろいろ状況が。

そういう意見交換とかしてほしいので聞きました。

この項目終わります。

最後の項目行きます。

簡単な質問です。

164ページの節17備品購入費の、細かいんですけど、これもほぼ不用額になっているので、保健センター用備品購入費ということで、決算で上がっていますが、予算から見ると、ほぼほぼ全部不用額となっておりますので、この主な理由を教えてください。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

この備品購入費につきましては、新型コロナのワクチン接種に係る備品購入費として、集団接種を行う場合の会場に配置する、蘇生のための救急用品等の購入を予算としては計上しておりました。

ただ、集団接種を行いませんで、全て個別接種となりましたので、購入が必要でなくなったためでございます。

樋口伸一郎委員

予算立てのときはっていうところをお聞かせ願いたいんですけど、もともと集団接種の計画やったんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

個別接種をメインとして、個別接種で対応できない場合は集団接種も検討するとしておりましたが、個別接種の医療機関の御協力がたくさん得られましたので、集団接種をする必要がなくなったために、集団接種に必要な経費が残りました。

樋口伸一郎委員

この項目最後です。

じゃあそれは令和3年度で、令和2年度もこうしたものがあったんですっけ？

もう令和3年度に限ってこれが出てきたということによろしいですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

令和2年度につきましては、残りを令和3年度に繰越しでございましたので、予算は令和2年度からの繰越しの分となっております。

樋口伸一郎委員

これは、その結果がここで現れたっちゃうことでいいですね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

そのとおりです。

藤田昌隆委員長

ほかに。

中川原豊志委員

決算書を見て最終的に考え方をお聞きしたいなと思うんですが、まず1点が、保育園給食費で今ずっと上がってきていて、無料化になるときに、各私立保育園の給食費についても、市を参考にするような話も出とったんですが、保育園費の現在の保育園料の平均と、それから今後、物価高騰等で、いろんな補助があるかもしれませんが、今後の保育園の給食費の考え方についてお聞かせ願いたい。

もう一点、保育園で、公立保育所に対しては、国からの補助が入っていない状況で6,000万円以上持ち出し——鳥栖だけ、公立保育所には持ち出しをせないかん状況なんですけど、公立保育所の今後の考え方、もう極端な話、意外ときれいな保育園ぐらいに絞って、ちょっと古い保育園さんとかは、もう公設民営でもやったらどうかなという考えがあるのか、その辺確認させてください。

藤田昌隆委員長

答えられますか？

林康司こども育成課長

給食費につきましては、公立で4,700円設定させていただいて、私立保育所におかれましては、それを参考に、大体同額でされてあります。

御指摘いただきました物価高騰等による分につきましては、6月補正でさせていただいて、実際、どうなるかというのは、各園からどういう状況で上がってくるのか、補助金が使う分までなるのかも含めて、そこで検討していきたいと思っております。

公立の今後の在り方につきましては、御指摘のとおり下野園とかはちょっと老朽化が進んでおりますので、その辺も含めて何かしら考えていかなきゃいけませんし、将来に当たってはやっぱり少子化の部分もあります。

3、4、5歳の定員の余り具合、公立だけではなくて、あと幼稚園も、3、4、5歳になると、だんだん人が少子化になると……。あと、保育園との定員の受入れのバランス。その辺も踏まえた中で公立の在り方というのは考えていかなきゃいけませんでしょうし、医療的ケア児とか、そういったところの受入れにつきましても私立でしていただければ、補助が国からもありますけれども。

ただ、重度の方につきましては、やはり公立は公立の役割というのをしっかり考えていきながら、適正に、どのように整理するのが正しいか、現時点では分かりかねますけれども、そういうことはある程度念頭に置きながら考えていきたいと思っております。

中川原豊志委員

ぜひ、またその辺も含めて検討していただきたいと思えますし、また、給食費につきましても、国、県の補助があればいいんですけれども、その辺を見込めないときには、何らかの

形で市からの補助とかも考えていただき、また保護者の方の負担をあんまり増やさんような状況にしていだきたいという要望でございます。

飛松妙子委員

乳幼児の予防接種ですね。

例えば里帰りした方が、その市町で予防接種をしたときに、予防接種の費用が、鳥栖市で何種類か無料になっている分があると思うんですが、他県の予防接種を打った金額と鳥栖市との金額の差があった場合、現在はどのようになっていますでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

予防接種の単価は医療機関によってそれぞれ違っておりまして、佐賀県内の定期で行う予防接種については、鳥栖市の定めた金額で行っていただいているところですが、仮に、鳥栖市の単価より安かった場合は満額でございます、高かった場合は、鳥栖市の単価を助成しております。

飛松妙子委員

その部分ですよ。

おっしゃっていることはよく分かりますが、ただ、鳥栖市に住んでいらっしゃる方が、里帰りされたときに、どうしてもそこで予防接種を打たなければいけないときに、差額が出たとしても、できたら、オーバーした分も鳥栖市で助成できるような仕組みを今後取っていたければと思うんですが。

今後、そういうことも御検討いただけるか御答弁をお願いしてもいいでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

これは予防接種に限らず、妊婦健診等も里帰りで受けられた場合には同様の取扱いをさせていただきます。

ここでそのようにいたしますというようなお答えもできませんので、今後の課題とさせていただきます。

飛松妙子委員

妊婦検診も含めてぜひ御検討していただいて、せっかく鳥栖市に住んでいただいて、産んでいただくわけですので、子育て支援のまちであるならば、ぜひ、その部分も補填していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

これで質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後0時休憩



午後1時10分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

審査に入ります前に小柳教育部長から挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

小柳秀和教育部長

教育部関係の令和3年度一般会計決算認定の審査に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

教育部は教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課の4課で構成されております。

これらの4課におきましては、学校施設管理、教育支援、教育指導、インクルーシブ教育、学校給食、人権啓発、生涯学習の推進、文化財、図書館運営などの業務の執行に当たっております。

教育部関係の歳入決算につきましては、国県支出金、市債など3億4,253万3,525円でございます。

歳出決算額は19億1,993万2,101円でございます。一般会計歳出総額に占める割合は約5.7%となっております。

歳出の主なものとしたしましては、田代小学校大規模改造事業、小中学校特別支援学級等生活指導補助員配置事業、小中学校給食に係る経費、放課後児童健全育成事業、図書館改修事業などがございます。

以上、決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、2つに分かれてそれぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げ、御挨拶といたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。



教育総務課、学校教育課、学校給食課

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

それでは、これより教育部教育総務課、学校教育課、学校給食課関係議案の審査を行います。

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤正己教育総務課長

令和3年度歳入歳出決算の教育委員会事務局教育総務課、学校教育課、学校給食課関係について、その主なものについて御説明いたします。

歳入から御説明いたします。

59ページ、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節1小学校費国庫補助金でございます。

備考欄2項目め、特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、特別支援教育就学奨励費に対する補助金でございます。

補助率は2分の1でございます。

同じく4項目め、感染症対策学習保障等支援事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、消毒、換気などに要する物品の購入に対する補助で補助率は2分の1でございます。

続きまして、節2中学校費国庫補助金につきましては、先ほど説明いたしました、節1小学校費国庫補助金と同じ内容でございます。特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、特別支援教育就学奨励費に対する補助金でございます。

感染症対策学習保障等支援事業費補助金につきましても、小学校と同じく感染予防対策として消毒、換気などに要する物品の購入に対する補助でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、67、68ページをお開きください。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節1教育総務費県補助金につきましては、小学校に配置しております、3人のカウンセラーの報酬、交通費に対する補助金とな

りまして、補助率は3分の1でございます。

節2小学校費県補助金及び節3中学校費県補助金の備考欄3行目にあります、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金につきましては、小中学校12校に配置しておりますスクール・サポート・スタッフの報酬と期末手当に対する補助金になっております。

補助率はどちらも5分の3となっております。

69、70ページになります。

同じく、節3中学校費県補助金、備考欄2項目めにあります、別室における学校生活支援事業費補助金につきましては、中学校4校に配置しております、学校生活支援員に対する報酬や期末手当交通費などに対する補助金で、補助率は2分の1となっております。

71、72ページをお開きください。

款17県支出金、項3委託金、目4教育費県委託金、節1教育総務費委託金でございます。

こちらは、鳥栖西中学校区、3校が県からの委託を受けております、小中連携による学力向上推進地域指定事業に係る委託金となっており、全額補助となっております。

佐藤正己教育総務課長

87、88ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、教育雑入、3項目め、中原特別支援学校田代分校負担金につきましては、中原特別支援学校田代分校によります、田代小学校の施設使用、維持管理費に係る電気料、水道料と負担金並びに分校生徒及び教職員の給食に係る負担金及び令和3年度は、田代小学校大規模改造に伴います、仮設校舎を田代分校が使用されておりますので、仮設校舎建設に係る負担金でございます。

89、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目5教育債、節1小学校債につきましては、田代小学校駐車場整備事業及び田代小学校大規模改造事業の、それぞれの事業に伴う借入金でございます。

以上、歳入について説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

215ページ、216ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節1報酬につきましては、教育委員4名の報酬でございます。

217、218ページをお願いいたします。

次に、目2総務事務局費、節2給料から節4共済費までは、教育長、教育部長、教育総務課職員7人、計9人分の人件費でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、219、220ページをお願いします。

目3学校教育事務局費の主なものを申し上げます。

節1報酬は、いじめ問題対策委員会委員、就学時健康診断医師、産業医並びに小中学校の学校用務、学校事務補助、学校図書館事務補助員及び指導主事等の会計年度任用職員に対する報酬でございます。

節2給料から節4共済費までは、学校教育課職員5人及び会計年度任用職員の人件費でございます。

続きまして、節12委託料、備考欄1項目めにあります、語学指導業務委託料につきましては、ALT5人の配置をいたしております、語学指導業務の委託料でございます。

なお、成果等につきましては、成果の説明書94ページにて御確認ください。

佐藤正己教育総務課長

同じく、節12委託料、2項目め、警備委託料につきましては、市立小中学校12校の警備委託料でございます。

221ページ、222ページをお願いいたします。

中学校日直代行委託料につきましては、土曜、日曜、祝日における中学校の部活動や、来訪者の対応等の業務、学校施設の巡回等を行ってもらう業務を委託している費用でございます。

3項目め、ICT支援業務委託料につきましては、鳥栖市におけるICT教育の推進を図るために、学校におけるICT機器を活用した授業、研修、教材作成等を支援する支援員を配置する業務であり、支援員4人を配置しております。

主要施策の成果説明書92ページをお願いいたします。

令和3年度に実施しました、ICT支援員配置事業の内容を記載しております。

目的といたしましては、学校におけるICTを活用した事業、研修教材作成等の支援ができる者を学校に配置し、効果的にICT機器を利用することにより、鳥栖市におけるICT教育の推進を図るものです。

事業内容といたしましては、授業支援として、4項目、研修支援として2項目、障害対応として1項目の事業を実施しております。

効果といたしましては、効果的なICT機器の活用を行うため、教職員、児童生徒への操作支援として、教職員研修の実施や、マニュアル作成、授業中の諸教職員のサポート、ICT機器の点検を行い、ICT機器の推進を図っておるところでございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、節18負担金、補助及び交付金の一番下の行になりますが、医療的ケア支援事

業補助金は、学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者に当該費用の補助を行うもので、令和3年度は2名の児童の保護者に対しまして補助金を交付いたしました。

以上です。

佐藤正己教育総務課長

項2小学校費、目1学校施設管理費、節2給料から節4共済費までは、学校用務員2人分の人件費でございます。

節10需用費のうち、修繕料につきましては、小学校施設の修繕に要した経費でございます。

節12委託料、学校施設管理委託料につきましては、小学校8校の各種設備点検、樹木伐採等、施設の管理に要した経費でございます。

節14工事請負費につきましては、営繕工事費として、鳥栖小学校プール循環ろ過装置改修工事等のほか、各小学校の特別支援学級間仕切り設置工事などの工事を行っております。

次に、田代小学校駐車場整備工事費につきましては、田代小学校第2運動場西側にあります、田代小学校駐車場の整備工事を行っております。

223、224ページをお願いいたします。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校の建設費の都市再生機構立替金、都市再生機構への償還金でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、目2学校事務管理費の主なものにつきましては、節1報酬につきまして、学校運営協議会委員、学校医、学校薬剤師及び会計年度任用職員に係る報酬となっております。

節3職員手当等及び節8旅費につきましては、この会計年度職員に係る費用となっております。

以上です。

佐藤正己教育総務課長

同じく、節10需要費及び節11役務費につきましては、小学校8校分の運営に係る経費でございます。

節12委託料につきましては、塵芥収集委託料は燃えるごみ収集、健康診査委託料は児童の健康診査に係る委託料でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、児童用パソコン借上料、デジタル教科書ソフトウェアライセンス使用料が主なものでございます。

225、226ページをお願いいたします。

節17備品購入費につきましては、施設用備品購入費は、大型備品及び学級増に伴います備品購入を行っております。

教科用等備品購入費は、小学校8校の図書及び一般備品の購入に係る経費でございます。
227、228ページをお願いいたします。

目3教育振興費、節17備品購入費につきましては、教材費は、授業に使用します教材を購入しています。

理科教育等備品購入費は、理科の授業で使用いたします、実験器具や人体模型構造等を購入しております。

節17扶助費につきましては、要保護、準要保護児童への就学奨励費、また、特別支援学級在籍児童への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。

以上でございます。

犬丸章宏学校給食課長

続きまして、目4学校給食センター費の主なものについて、申し上げます。

まず、令和3年度の学校給食センターの稼働状況及び小学校への給食提供の概要につきましては、主要施策の成果の97ページを御参照いただきますようお願いいたします。

学校給食センターにおいて、給食調理を実施した日数は197日、給食を提供した日は各小学校とも193日となっております。

決算事項別明細書の227、228ページをお願いいたします。

節1報酬につきましては、学校給食センターにおいて調理業務及び食器などの洗浄業務、各小学校において配膳業務に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までにつきましては、学校給食課職員の13人分の人件費及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

節10需用費につきましては、学校給食センターの電気料、上下水道使用料を合わせました光熱水費が主なものでございます。

光熱水費につきましては、決算事項別明細書の229、230ページに記載がありますのでよろしくをお願いいたします。

決算事項別明細書の229ページ、230ページをお願いいたします。

節12委託料のうち、施設管理等委託料につきましては、学校給食センターの調理、洗浄設備保守点検、空調設備保守点検などに係ります委託料でございます。

その下の給食業務委託料につきましては、小学校給食の炊飯、各小学校への配送に係ります委託料でございます。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、目5学校建設費、節11役務費、節12委託料及び節14工事請負費につきましては、田代小学校大規模改造工事に係る経費でございます。

主要施策の成果の説明書98ページをお願いいたします。

令和3年度に実施しました、田代小学校大規模改造工事の内容を記載しております。

事業内容といたしましては、仮設校舎を設置し、管理特別教室等及び普通教室の改修を行うもので、改修内容といたしましては、屋根、外壁、内装、天井、床、壁、建具等の内装ですね。

あと、電気設備、給水管等を改修します。

事業期間は令和3年度から令和5年度でございます。

令和3年度は、仮設校舎を建設しており、令和4年3月に引っ越しを行い、令和4年4月から仮設校舎を使用しております。

決算書229、230ページにお戻りください。

続きまして、項3中学校費、目1学校施設管理費の主なものについて申し上げます。

節2給料から節4共済費までは、学校用務員1名分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、中学校施設の修繕に要した経費でございます。

節12委託料のうち、学校施設管理委託料につきましては、中学校4校の各種設備点検、樹木伐採等、施設の管理に要した経費でございます。

231、232ページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては、営繕工事費として基里中学校プール循環ろ過装置改修工事、田代中学校、鳥栖中学校の特別支援学級間仕切り設置工事などの工事を行っております。

以上でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、目2学校事務管理費の主なものにつきましては、節1報酬につきましては、小学校と内容は同じとなっております。

節3職員手当等及び節4共済費、節8旅費の備考欄2行目にあります費用弁償につきましては、この会計年度任用職員に係る費用となっております。

以上です。

佐藤正己教育総務課長

節10需用費につきましては、消耗品費、光熱水費は、中学校4校に係る経費でございます。

以上でございます。

犬丸章宏学校給食課長

同じく、需用費のうち、給食用消耗品費につきましては、令和3年度の2学期より開始いたしました、中学校完全給食で使用しております、食器、食缶、配膳器具などの購入費でございます。

令和3年度2学期より開始いたしました、中学校完全給食の概要につきましては、主要施策の成果の説明書100ページを御参照いただきますようお願いいたします。

完全給食の開始日は令和3年8月26日ございまして、調理、各中学校への配送、食器等の洗浄は一括して、民間委託により実施をしております。

委託先の調理場において、給食調理を実施した日数は129日、給食を提供した日数は各中学校とも127日となっております。

佐藤正己教育総務課長

節12委託料につきましては、2項目め、塵芥収集等委託料につきましては、燃えるごみの収集。

3項目め、健康診査委託料につきましては、中学校生徒の健康診査等に係る委託料でございます。以上でございます。

犬丸章宏学校給食課長

同じく委託料のうち、一番下の行にあります、給食業務委託料（選択制弁当）につきましては、1学期に実施をしております、中学校選択制弁当の調理、各中学校への配送、弁当容器等の洗浄に係ります委託料でございます。

決算事項別明細書の233、234ページをお願いいたします。

一番上の給食業務委託料につきましては、2学期から開始いたしました、中学校完全給食の調理、各中学校への配送、食器等の洗浄に係ります委託料でございます。

佐藤正己教育総務課長

節13使用料及び賃借料につきましては、生徒用パソコン借上料、デジタル教科書ソフトウェアライセンス使用料が主なものとなっております。

節17備品購入費につきましては、中学校4校に係ります施設用備品及び教科用と備品購入に係る経費でございます。

中学校の施設用備品購入費につきましては、中学校の図書及び一般備品でございますが、吹奏楽部がある学校については、楽器購入に係る備品購入を行っております。

以上です。

犬丸章宏学校給食課長

同じく備品購入費のうち、一番下の給食備品購入費につきましては、2学期から開始いたしました、中学校完全給食で使用しております、食缶、配膳用作業代などの購入費でございます。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、目3教育振興費でございます。

節17備品購入費につきましては、教材費は授業に使用します教材を購入しております。

理科教育等備品購入費は、理科の授業で使用します、実験器具等を購入する費用でございます。

節19扶助費は、要保護、準要保護生徒への就学援助費等の補助、特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。

以上で、令和3年度歳入歳出決算の教育委員会事務局教育総務課、学校教育課、学校給食関係についての説明を終わります。

御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

歳入からお尋ねします。

68ページをお願いします。

スクール・サポート・スタッフ配置事業ということで、備考欄の一番下と4段ぐらい上に
もう一個ありますね。

小学校、中学校でそれぞれあるんですけど。

事業内容については御説明いただいたので、大丈夫ですけど、事業の効果について御所見
を伺えればと思います。

古賀泰伸学校教育課長

スクール・サポート・スタッフは、現在、教員業務支援員というふうに名前を変えており
ます。

先生方が担う業務のうち、個人情報等に関わらない（235ページで「教師の専門性を要しない」
に訂正）部分についてお手伝いをいただいているところでございます。

まず、配置していただいてから、先生方の業務時間が減ってきているというふうなところ
では効果は出てきております。

配置してからは減ってきておりますので、今後も配置していただき、時間を減らしていく
方向で、働き方改革には十分役立っているものというふうに考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

そうしたら、一定の効果を得ているというような御所見でしたけど、今後、配置について
は、引き続きということだったんですけど。

そうした効果とか、鳥栖市っていうか、ここの考えを、例えば、配置が今のままで十分なのか、今後もっともっとこれを拡充していったほうがいいのか、その辺りの今後についてのお考えと、今後についての考えを、ここで持っているだけでもあれなので、その効果を増すためにも、どのような関係機関に接触等をしていくかっていう方針等をお伺いさせていただきますか。

古賀泰伸学校教育課長

現在、効果としては、随分と削減のほうには移っています。

で、これが現在で十分なのか、それとも、もっと拡大していったほうがよいのか、ここまではまだ検討しておりません。

現在、こうしますっていうふうなところはまだお答えはできません。

今後は、この効果について、もう2年ほどたっておりますので、一度見直したほうがいいかなというふうなところがございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ぜひ効果があるものであれば、続けていけるように、検討等を今から始めるということであれば、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

歳入についてはもうこれで終わります。

藤田昌隆委員長

ほかに。

飛松妙子委員

まず、医療的ケアについて、222ページですね。119万1,000円。

2名の保護者の方がこれを活用されていたということですが、何時間、何日間で、どのような看護師さんの1か月間の配置なのかを教えてください。

長野稚佐学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長

ただいまの医療的ケアの件についてお答えいたします。

医療的ケアの保護者2名につきましては、補助金っていう形でしたので……。

申し訳ございません、実際の日にかについては、今、確認できていませんが、金額につきましては、補助金として、お一人に対しては61万2,000円。

お一人に対しては57万9,000円の補助をしております。

で、補助の対象時間といたしましては、60分以内が6,000円になっていることと、あと、その日の時間が60分から90分以内であれば、9,000円ということで補助をしておるものでございます。

飛松妙子委員

そうしましたら、1年間で約60万円ということは、12で割ると1か月5万円ですかね。

5万円っていうことは、6,000円として、25時間？（「61万2,000円で6,000円としますと102時間」と呼ぶ者あり）（発言する者多数あり）

1か月にすると？（「10で割ると10時間」と呼ぶ者あり）

1か月で10時間ということは、1時間使うとしたら1週間に2回ぐらい看護師さんに来ていただいていると。

これは、1週間に2回ぐらいの看護師さん配置で児童のケアというものは大丈夫ということですか。

長野稚佐学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長

令和2年度におきましては、補助金という形で実施しておりました。

令和3年9月に医療的ケアに関する法律が出来ました。

それまでは努力義務でございましたので、本市におきましては、おっしゃられるように、年間の限度額を設けた形で補助金として実施しておりましたが、令和4年度におきましては、本市が看護師を学校のほうに配置している形になっております。

飛松妙子委員

今、決算審査をしているのは令和3年度なので、このときは補助金として渡していて、令和4年から、また看護師配置に変えたということですね。

ということは、当初は看護師配置を2017年でしたか、ずっと訴えさせていただく中で、国が補助金を出すということで、取り入れていただいたんですが。

なかなか看護師さんを教育委員会で見つけるのが難しいから補助金にしたってことをお聞きしていたんですけど。

それで、昨年度は上限が62万2,000円だったってことですか、補助金の限度額が62万2,000円で、令和4年度からはそれが看護師配置に変わるということで、先ほど言われたんですよ。

令和4年度からは看護師さん配置に変わりました。

ということは、決算審査だったんであれだったんですけど、せっかく令和4年度のことを言っていたので、令和3年度よりも令和4年度がさらに拡充されたということでしょうか。

小柳秀和教育部長

令和3年度は、今申し上げましたとおり、補助金で実施しておりました、令和4年度からは委託料に変更いたしております。

ということですので、親御さんの負担が減るという形にはなりません。

令和3年度の御質問の件でございますけれども、すいません、何時間、何日という形での答えはできなかつたんですが、医ケア児のお子さんの入院とか、そういうのもありますので、実際、10か月フルに使っておられるということもなかつたりとか、その方の状況で、お休みされるとかかっていうのもあります。

ですので、予算の範囲内ということで、補助をさせていただいているという状況でございます。

飛松妙子委員

以前、60分単位だと、看護師さんが来ていただいたときに、60分の金額では実は足りないんだと。

それ以上に求められるものがあるということもお聞きしていたので、逆に委託料に変えていただいたことで、その分保護者の負担がかなり減ったということは、よかったことだなと思っております。

で、せっかくなので、令和4年は看護師さんは何名配置されました？2名ですか。

せっかくさっきおっしゃってくださったので。

藤田昌隆委員長

ちょっと待って。

令和3年度の決算認定をやっていますので、今の質問は何年の話？

飛松妙子委員

今のは令和4年です。

せっかく令和4年を言うてくださったんで、令和3年では看護師さんが2人だったので、令和4年は拡充されたということで、何人拡充されたのか、せっかくなので教えてください。

藤田昌隆委員長

そこだけ答えてやってください。

長野稚佐学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長

本年度は1名の看護師を配置しております。

藤田昌隆委員長

ほかに。

樋口伸一郎委員

歳出の質問をさせてもらいます。

医療的ケアが今出ているんで、医療的ケアで私からも1点だけ。

令和3年度は2名ということで御説明いただいたんですけど。

2名の方だけだったのか、それとも、ほかにも申請希望者とか、相談者がおっただけけれども、対象となった方が2名になったのかっていう、経緯も含めた——なければもう、2名だけでいいです。

長野稚佐学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長

御質問にお答えします。

当初予算におきましては、3名の予算を組んでおりました。

1名に関しましては、当初、医療的ケアが必要ということで相談を受けておりましたので、予算をつけていたんですが、大きな手術を受けられた後に、酸素ボンベをつけられることはあったんですが、医師の指示書が出ずに、本人で管理ができるっていうことがございました。

それによって、看護師の配置が必要とならなく、不用額として出てきているものでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

そうしたら、そのお答えから、もう話合いもされた上で、御本人世帯も納得の上で不用額になったということで解釈をさせていただきます。

それと少し戻りますけど、220ページに戻ってください。

これも1点だけ教えていただきたいことですが、節1報酬の御説明いただきました。

ここの会計年度任用職員の人数等の内訳を聞き取れなかったのか、私が今、理解していませんので人数と内訳を教えてください。

古賀泰伸学校教育課長

報酬のところですね。

会計年度任用職員につきましては、学校用務員が9人。

学校事務補助員が12名。

学校図書館事務補助員12名。

それから、学校教育課の指導主事が3名。

教育相談員が1名。

適応指導教室指導員が2名。

スクールカウンセラーが3名。

以上となっております。

樋口伸一郎委員

この件については、もう以上です。

230ページお願いします。

私から最後です。

目5 学校建設費の、節11 役務費ですけど、備考欄手数料17万3,000円になっています。

委託料から流用16万円っていうのがあります。

役務費の不用額を見ると41万9,000円の不用額がありますが、この目1 委託料から流用している部分について、その理由を教えてくださいと思うんですけど、私がよく分かっていません。

222ページの備考欄の下から3段目、学校施設管理委託料1,044万5,072円の下の括弧書きのところに、役務費へ流用というふうな流れになっておりまして、流用先が230ページですね。

ここは不用額もありますんで、あえてこういう流用措置をしなきゃいけなかった理由があるのかなと思って、そこを教えてください。

城島直也教育総務課総務係長

質問にお答えいたします。

先ほど御質問いただきました、大規模改造工事の役務費についてでございますが、当初の予定では、エレベーター増築及び仮設校舎増築に伴う建築確認の申請手数料ということで、必要性がございましたので、この予算の中では当初は足りないという計画のもとで、先に流用して払っております。

ただ、最終的に仮設校舎を建設し、今回の田代小学校については、県の仮設校舎もございましたので、県の仮設校舎も建っていく中で、建築確認申請については、時期的なところから、令和4年度の当初に回さざるを得ないというところが出てまいりましたので、この分の流用をしたにもかかわらず、執行残として残ったというような状況になっております。

樋口伸一郎委員

少し分かりましたけど、当初のところからっていうふうにおっしゃったので、当初で足りないことは分かっていたけどみたいな話ですか。

城島直也教育総務課総務係長

最初、予定をしておりましたものにつきましては、エレベーター増築に行う適合性判断や建築確認の手数料がございましたが、実際の仮設校舎を建設する流れの中で、日影規制の許可、建築物の高さ制限ですけれども、こちらの手数料が必要であるということが判明しましたので、こちらの分を先に払わないといけないということで、まず流用をかけております。

樋口伸一郎委員

この質問で最後ですけど、これ流用措置は款じゃなくて、どの範囲で流用できるんですって。

例えば、款の中やったら行けるとか、項の中でしか行けんとかいうのは。

城島直也教育総務課総務係長

流用に関しましては、基本的に同じ節、もしくは同じ目の中で行っておるんですけども、この小学校の建設費に関しましては、5目がこの手数料の分と、工事監理委託料、工事請負費という3つの項目しかございませんので、これ以外のところから流用する必要がございましたので、別の目から流用を。

この同じ目の中では、工事費と管理委託料しかありませんので、これ入札が終わる前の話なものですから、流用ができないということで、別の目から持ってきております。

藤田昌隆委員長

ほかに。

成富牧男委員

222ページの備考欄上から4行目、スクールサポーター負担金。

負担金という形でここに上がっているのは、どこに対する負担金ですか。

それと、このスクールサポーターの役割をもう一度言っていたのと、さっきおっしゃったのは、個人情報を除いてはっていうのは、ここで言われたんですかね。

ここじゃなくて別のところですね。

この配置負担金のことについてお尋ねします。

負担金という形でここに出てきている理由。

辻亮子教育総務課教育支援係長

ただいまの質問にお答えします。

スクールサポーターの負担金につきましては、鳥栖警察署のほうに、スクールサポーターの方が属されて、身分は会計年度任用職員ということになっていらっしゃいます。

ですので県のほうに……（発言する者あり）スクールサポーターとスクール・サポート・スタッフが、名前が似ていて申し訳ありません。

違うものになります。

スクールサポーターは、中学校のほうに配置をさせていただいております、2名いらっしゃって、鳥栖警察署の会計年度任用職員の方に配置をさせていただいてもいるものです。

藤田昌隆委員長

ほかに。

成富牧男委員

それは分かりましたので、もう一つのスクール・サポート・スタッフ、そちらのほうの身分はどうなっているんですか。

古賀泰伸学校教育課長

スクール・サポート・スタッフのほうは会計年度任用職員となっております。

以上です。

成富牧男委員

1週間でどれぐらい勤務とか、1日にとか。

古賀泰伸学校教育課長

スクール・サポート・スタッフは1日4時間というふうになっておりまして、課業日に配置するというふうになっております。（発言する者あり）

成富牧男委員

業界用語で分かりにくい。

それで、気になったのは、会計年度任用職員でしょう？

個人情報に関することを除きっておっしゃいませんでしたか。

それはそれで、そちらのほうで条件つけられていいんでしょうけど、会計年度任用職員についても、公務員としての身分ですから、そんなに限定される必要があるのかなと。

信用されんですか。

古賀泰伸学校教育課長

信用できないとか、そういうふうなところではないんですけども、一応、用心しているっていうふうなところで理解はしているんですけども、丸つけとか単純作業等、あと印刷物とかもオーケーです。

現在の状況については、もう一度調べておきたいと思います。

以上です。

成富牧男委員

なるべくできることがあれば、例えば、今はもうほとんどデジタルやろうけど、紙の配布、名簿とかいろいろ。

それに関するようなやつもできるのであれば、やってもらったほうがいいと思いますので。

ぜひ調べていただきたいと思います。

今度は同じページの一番下の営繕工事。

さっきから出てきている、特別支援学級やったかな。

間仕切りच्छゅうのが耳につくんですけど、間仕切りイコール、私の感覚では環境が悪くなっているのではなからうかというイメージがありますので、そうじゃないんだったら、そうじゃないということも含めて、特に条件はありませんのでとか、面積条件とかありませんとか、お答えをいただきたいと思います。

城島直也教育総務課総務係長

先ほどの質問にお答えいたします。

現在、普通教室の広さにつきましては、一般的には奥行きが7メートル、間口が9メートルの63平米でありまして、それを2つに区切る形で特別支援学級については利用しております。

広さについては、先ほど議員おっしゃいましたように、基本的には文科省が定めた小学校の施設整備指針というもののの中で規定はされているんですが、必要面積については示されておりません。

内容といたしましては、障害の特性、学習する内容等に応じた、多様な指導方法のための各種の机配置が可能な面積、形状とすることが重要ということのみの記載となっております。

面積については、先ほど申し上げたように示されておりませんが、現在の普通学級につきましては、40人学級が対応可能というような部屋の大きさでございまして、特別支援学級の定員は最大8名というところから考えた場合に、半分に区切ったとしても、先ほど申し上げた要件を満たすものができるんじゃないかということで考えているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

多様なとか、その人の障害の特性があるから、必ずしも一律にできんっちゃうのは分かるけど、一定の面積っていうのは、必要だと思いますので、そこら辺、大変でしょうけど勘案しながらやっていただきたいと。

それと、この問題は、最終的には、少人数学級にせないかんから、学級数が増えて、支援学級とかの面積がこうなるんじゃないかと、本来の在り方からいえば、一定の決められた要件を満たした上で、面積でも——理想を言っているかもしれないですよ——その上で、教職員についても、やっぱりそれなりの配置をするという前提に立たないと、なかなかインクルーシブ教育とかいうのはできないんじゃないかと、私は思います。

この頃、国連から勧告されましたよね。御存じですね？

分離教育をやりよるっちゃないかと、やめろと。

文科省は、いや、今のは間違いじゃないっていう。

確かに微妙ですよ。今のやり方をしようとすれば、特別支援学級を充実させようとする、だんだん分離して。

そこのところ非常に難しいと思いますけど。

外国の例を出すなどと言われるかもしれないけど、フィンランドでは1つの学級が20人ですよ、そこに2人の先生がおるんですよ。

そして1人のサポーターがおるんですよ。

だから、20人学級に3人おるわけです。

そうすると、同じの教室の中でまさにきめ細やかな対応ができるっていう。

やっぱり私は、理想はそういうことだから。

現状の学校においては、やはり無駄な仕事をできるだけ省くということと、やっぱり先生を増やす。

それと少人数。

そういうことだと思っておりますので、分かると言わっしゃろうばってん、よろしくお願ひしたいと思います。

あと1つ、ページからいいますと235ページ、236ページ。

一番下の扶助費の中のオンライン学習環境整備費6,600円。

西依議員（235ページで「池田議員」に訂正）から議案質疑が出ましたけど、繰り返しここで確認しておきたいと思うんですけど。

家庭に持ち帰らせたときに、環境が整っていないのが、昨年11月の調査によると2%ぐらいで、今年5月は3%ぐらいある。

そういうところの子供にはプリントでやると。

これを聞いて、正直えっと思ったんです。

まず、言い訳というか、いや、こういうことですよというのは後から言っていた方がいいんですけど。

子供たちの気持ちになったときに、紙でちゃんとそれを保障すると。

学習権っちゅうか、保障するというところでやっておられるんでしょうけど。

紙でっていうところの意味が分からなかったんで、私の誤解もあると思いますので、そこら辺も含めて。

単純に2%、3%の人は取り残さんというふうに私はちょっと感じたんで。

そうじゃないんだよ、ならないんだよというお答えをむしろいただきたいと思います。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

今の御質問にお答えをします。

今おっしゃったような心配は私どももしておりました。

ただ、持ち帰り学習というのを本格的に始めていくとなったときには、どこかのタイミングでやらないことには進まないということで最終的に判断をいたしました。

ただその際に、どうしても整備が整っていない御家庭があったときに、やれることが限られてまいります。

ですので、昨年度より、保護者の皆様には本格的な持ち帰りを進めていくので整備のほう

をお願いしますという、お願いをしてきたところでございます。

ただ、ここはもう強制はできませんので、そこはもうお願いということで進めてきております。

で、同時に学校の中での日常的な使い方というのも進め、そして持ち帰り学習というのもこれから進めていくということを全ての関わる立場の方々に、まずは体験していただくということで、今年度、夏季休業期間中の持ち帰りに踏み切ったところでございます。

これをもって、やはり必要であるということを御理解いただきたいという狙いもございました。

このときに、確かにおっしゃるように、紙媒体の組合せっていうのもやったことではございますが、まず、夏季休業については、オフラインでもできることということで、必要最低限、それは統一してやろうということでやっております。

オフラインでできることってというのが条件です。

それでも重ねて、何かの取組をやりたいということであれば、紙媒体とも組み合わせてやるということでやったところですよ。

成富牧男委員

紙媒体は児童生徒に渡すわけ？先生が教室で渡されるんですか。

そうしたら、みんなが見ているわけですよ。

その人だけ特別に紙を渡されているという状態が出てくるんですか。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

これについては、配慮したやり方をしてほしいということを各学校には伝えております。

ですので、全体の中で必要な人ってというのが明らかに分かるようなやり方にはしていないというふうに考えております。

成富牧男委員

スタートのときから誰一人取り残さないっていうのを標榜しておるわけでしょう、SDGs について。

特に教育——私、正直言って耳を疑ったんです。

大体何人ぐらいになるんですか。

例えば、2%でもいいです。

令和3年度のことでまた委員長から注文が入ったらいかんから、2%のときで対象者は何名ぐらいですか。

それとついでに言います。

なるべく長くならないように。

何で御自身で環境を整えられないのか。

お金の問題なのか。

主なことがお金の問題だったら、扶助費みたいなやつを、もう少し拡大するとかいう方法があると思います。

2つ聞きましたかね、対象人数と。

辻亮子教育総務課教育支援係長

2%の人数ですけど、手元に数字を持ってきていないので、「おおよそでいいです」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

藤田昌隆委員長

きちんと手を挙げて言ってください。

田村弘子委員

令和3年度の全校の小学生の児童数？中学校も入りますよね。

佐藤正己教育総務課長

小学生が4,500人程度、中学生2,000人程度ですので、6,500人と計算いたしまして、2%で130人ぐらいになるんじゃないかって思います。（発言する者多数あり）

藤田昌隆委員長

暫時休憩します。

午後2時12分休憩



午後2時13分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

佐藤正己教育総務課長

小中学校合わせて6,500人として、130人程度でございます。

それと整備できない理由というところで、複数回答を受けているところですけども、まず、御両親がスマートフォンだけしか使っていないところだと――テザリングっていう方法がありますけど、それをしないところは、もう環境がないっていうふうに使われているところなんです。

あと、議案質疑の答弁で申し上げましたけど、インターネット環境はあるけれども、通信容量の制限がかかってつながりにくいというふうな回答があったのは確認しております。

以上でございます。

成富牧男委員

ここに扶助費である6,600円。

これは、今、言われた理由のどっちかに補助したっていう意味？

それとは全然違うのか。

見当違いのことかな。

辻亮子教育総務課教育支援係長

6,600円の分については、整備をされていない就学援助世帯の方に対する支給になっています。

以上です。

成富牧男委員

6,600円、2人分で3,300円でさっき言われたような理由の人ができることになるわけですか、3,300円で。

というか、具体的にその人はやってくださいって、本当はこのくらいかかるけど、そのうちの一部を補助しますみたいなイメージですか。

辻亮子教育総務課教育支援係長

議員がおっしゃったように、全体の整備費にかかった分の一部を補助しますという形になります。

成富牧男委員

それこそ、来年度の予算に向けて、やっぱり、こういう形でそのまま進んだらいかんと思うんですよ、一部を除いてと。

やはり、何らかできる方法があると思いますので、研究してください。

1人当たりのが高くなっても、この130人はね。

それか、もう少し推進速度を緩めて、足並みがそろうまで、ちょっと足踏みしてもらおうとかね。

そこら辺せんといかんと思います。

大きな問題と思います。

以上です。

小柳秀和教育部長

ただいまの成富委員からの御質問等にお答えさせていただきますが、今回、初めてのこと

をさせていただきますして、一応、紙媒体も使った形で持ち帰りをさせていただきますしております。

夏休み期間中に、一部の学校で、学校に来れる子は来て、学校のW i - F i を使って宿題をすとかという形でのテストも併せて行っております。

これは他市の状況を見ますと、他市でも同様の案件をやっておりますので、今回、紙媒体と、一部学校で実施したという部分を含めたところで来年度に向けてまた検討をしていこうと思っております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

暫時休憩します。

午後 2 時16分休憩



午後 2 時27分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

議案に入ります前に、成富議員からの発言の中で、先ほど西依議員という発言がありましたが、これは間違いで、池田議員が質問されたことだそうです。

訂正しておきます。

それでは、質問をどうぞ。

古賀泰伸学校教育課長

すいません、先ほどの説明の一部に、ちょっと誤解を招くような表現がありました。

スクール・サポート・スタッフの業務内容の中で、個人情報扱わないというふうなところで説明をさせていただいたんですけれども、正式には、教師の専門性を要しない部分というふうなところであります。

で、そういったところから、宿題等の採点等、丸つけ等もできますので、改めて修正させていただきます。

申し訳ございませんでした。

藤田昌隆委員長

それでは、次に。

飛松妙子委員

すいません、先ほどのWi-Fi環境についての続きで1点だけですが、今までずっと、国から各地方自治体に対して交付金がコロナ対策交付金として来ているんですが。

これを使って、Wi-Fi環境を整えるとかというのが一番いいのかなと思っていました。

ただ、この交付金が、教育委員会に来るのかっていうところを考えたときに、直接、教育委員会に来るのは難しいかなっていうのもありますので、やっぱり庁内の中で、これだけGIGAスクールを進めていこう、タブレット端末の環境に取り組んでいこうという中で、やっぱりWi-Fi環境のない家庭で、希望者の方に関しては、そういう交付金を使って助成をすとか、そういうところの取組も今後必要ではないかなと思っておりますので、ぜひ庁内の中で検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

藤田昌隆委員長

要するに、コロナに対する国からのお金を使ってということで、これは庁内で話是可以するんですか。

小柳秀和教育部長

コロナ交付金、今回9月の頭頃だったと思いますけれども、国から、こういう制度を新しくつくりたいというようなお話があっておりまして、詳細な情報をまだ仕入れておりませんので、詳細な情報を仕入れ次第、対応できるものについては、対応できるよう頑張っていきたいと思っておりますので、お答えとさせていただきます。

藤田昌隆委員長

ぜひ、新聞沙汰にならん程度によろしくお願いします。

中川原豊志委員

まず、歳入のところの72ページ、小中連携による学力向上推進地域指定事業委託金。

鳥栖西中校区ということでもいいかと思うんですが、学力向上、連携がどういうふうな形で、成果としても見えるのか。

また、これ単年度事業なのか、継続事業なのかも含めてお教え願いたいと思います。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

今の質問にお答えをします。

まず、単年度かということで、2年計画になっておりまして、鳥栖西中学校は昨年度から研究を始めて、今年度が発表の年、11月4日に全体の発表をする予定で、今、進めております。

効果につきましては、まず計画の段階で、鳥栖西中学校区の3校の学校課題の洗い出しをして、それを3校で共有をいたしました。

それぞれ、どういうことを中心にやっていくのか。

あと、統一してやっていくことはどういうことなのかということ、計画を立てたところで、その成果については、最終的には報告書にまとめていくことになっております。

以上です。

中川原豊志委員

ということは2か年度でということ、11月に発表会、成果も出るというふうなことだと思いますんで、また期待をしておきたいと思います。

この事業については、今回、西中校区の3校だったんで、これは今後、県からの依頼やったですかね。

今後について、またそういうふうなどこかの指定校を鳥栖で受けるかっていうのはまだ分からないということよろしいですかね。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

今の御質問にお答えをいたします。

まず小中連携事業につきましては、中学校区ごとにずっと実施をしております、今年度は、これはもう市の指定でやっております。

ですので、中学校区ごとの研究というのはずっと継続してやっておりますところでございます。

発表の年は、年度によって少しずれていきますけれども、県の指定につきましては、何がどこに来るのかというのは、まだ未定でございます。

ですので、そちらについては市の指定事業と合わせて進めていくことになります。

以上です。

中川原豊志委員

この件については理解いたしました。

続いて222ページ、これ一般質問等でもあっておりましたけれども、ICT支援員の件でございますけど、実際4名ということで、本当に4名で足りるんですかというふうな一般質問等もございました。

実情どうなのかというのをまず教えていただければなと思います。

辻亮子教育総務課教育支援係長

ただいまの質問にお答えします。

ICT支援員につきましては、現在12校に3名で、令和3年度は導入の年でもあったので、12校で4名の配置をしておりました。

具体的な支援内容としましては、授業の支援とか、研修支援、障害の初期対応とかをやっ

ていただいております。

令和3年度の集計結果の中を見ますと、授業支援の内容が一番多く、先生がタブレットを使って対応されるときをサポートについていただくとか、事前に授業で使われる教材のことについて助言とか、支援とかを行っていただいたりしております。

中川原豊志委員

令和3年度は4名で、令和4年度以降は3名ということですか。

本当に大丈夫かなって心配をするんですけども、国の指針と言われればそうかもしれんけど。

できればもっと増やしたいなという感じがあるんですが、市独自で増やすことというのは困難でしょうか。

それと、この支援員さんっていうのは、4校に1人というような目安になっていると思うんですけども、4校に1人っていうのが、例えば、中学校校区に1人なのか、もしくは中学校は1人で見て、小学校低学年の1、2、3年生ぐらいの授業のところには1人で見てとか。

どういうふうなローテーションで支援員さんというのは回っているのかというのを教えてほしいなと思います。

辻亮子教育総務課教育支援係長

現在、ICT支援員さんは4校にお一人で、4校は、小学校と中学校と混じっているといえますか、両方を見ていただいております。

お一人が担当する学校を月ごとに変更するのではなくて、1年間同じ学校、例えば、4校はずっと同じ支援員さんがサポートさせていただくという形を取っております。

中川原豊志委員

これは私の考えというとおかしいけれども、どうせなら、1校っていうことじゃなくって、同じ学年を見たほうが、ここの学校は、こういうふうなことで教えている——困っているところが全部同じなんじゃないか、ですので、中学校は中学校だけを見てもらうとかでしたほうが、支援員さんは小学校1年生から小学校3年生まで見るような形よりも、同じ学年あたりをずっとローテーションか何かで見てもらったほうが、お互いの困っているところとか、問題点というのが分かるんじゃないかなって思うんで、そういうローテーションをされるのも面白いかなっていう。

私の感覚なんで、今後たまたま検討するときにあったらお願いしたいなと。

また、支援員さん3名じゃ少ないんじゃないかなという気がするんですが、その辺のところの対応は大丈夫ですかという質問にお答えください。

佐藤正己教育総務課長

現在のところ、4校に1名の3名という体制になっています。

国のほうも令和5年度以降、広域化っていうのを考えてあったりするようでございますので、県のほうからも、令和5年度からの県の取組の部分が各市町のほうに問合せが来ておりまして、県がそういった支援センターをつくるから、それに乗りますかとか、各地でしますかとかというアンケートみたいなものが来ております。

それで、うちのほうも回答いたしてはおりますが、20市町の回答によっては、県がまとまってするっていうことも考えられますので、そこら辺を見ながらの対応を検討させていただきたいと思います。

中川原豊志委員

ぜひもっとうまくいくような取組にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

あと1点だけ。224ページ、一番上です。

都市再生機構立替金償還金。

この内容と、負担しなくちゃいけない残金があるのであれば、どのくらいあるのか最後、教えていただきたいと思います。

佐藤正己教育総務課長

弥生が丘小学校を造るときに、都市再生機構から頂いた分でございますけれども、内容といたしましては、平成16年度設計委託、平成17年度の設計委託、それと工事費及び監理委託料等の部分で借り上げをしているところでございます。

償還につきましては、平成16年借用分につきましては、令和7年3月に終了ということで、平成17年度分の借用の分につきましては、令和8年3月。

建築に係る分が、令和10年3月に終了するというので、もう少しかかります。

額自体は出しておりませんが、そういった形で、あと5年から6年程度残るという計画があります。

飛松妙子委員

支援学級の生活指導補助員ですかね、主要施策の説明書96ページと99ページ。

小学校と中学校でトータル、補助員の先生は50人で、支援学級にいる児童生徒が610人ということで、年々増えているわけですが。

この生活指導員が正しい呼び方でしたかね。支援員ですかね。生活指導補助員。

井手崇雄学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事

令和3年度は特別支援学級等生活指導補助員という名称が正しいものです。

現在は特別支援教育支援員と呼ばれております。

以上です。

飛松妙子委員

令和3年度と令和4年度で変わるんですね。

分かりました。

それで、この生活指導補助員の先生は、50人で足りたのか。

やっぱり集まらなかったとか、雇用ができなかったのか、まずそこを教えてくださいませんか。

古賀泰伸学校教育課長

予算50人分ですので、全て予定として設置しております。

そういった意味での足りなかつたはありません。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。

この生活指導補助員の先生方は、会計年度ということでお聞きしているんですが、夏休み、冬休みがあると思います。

時間給ですよ。

会計年度職員ですが、事務員の方は、会計年度職員で、時給になりますか。

学校の事務室にいらっしゃる……（発言する者あり）補助員の先生も事務室にいらっしゃいます？事務補助の方ですか。

佐藤正己教育総務課長

学校用務員、学校事務補助員、学校図書館事務補助員については、夏休み中とも勤務をしていただいておりますので、通年での雇用という形になっております。

月給です。

飛松妙子委員

月給の場合と時給の場合と分かれているということだと思うんですが、支援級の先生が夏休みは休みなので、夏休み期間中に、今度、なかよし会の、ここは支援員になるんですかね。

（「指導員」と呼ぶ者あり）なかよし会の場合は、指導員の先生としてまた雇うんですよ。

働きませんかっていうお声掛けをして。

課がまたぐとは思いますが、また学童の場合は、また別の組織があつてだとは思いますが、例えば、生活指導補助員、支援学級の方々を時給じゃなくて、月給として雇うことで、なかよし会の指導員にスライドさせることで不足分を補うとか。

あと、人員の確保につながるとか、そういうことはできないんでしょうか。

小柳秀和教育部長

生活指導補助員は、鳥栖市の会計年度任用職員になります。

なかよし会、鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会につきましては、任意の団体で、鳥栖市ではありませんので、鳥栖市で雇った方を別の団体で働いてもらうというのはちょっと違うものだというふうに考えております。

飛松妙子委員

例えば、職員の方がなかよし会で働いていらっしゃるときありましたよね。人員が足りないということで、以前。

その方々は、鳥栖市の職員であって、なかよし会の組織とは違うんですが、どういう形でそこへの……。

過去に支援に入ったことあると思うんですが、昨年度はなかったんですかね。

藤田昌隆委員長

ちょっと休憩します。

午後 2 時 48 分 休憩



午後 2 時 51 分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

何か質問は？

永江ゆき委員

さっきの ICT の支援員さんの話ですけど、減るってということですけど、大丈夫ですか。

今年は 3 名になるってということでしょう。

減るってということは、今の 4 人でも少ないって感じられていたのに、3 名になっているんですよ。

今年度は 3 名ってということですか？（「令和 4 年度の話と令和 3 年度の話」と呼ぶ者あり）

令和 3 年度が 4 名、令和 4 年度になって 3 名ということなんですね。

とにかく足りないんじゃないかなということで、先生たちから話が来ているんですけど、タブレットが得意な先生と、そうではない先生といらっしゃって、得意な先生が結構、IC

Tの支援員さんの協力をどんどん得て、苦手な先生が結構、遠のいていっているっていうか、協力を得られる時間が少ないというふうに聞いているんですけど。

藤田昌隆委員長

永江議員、それは先生の各個人で、私たちは、学校組織としてどうですかっていうのを聞かないかんから、この先生がこう言っているから、この先生はこうやけんちゅう話はないと思います。（「という声があります」と呼ぶ者あり）

じゃあ、令和3年度の間が、4名でも少ないと思うんで、要望として、次回はぜひ増やしてほしいぐらいで終わらないと、あの先生がこうだから、この先生がこうだから、この委員会にはそぐいません。

永江ゆき委員

分かりました。

とにかく要望として、やっぱり増やして行ってほしいなと思っていますので、よろしくお願いします。

藤田昌隆委員長

ほかに。

中川原豊志委員

もう一つだけ言い忘れておりました。

224ページの学童輸送業務委託料の件ですが、これは多分、高田地区かなと思うんですけども、現在の小学校の利用者数と個人負担がどの程度あるのか。

全くないのか、その辺教えていただきたいなと思います。

辻亮子教育総務課教育支援係長

令和3年度の学童輸送を利用されていた生徒さんが全部で10名になります。

利用者の負担はありません。

以上です。

中川原豊志委員

多分、高田分校がなくなってからの経緯かなというふうに思うんですが、小学校まで遠くて、バスを利用している方も中にはいらっしゃいます。

地元でいえば、下野だったり、棧敷団地だったり、河内だったり、そういった方々っていうのは、バス利用で、個人負担がありますよね。

その辺ちょっと、タクシー利用で全額市が負担するというものの不公平さというのが出てくるんじゃないかなと思うんですけども。

やっぱり小学校までなかなか遠くて、バスとか他の交通機関を使わないかん人たちにも、

ある程度支援していただくことってできないのかなと思うんですが。

はっきり言いますと、下野町辺りは、旭小学校が遠くなったときに、バスを走らせませすというふうなことで、バスを走らせて、一部個人負担されていらっしゃると思うんですが、あの頃は、結構、下野町も多くて、三、四十人いらっしゃったかもしれませんが、今はもう、10名いるかぐらいまで、かなり減ってきています。

そのために、広域のバスまで使って、バスに補助して、個人補助してっていう路線もあるんで、逆に学童輸送の補助をそっちにしてもらえれば、バスの利用補助までせんでもいいぐらいになるんじゃないかな。

ミニバスを通せば、ミニバスでも十分行けるかなと思うぐらいの子供さんの数にもなっているんで、やはり公平さを考えていただけんかなと思うんですが。

見解をお願いします。

小柳秀和教育部長

児童生徒の通学に関する補助につきましては、小学校が片道4キロ以上、中学校については6キロ以上について補助を行うことになっております。

先ほど、中川原副委員長から御説明のありました河内町につきましては、4キロ以上ありますので、定期券購入相当額の補助をさせていただいているところでございます。

鳥栖小学校につきましては、高田・安楽寺の地域につきましては、4キロ以上ありますので、バスであるのかという部分もありますが、広域線でありまして、通学時間帯と下校時間帯の時間にそこが合うのかという部分の問題もありまして、現在タクシーになっているというふうに聞いているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

中川原豊志委員

4キロという規定があるわけですか。

とすると、先ほど言いました下野だとか、棧敷団地方面だとかというのは、もう4キロ以内になるわけですか。

その場合、バス利用をしても、定期の補助はないと。

子供の個人負担もうちょっとどうにかならんのかなっていうのをただ、タクシーで全額補助というのもどうなのかなというふうにも思うんやけれども、もう要望でよかですけど、例えば、下野のことばかり言うとなんばってんが、旭小学校は移転して遠くなったけんが、下野に路線バスを通しますけんが、それで通学してくださいって言うていて、バスの赤字不足分が結局、市がしてるわけですね。

で、通学時間帯のバスには10人ばかり乗っていることがあるんやけれども、それ以外の

時間帯に走っているときには、もう空で走っているんですね、ほとんど、下野一麓線みたいな形になるやつは。

それに何千万円も補助をしているような状況なので、これはもう国道・交通対策課等とも協議していただいて、何らかもう少し対応していただけんかなというふうに思います。

これは要望です。

藤田昌隆委員長

要望ですんで、答弁は要りません。

樋口伸一郎委員委員

ページ数が、231ページ。

学校給食についてちょっと質問させていただきます。

231ページが目2学校事務管理費ということで、主要施策の成果の説明書の100ページにもあるんで、こっちのほうで質問させていただきます。

金額としては、2億4,588万6,273円になっているんですけど、説明書の中で、うち事業費ということで、1億3,096万5,000円というふうになっております。

うち事業費っていうところはこの金額自体が決算書のほうには個別に出ていないので、この算出方法といいますか、どの項目の事業費を足していくと、この金額になるのかっていうのを概要版でいいので教えてください。

犬丸章宏学校給食課長

今、御質問いただいています、中学校費の目2学校事務管理費につきましては、教育総務課、それから学校教育課、それから学校給食課、学校給食課については中学校費でございますので、中学校給食の費用を計上しております。

事業費としては、言われたとおり1億3,960万5,000円ということで、該当する項目で、決算書の231、232ページのうち、中学校給食に係る部分について申し上げますと、節10需用費、上から2段目の給食用消耗品費、これ全額ですね。

それから、節12委託料、給食業務委託料（選択選択制弁当）、これも全額が中学校給食に係る費用でございます。

それから、233、234ページの節12委託料でございますけれども、給食業務委託料、これは完全給食の業務委託に係る費用で、これも全額中学校給食でございます。

それから、節17備品購入費の給食用備品購入費、これも中学校給食を開始するに当たっての備品購入で、これも全額ということになります。

あと、主なものでいいますと、231、232ページで大きな金額でいきますと、節1報酬の会計年度任用職員報酬、この中の約360万円が、中学校給食に係ります栄養士、会計年度任用職

員でございますけれども、の報酬ということになりますので、合計していただくと、おおむね事業費に書いております、1億3,000万円に近い金額になるかと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員委員

詳しく御説明いただきありがとうございました。

成果説明書の目的にも書いてあるように、確実な提供と食育の推進ということで書いてあるんですけど、その旨で、しっかり執行されてあるっていうふうには理解させていただいたんですけど。

最後に、まだ公会計化前で、額面上は全然出てこないと思うんですけど。

執行されてあることは分かりましたんで、給食費の徴収率についてを小学校、中学校、それぞれパーセンテージでいいんで、令和3年度版を教えていただきまして、質問を終わります。

犬丸章宏学校給食課長

学校給食については、まだ私会計ということで、学校給食運営委員会のほうで決算等、取扱いをしていただいております。

事務局のほうを学校給食課のほうで担っております。

学校給食運営委員会の決算の資料によると、小学校の給食費の現年分の収納率につきましては、令和3年度の実績で99.97%。

中学校につきましては、2学期開始以降の分にはなりますけれども、令和3年度については100%で収納いただいている状況でございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

それでは、これで質疑を終わります。

執行部の準備のため暫時休憩をいたします。

午後3時6分休憩

〰〰〰

午後3時9分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



生涯学習課

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

次に、生涯学習課関係議案の審査を行います。

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

ただいま議題となりました、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定における、生涯学習課分のうち、主なものを御説明いたします。

決算書の49ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、款15使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節1社会教育使用料につきましては、文化財施設使用料及び次のページの、勤労青少年ホーム使用料でございます。

59、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節3社会教育費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後健全育成事業に対する補助金として、国から、事業費の3分の1の補助を受けたものでございます。

保育士等処遇改善臨時特別交付金につきましては、令和4年2月から、放課後児童支援員等に対しまして、3%程度の賃金改善を行うための事業に対する補助金として、国から経費の10分の10の補助を受けたものでございます。

続きまして、69、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節4社会教育費県補助金のうち、子ども・子育て支援事業費補助金は、先ほど説明しました、放課後児童健全育成事業に対しまして、県から事業費の3分の1の補助を受けたものでございます。

次のページをお願いいたします。

項3委託金、目4教育費県委託金、節2社会教育費委託金につきましては、社会教育委託

金の人権啓発活動再委託金につきましては、8月の同和問題啓発強調月間に行った啓発活動及び同強調月間に合わせて開催いたしました、同和問題講演会に係る経費でございます。

続きまして、79、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節5教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を受託したものでございます。

続きまして、89、90ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節4雑入の教育費雑入の主なものを御説明いたします。

コミュニティ助成金につきましては、藤木町獅子舞衣装新調に伴いまして、一般財団法人自治総合センターから交付された助成金でございます。

款23市債、項1市債、目5教育債、節2社会教育債につきましては、(仮称)生涯学習センター整備事業及び図書館改修事業に係る起債でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

決算書の237、238ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費の主なものについて御説明をいたします。

まず、節1報酬につきましては、社会教育委員、社会教育指導員及び同和教育集会所事務員の報酬でございます。

次に、節2給料から節4共済費につきましては、生涯学習課長以下、生涯学習推進係及び文化財係職員の人件費及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

次に、節12委託料につきましては、(仮称)生涯学習センター整備に伴う改修工事設計業務、鳥栖北小学校なかよし会B・Cクラス新築工事設計業務などの設計委託料及び同和教育集会所管理委託料が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては、基里小学校なかよし会空調設備改修工事及び鳥栖小学校なかよし会Aクラスの改修工事を行ったものでございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会などの負担金や会費及び社会教育関係団体等に対する補助金でございますが、主なものといたしましては、放課後児童健全育成事業補助金として、市内小学校に開設しております、なかよし会を運営する鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会及び市内の民設民営の放課後児童クラブ4施設に対し、運営補助を行ったものでございます。

また、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、令和4年2月か

ら放課後児童支援員等に対して3%程度の賃金改善を行うための経費について補助したものでございます。

次に節22償還金、利子及び割引料の国庫補助金返還金につきましては、令和2年度放課後児童健全育成事業費の確定に伴う返還金でございます。

次に、文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬につきましては、史跡等の保全管理作業に伴う作業員の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、葛籠城跡地区危険樹木伐採業務等の委託料のほか、文化財整理室の警備業務や遺跡の管理業務委託料、歴史文化講座や勝尾城筑紫氏遺跡見学会などの委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、市の有形無形文化財の保存管理公開に係る補助金のほか、藤木町獅子舞衣装新調に係るコミュニティ事業補助金が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、目3図書館費の主なものについて御説明をいたします。

節1報酬につきましては、図書館運営協議会委員及び図書館で司書業務等を担当しております、会計年度任用職員14名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までは、図書館職員5名分の人件費及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

節10需要費の主なものとしたしましては、閲覧用の雑誌、新聞等の購入に係る消耗品費及び電気料、上下水道料金等の光熱水費でございます。

節12委託料につきましては、清掃・警備業務などの図書館施設管理業務委託料が主なものとなっております。

次のページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料のうち、事務機借上料につきましては、図書館システム及び関連機器の借上料で、図書館情報マーク使用料は書籍情報データベースの使用料でございます。

節14工事請負費の図書館改修工事につきましては、図書館外壁改修工事、駐車場舗装・補修工事などが主なものでございます。

節17備品購入費につきましては、図書やDVD、視聴覚資料等の購入費でございます。

目4埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内遺跡確認・発掘調査に伴う経費で、現場や整理作業員の人件費と機械器具等の借上料が主なものでございます。

続きまして、目5埋蔵文化財調査受託費につきましては、開発に伴う市内遺跡の本調査を

受託したものでございます。

令和3年度は本川原遺跡の発掘調査及び四ツ木遺跡の発掘に伴う整理報告書作成を実施し、開発と文化財保護の調整に努めたところでございます。

251、252ページをお願いいたします。

目8 勤労青少年ホーム費の主なものについて御説明をいたします。

節1 報酬及び節3 職員手当等につきましては、勤労青少年ホームの会計年度任用職員1名分の報酬及び期末手当でございます。

節7 報償費につきましては、勤労青少年ホームで開催する教養講座開催に伴う講師謝金でございます。

節12 委託料につきましては、施設の管理や警備及び清掃等の委託料でございます。

以上で、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計会計決算認定の生涯学習課分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりましたが、よろしいでしょうか。

質疑を今から行います。

樋口伸一郎委員

240ページをお願いいたします。

節18 負担金、補助及び交付金の中の備考欄の放課後児童健全育成事業補助金1億1,736万8,860円について内訳を教えてくださいと思ったんですけど。

口頭でお答えできますでしょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

内訳でございますが、まず、鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会補助金につきましては、8,735万6,000円でございます。

それから、民設民営の4施設分で、まず、アフタースクールあいあい、社会福祉法人和貴福祉会でございますが、こちらが600万8,000円。

それから、放課後児童クラブにじのひろば、社会福祉法人健翔会に対しましてが、928万4,997円。

それから、放課後児童クラブきずな、社会福祉法人慈光保育園に対しましてが、448万5,000円。

それから、放課後児童クラブげんき、社会福祉法人公栄に対しまして、872万円を交付しております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そうしたら、内訳は分かったんですけど、この中から、今度、民設民営ですね。

民設民営においては、またちょっと、なかよし会と違って、それぞれで運営されたりしと思うんですけど、それぞれの事業所のどこまで中身を御存じかは分かんないんですけど。

それぞれの事業所の令和3年度の運営状況と、今お示しいただいた内訳の補助金額、実際の運営状況と、この補助金額のバランスっていか妥当性を、行政としては、どのように現状、捉えているか、この御所見が聞ければありがたいなと思いますけど。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

国の補助金の考え方が、令和3年度の補助基準、毎年変わりますけど、大体1クラブ当たり940万円前後ですね、ベースに計算をしてあるそうです。

そこは940万円の基になった積算があるんですけども。

940万円の場合、児童数が大体40人前後で、指導員が2名以上。こういうものが一つ基準になって国庫補助の基準がつくられていると。

この市の補助金っていうのは、財源としては国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1でございますので、当然、なかよし会を含めて5園、補助申請をいただいて、それを精査してという形になります。

精査は総事業費から使用料、利用料を引いた分、厚生労働省と内閣府が示す補助基準に沿って妥当かという個別の補助事業を対象に見ていっています。

概算としては、総事業費から利用料を引いて、お預かりされている人数、人数というのも月々で、夏休みが多かったりとか、やめられたり、増えられたりしますけど、大体、年間の平均で見ますと、なかよし会が600人前後、あいあいさんが30人前後、にじのひろばさんが25人前後。

きずなさんが15人前後、げんきさんが20人前後ですんで、おおむねこの利用料と補助事業で、この人数に対して大丈夫じゃないかなあ、大丈夫といえますのは、該当して補助金として取り扱うというところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

詳しくありがとうございます。

国の推奨というか、指針というか、そうした基準の中で、妥当性のあるところで、人数とマッチしたところといえましょうか、そういう感じで補助をされてあるということで分かつ

たんですけど。

これについては、決算上、こういう金額で出ていますけど、実際、運営している状況と現状と回っているお金、人とお金っていうのがありますんで、そこに関する拡充を求めるような、もう少し手厚い——国の基準では、ぎりぎりっていうか、その運営はできるけれどもというところで、きちっと補助されているってことは分かったんですが。

この件に関しては、委員会でも拡充を求めるような要望書が提出されて、それに関して、議論を経て要望書というか、委員会の意見の一致を、多分執行部のほうにお伝えをしているっていうのが令和4年度ですかね、この前あったと思うんですけど。

最後ですけど、今そうした現状の把握はなされているんですけど、関係者一同より、これに関する要望書が出ている件については、何か検討なされたのかっていう——ちょっと行き過ぎとるかもしれんですけど、それだけ聞いて終わります。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

令和4年度中に要望が出ていた、多子世帯等に対する利用料の減免措置については、執行部としても、なかよし会で同制度を持っておりますので、民間4園でも同じような制度が行えるよう、補助を拡充する形で検討してまいりたいというふうに考えております。（発言する者あり）

藤田昌隆委員長

何かありますか？

小柳秀和教育部長

拡充と申し上げましたが、新規でございますので、新規です。

飛松妙子委員

先ほどの御説明の中で、あいあいさん、にじのひろば、きずなさん、げんきさんの金額を教えてくださいなんですが、主要成果説明書の101ページに昨年度の人数が書かれておりまして、人数を見ると、あいあいさんが31人で600万円、にじのひろばさん24人で928万円、きずなさんが15人で448万円、げんきさんが20人で872万円っていうのを見たときに、にじのひろばさんとげんきさんは、補助員の先生の確保ができたのかなと。

逆に、あいあいさんが31人で600万円ということは、補助員の先生の確保が、あいあいさんがかなり難しかったんじゃないかなというのが見て取れるのですが。

その辺りはどうでしょうか。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

飛松議員がおっしゃるところが、相当数あると我々も考えております。

あとは、そこそこの指導員さんのお給料だとか、勤務の形態であるとか、そういうところ

を多分加味しているのかなと思います。

なかなか一概に言えんところがあるなというのを、今年度見ているところでございます。
以上です。

飛松妙子委員

補助員の確保というのが、かなり課題であるのかなと思っております。

鳥栖小学校、鳥栖北小学校とずっと書いてありますけれども、この中でやっぱり入れなかったというお声はたくさんありましたが、実際、小学校ごとの人数に対して、なかよし会に入れた人数が予定数よりも少なかったというところはあるのでしょうか。

例えば、鳥栖小学校が50人の定員で、45人しか入れることができなかった、要は、補助員の先生が足りなかったのも、本当は50人入れたかったんだけど、45人しか入れなかったとか。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

総じていえば、そういうことはないというふうに我々は考えています。

当初から、施設の面積に対して指導員を配置しまして、受入れの人数を4月から、目いっぱい100%で取るわけではないんです。

そこは98%ぐらいにして、引っ越してこられた方とか、もろもろの事情が途中で発生した方への対応を取っていますけど、それでも、面積の大体1人当たり1.65平米確保できればいいものですから、50人に対して52人とか、55人とか、98%のレベルでもその辺は十分——少し子供たちに窮屈さは与えてしまいますけれども、可能な範囲入っていただいているというところなんです。

以上です。

飛松妙子委員

もう一点、以前、支援学級の生活指導補助員の先生が、なかよし会で夏休みだけ働くということがあったと思うんですが、令和3年度はどのような状況だったのでしょうか。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

今年も夏休みの待機児童さんが随分出ましたものですから、4月からいろいろと議員さんの御指導も仰ぎながら対応してきたわけですけど。

夏休みだけ仕事ができると、例えば、言われた方とか給食の方等々にはお声かけを6月の段階からやらせてもらっています。

あと今回から新しく、大学や短期大学の保育の先生方等うちの課長とか参事が率先して近隣は回っていただいて。

ただ、なかなか夏休みだから30日働けますという状況は、結果的にはありませんでしたけれども、そういうところで、勤労青少年ホームを1つ、場所が今年使えましたから、一部

委託という形で開けたと。

指導員については、どうしても夏休みは、通常の受入れよりもやっぱり数倍になる。

夏休みだけ預けたいという子供たちへの対応が必要なので、市内8校16クラブへの対応をまずやった上で、勤労青少年ホームまで開けられるという状況を踏まえたもんですから、一定の成果は出たんじゃないかなというふうに考えています。

以上です。

飛松妙子委員

夏休み期間の補助員の先生が、例えば、今日はこの学校は少ないから、あっちの学校の補助員として働いてくれよとかいうことも発生していますでしょうか。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

基本的には今日言って明日という対応はないです。

シフトを組んでいますんで、当然シフトの中で行う。

ただ、どうしても御病気であるとか、突発的な事情がある場合は場合によっては、他校からとか、そういう対応はやっています。

以上です。

飛松妙子委員

その場合は、今まで補助員として、最初から雇用された方がそちらのほうに行くのか。

それとも、夏休みだけお願いしますって言われた方がそのような対応を取られるのか、その辺りはどうでしょうか。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

基本的には、当初から雇用している職員に当たっていただくと。

ただ場合によって、そこが都合つかない場合、後者の場合もあるかもしれません。

以上です。

飛松妙子委員

もし違う学校に行くのであれば、できるだけ慣れた方が行っていただくのが一番いいかなと私も思います。

それと、学校教育課、学校給食課のところでお話したんですが、会計年度で取られている、例えば、生活指導補助員の先生方を、時給で取っていらっしやると。

それを月給で取ることによって、夏休みだけなかよし会の先生のほうに行ってくださいような仕組みが今後できたら、最初の雇用の段階で、夏休みはなかよし会に行ってくださいねという約束が取れるものですから、その部分の雇用というものが大分、生涯学習課のほうも楽になるのではないかなと思うんですが、組織が違うとか、いろんな課題はあるにして

も、実際、生涯学習課の方が、補助員の先生として応援に行かれたこともありますので、その辺りのことがうまくやれば、少しは解消できるのかなと。

もう一つは、なかよし会とか、例えば給食センターの方にお願いと、もう一回履歴書を書かないといけないんじゃないですか。

そういう手間もかかるというところも省けますので、あと、年間通して働けるっていうのが分かれば、収入の面でもいろんなことが考えていけるんじゃないかなと思いましたので、これは要望として、お願いをしておきます。

以上です。

藤田昌隆委員長

質疑の途中ですが、本日の委員会を終了いたします。

残りの質疑は、来週の月曜日午前10時から行います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、本日の委員会を……（発言する者あり）

もうないと？（発言する者多数あり）

成富牧男委員

質問したいのは、同和教育集会場と、そこに勤務してある3名の会計年度任用職員のことを中心で。

同和関係のことも幾つかお尋ねだけで終わるところがあります。

それでは、ページ数の237、238ページの目の社会教育総務費、会計年度任用職員報酬856万268円。

ここに社会教育指導員さんと――内訳をお願いします。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

報酬の内訳でございますが、まず社会教育委員の報酬が……（発言する者あり）会計年度任用職員の内訳で。

申し訳ありません、会計年度任用職員の内訳ですが、まず、社会教育指導員3名の指導員、まず教育委員会内に配置している指導員が226万4,400円でございます。

それから、同和教育集会所に配置している社会教育指導員が、それぞれ223万7,100円と208万9,692円。

あと、事務員を雇っておりますので、そちらが186万6,420円でございます。

成富牧男委員

社会教育指導員が3名いらっしゃって、その中の2名は同和教育集会所におられるという

ことでいいですね。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

鳥栖市社会教育指導員設置要綱を見ますと、第2条に職務として4つ挙がっていますよね。

成人教育に関する指導助言、青少年教育に関する指導助言、学習相談指導助言、社会教育関係団体の指導育成、この中で、同和教育集会場におられる2の方が担っているのはどれになりますか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

成人教育と青少年教育の一部だというふうに考えております。

成富牧男委員

大体、件数として年間どれぐらいあるんですか。

成人教育に関する指導助言、青少年育成に関する助言。

これは人に対してですか、それとも、どこか団体に対してですか、そういうのも分かたら教えてください。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

件数については、今、資料を持ち合わせておりませんが、成人教育と青少年教育に関しては、個人、団体、それぞれあるかというふうに考えております。

成富牧男委員

それは資料を求めます。

それぞれ1と2に分けてお願いしたいと思います。

藤田昌隆委員長

資料を求めるのは同意が要ります。

いつまでですか？今すぐ要ります？

出らんっちゃろうもん。

いつまでに出せますか。月曜日？（発言する者あり）

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

成人教育、それから青少年教育っていうような分け方で、統計などを取っていないかというふうに、今持っていないので、そういう分け方での統計資料というのは、困難です。

藤田昌隆委員長

成富議員、どういう資料か、もう一回きちんと。

成富牧男委員

先ほど答弁で、同和教育集会所に勤務しておられる社会教育指導員は、4つの事務のうち、2つ、成人教育に関する指導助言と青少年教育に関する指導助言をされているということをおっしゃったので、先ほどのような資料を請求したわけですけど。

今の答弁で、そういうふうに分けているものはないということやったよね。

だから、逆に言うとその方が何をされているのか――要は、2人も具体的に何をしているのか。

そして、あと1人、事務員さんのような人もおられて、3人ですね。

どれぐらいの仕事をしているのかもぜひ見たいわけですよ。

別の形の資料でもいいですけど、例えば、別のくくりで、何々と。

それは成人教育に関する指導助言ですよ、とかいうのが分かればそれでもいいですけど。

分け方を別な集計の仕方をしてあるならば、それでも構いません。

藤田昌隆委員長

それは数字でほしいんですか。

成富牧男委員

数字でほしいんです。

どれぐらい事務量があるかっていうのが、非常に……、あります。

藤田昌隆委員長

ちょっと休憩します。

午後3時48分休憩

oo

午後3時53分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

資料提出の要望が成富議員からありましたが、これに対して執行部のほうで出せるのか、出せないのか、答弁のほうをお願いします。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

先ほどの資料につきましては、当課として持ち合わせておりませんので、提出はできません。

藤田昌隆委員長

成富議員、今、答弁のほうがございましたが、それでよろしいでしょうか。

成富牧男委員

あと1つだけ聞かせてください。

先般行われました、人権同和の講演会。

さっきの説明で再委託っていうふうに言われました。

どういう方式なのか。

今までも再委託っていう表現がありましたか。

今回から始まったのか。

再委託の意味を知りたいだけです。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

こちらにつきましては、国が、都道府県や政令指定都市に対して、人権啓発等についての事業を委託しておりますが、その分を都道府県が県内の市町に再委託をして、市町がそういう人権啓発等に係る事業を行うということになっておりますので、県のほうの委託金の名称が再委託っていうような名称で来ているということでございます。

成富牧男委員

今までもこういうやり方やった？変わったと。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

これまでも同じような形で、この委託金については流れてきているということです。

藤田昌隆委員長

これで質疑のほうを終わります。委員会のほうはこれで終了しますが、議員さんたちには現地視察の件でお諮りしたいと思います。

続きまして、現地視察についてお諮りをいたします。

現地視察につきましては、10月4日火曜日、午前10時から市民体育館、市民球場について、文教厚生常任委員会で視察をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よってそのように決しました。



藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時 9 分散会

令和4年10月4日（火）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

高齢障害福祉課長 竹下徹

こども育成課長 林康司

健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼

保健センター所長 名和麻美

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 八尋茂子

教育部長 小柳秀和

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

学校教育課長 古賀泰伸

学校給食課長兼学校給食センター所長 犬丸章宏

生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

現地視察

市民体育館（宿町）

市民球場（宿町）

自由討議

議案審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

市民体育館

市民球場

至 午前10時45分

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時 1 分開会

藤田昌隆委員長

本日の文教厚生常任委員会を開会いたします。

おはようございます。

視察のほうはどうもお疲れさまでした。

さっきもバスの中で話しよったんですが、金額に慣れすぎというか、5億円、2億円、1億円と。

1億円が少ないような気がするし、そういう中で、やっぱりこれ、税金が固まったのは5億円とか、どうのこうのなっているんで。

やっぱり大事に使わないかんというような気持ちにはなりました。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

自由討議

藤田昌隆委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思いますが、今回付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いいたします。

なければ、もう次に行きますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、自由討議を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩



午前11時5分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

これより総括を行います。その前に林課長より鳥栖市保育施在園児数一覧表をもらいましたので、その説明をお願いいたします。

林康司こども育成課長

今、皆様にお配りさせていただいております一覧表でございますけれども、大本は6月に配布させていただきました、鳥栖市内にあります園の一覧から保育所部分を抜き出しまして、御質問のありました市内の園児数及び入所待ち園児数の過去5年間の推移を記載したものでございます。

藤田昌隆委員長

質問のある方。

中川原豊志委員

市内の園児数ってということで、市内在住の方ということですか。

それとも、ここの保育園に行っていらっしゃる方という意味なのか。

要は、よその市町から鳥栖に勤めているけんが、ここに預けていらっしゃる方は入っていないとか、ちょっとその辺。

林康司こども育成課長

今、中川原委員がおっしゃられましたように、市内の園児数で、市外から入所されている方の人数は入っておりません。

給付費にはそこが反映されないので、市から支出している分の給付金が反映されておられませんので、市内の園児数のみ記載をいたしております。

中川原豊志委員

ということは、ここに定員と市内園児数という項目があるんですけども、この開きの中には、市外からの人もいらっしゃるんで、実際の園児数とは異なるというふうなことになりますよね。

林康司 子育て課長

御指摘のとおりでございます。

中川原豊志 委員

実際、どの程度待機児童もしくは入所待ちがいらっしゃる、または、保育士不足によって受入れが困難というのが、ちょっと分かりづらいかな。

今後、その辺は調査をさせていただきたいと思いますが。

例えば、定員数よりもかなり多い園というのは、何割増までは大丈夫とか、そういうふうな規定があったんじゃないかなと思うんですけども。

例えば、しんとすげんきさんとか、71名の定員で105名ということで、34名ほど多いんですが、その辺、定員数よりも多く入れることができるという範囲は？

林康司 子育て課長

20%までが大丈夫でございます。

藤田昌隆 委員長

何%？

林康司 子育て課長

20%です。

藤田昌隆 委員長

100名の定員っちゅうのは、実際は120名までいいっちゅうわけ？

林康司 子育て課長

超えていい期間というのは、5年間は大丈夫で、一応、制度としては認められているものでございます。

ただし、職員の配置や部屋の1人の面積基準は必要とはなってまいります。

中川原豊志 委員

例えば、13番のしんとすげんきさんのところになると、71名に対して105名で、34人やけんが、もう50%ぐらいになっていると思うんですけど。

20%と言われると、ここまで基準を増やして大丈夫なのかというのは、ちょっと不思議に思うんで質問させてもらったところです。

林康司 子育て課長

しんとすげんきさんにおかれましては、平成29年に新設されて、給付費の公定価格の単価

等々もあったかと――園の運営を考えられてあったかと思うんですけれども。

計画としては、当初から5年間は、ある程度少ない定員で考えてあって、今後、120%を超えていくような状況であれば、定員の大本を増やしていく御計画になるかと思います。

藤田昌隆委員長

実は、この資料を求めたのは、うちの所管事務調査で、待機児童をなくそうとかいうことに向けてしているんで、当然、今度の議会報告会でこれはメインにもなるんです。

市民の皆さんに、いやいや、もう定員オーバーなのに何でとか、5年間っていう説明を私たちがせないかんのです。

親が納得できるように。

ぱっと見て、定員20%と言いながら、しんとすげんきでは、非常にオーバーしているとかいうことがあるんで。

その文言を頂けませんか？

きちんと市民の方を、お母さん方を納得させないかんからですね。

それなりのものを、きちんとはつきりと、大体じゃなくて、これはお願いでございますが、いいですか。

中川原豊志委員

今、委員長が言われたことに対して、できれば教えていただきたいんで、文書にて。

それと、最後、確認ですが、入所待ち児童数のここ5年間で下のほうに記入されているんですが、4月1日現在の待機児童というのは、ここ数年ゼロという考え方でいいんですか。

行きたいところに行けないから、ここに出ているっていうところで。

そこだけ確認をさせてください。

林康司こども育成課長

御指摘のとおりです。

4月1日現在で待機児童はゼロとなっております。

入所待ちの理由といたしましては、主に、特定の園を希望されてのことでございます。

藤田昌隆委員長

ほかに。

飛松妙子委員

基本的な質問になりますが、定員ってというのは、各園でどのような計算の仕方をされるのでしょうか。

例えば、子供たちで保育士さん1人当たりの定員を出されるのか。

それとも、施設の面積とかで出されるのか。

まずこの定員というものをどのように出されるのかを教えてくださいませんか。

林康司 とも育成課長

最初に建築をされる際に、今後、運営をどのように考えてやるかというところで建物を建てられると思うんですけども。

基本的には、0歳～5歳児、それぞれ1人当たりに必要な基準面積がございますので、それに沿った面積で、どのくらい保育士を確保できるのか。

その辺を踏まえたところで建築されて、面積というか、考えてあると思っております。

飛松妙子 委員

ということは、最初から定員数というのは変わらない、それとも、途中から変えていかれる？

例えば、鳥栖いづみ園だったら225名で、171名ということは、保育士さんが足りなくて、こうなっているのか。

それとも、定員割れになっているのか、その辺りは具体的にどのような状況でしょうか。

林康司 とも育成課長

定員はずっと変更は可能です。

ただ、そこは入所の推移、県と協議しながら、当然、その園児を受け入れるだけの面積が足り得るか等も含めたところで、定員の増減は、お互い協議をしていっております。

特に、定員につきましては、先ほどいづみ園でお話あった分もあるんですけども、特に、私立におきましては、3、4、5歳の受入れの分の枠を0、1、2歳に移していただくということで、全体の定員減はしますけれども、0、1、2歳の受入れは、増やしてもらっていくっていうのを今、ずっと進めているところでございます。

いづみ園の件につきましては、定員割れです。

3、4、5歳の受入れ人数に対して、そこまで入所の人数がないというところでございます。

飛松妙子 委員

ということは、いづみ園に関しては、0歳児の定員は増やしている。

だけど、3歳児からの幼児の分で、定員割れが起きているって感じですか。

林康司 とも育成課長

いえ、公立の分は定員数は扱っておりません。

今おっしゃった、私立の分で扱っている分でございます。

飛松妙子 委員

ということは、公立に関しては、225名という定員は変えずに、でも、受入れ数は実際、何

人ですか。

林康司 子育て課長

171名でございます。

飛松妙子 委員

実際の受入れ数じゃなくて、受け入れる予定数っていうんですか、さっき定員割れしているとおっしゃいましたよね。

林康司 子育て課長

定員までは受入れが可能ではございますし、面積が足り得る分につきましては、それ以上の受入れは可能です。

飛松妙子 委員

225名じゃなくて、結局何人ですか。

藤田昌隆 委員長

飛松議員、ちよつとごめん。

すいません、長くなるんで、今度、資料作成をするときに、時間をお願いしないと收拾がつかせないので。

これに対する質問は次回にします。

じゃあ、給食センターのほうの報告を簡単に。

犬丸章宏 学校給食課長

今回、小学校給食におきまして金属片の混入事案というのが生じているところでございます。

まず、学校給食におきましては、安全であるべきということが基本にあるわけでございまして、今回このような事案を起こしてしまっ、多くの関係者の皆様に御心配をおかけするようなことになりまして、大変申し訳ございませんでした。

事案の内容につきましては、異物混入の発生が、9月29日の木曜日でございました。

教員が御飯を食べ進めている間で、教員に配膳された茶碗の米飯の中に異物を発見したということで、口の中に入れることはなく、その場で除去をして対応していただいているという状況で、そのほかに異物が混入していたという事案はあっておりませんで、その1点だけで、健康被害等の報告は今のところあっていないという状況になっております。

異物の内容につきましては、当初、特定ができなかったということもありましたので、翌日の9月30日金曜日に、県の工業技術センターのほうに分析調査の依頼をいたしまして、成分につきましては、異物の中にアルミニウムが含まれているという結果を報告として受けたところでございます。

炊飯の作業において、アルミニウムが含まれてる器具等につきましては、炊飯窯がアルミニウムで出来ておる器具でございますので、アルミニウムを使っているその炊飯窯が、作業の過程において、何らかの影響で剥離をして、米飯の中に混入して、そのまま学校のほうに提供してしまったというふうな事態でございます。

改めまして、炊飯室内の器具設備等の点検を行った上に、米飯炊飯につきましては、民間に委託をしているところでもございますので、委託先とも十分、作業内容について協議をした上で、再発防止に向けて確認であるとか、点検を徹底するように、委託先のほうには指導しているところでございます。

今後につきましては、このようなことがないように、給食が安全であること、皆さんが安心して給食を食べていただけるように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

何かありますか。

中川原豊志委員

連絡を受けて、課長のほうにもお話ししたんですが、できる限り、原因を調査してほしいなど。

原因が分からんまま、またずっと出し続けるというのが怖いかなという気がしますんで、ですから、ある程度原因が分かるぐらいまでは、できれば、米飯じゃなくても、パンでも対応できるのであればしたほうがいいのかと個人的には思うんですが。

その辺、どうですか。

犬丸章宏学校給食課長

作業の過程のどこの部分でということについては、はっきりした特定には至っていない状況ではございますけれども、炊飯の作業をしていく上で、炊飯の作業をする前には、炊飯窯の内側、それから外側、それから、炊飯窯が蓋をかぶせる構造になっておりますので、蓋の裏表の全てに点検、確認。

それから、拭き上げ作業を行って、異物がないこと、除去することを確認した上で、まずは作業に入っているところでございます。

ですので、炊飯作業を進めていく上で、蓋を開けるときに、炊き上がって、御飯を保護するとかの作業になりますので、蓋を開ける前にも、十分に炊飯釜の周りを拭き上げて、異物がないような状態で蓋をあけるといふように、作業上、少し手間をかけながら、安全を確保しながら進めていきたいと思っております。

今、中川原副委員長のほうからも御指摘がありました、原因究明については、そこが肝に

もなってくるところではございますので、並行して、原因究明等について努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

先生が気づかれて、結局、全員御飯は食べなかったってことですか。

それとも、全学校食べられなかったということでしょうか。

犬丸章宏学校給食課長

米飯については、全ての学校で喫食が終わられている状況ぐらいでうちのほうにも連絡が入っておりますので、御飯については、ほかのクラスでも全て食べ終えてあります。

以上です。

飛松妙子委員

見つけた学校も食べている？

犬丸章宏学校給食課長

発見されたクラスにおいても食べ終えられています。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。

食べる前にもし異物混入が見つかった場合は、どのような手順で対応されますか。

犬丸章宏学校給食課長

異物の種類にもよります。

今回のような金属片であれば、発見されたときも金属片という形状でもなかったもので、金属片ということが分からなかったというところもあったんですけども。

金属片である場合は、直ちに学校の管理職、校長、教頭のほうに、クラスから報告を入れまして、学校、それからほかの学校も含めて、食べるのを中止していただくという手はずになります。

で、それ以外の、例えば、食材由来の異物につきましては、その部分を除去していただいて、安全を確認していただいた上で食べていただくと。こういうふうなところで給食の運営については行っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは、学校から教育委員会に連絡が入って、給食センターに連絡が入って——どっちに入って、どういう手順で連絡が流れるんでしょうか。

犬丸章宏学校給食課長

緊急の場合、学校のほうから学校給食課、給食センターのほうに連絡があったら、学校給食課のほうから職員で手分けをして、各小学校の校長、教頭のほうに連絡を取って、状況を説明した上で、中止をお願いするという流れにはなります。

飛松妙子委員

それでは、御飯が食べられなかった場合に代替食は何かありますか。

犬丸章宏学校給食課長

御飯が食べられなかった場合の代替食というところで、今のところ準備はない状況でございます。

ただ、防災給食というふうなことで、災害等で給食が提供できない場合も想定されますので、今のところ、小学校給食においては、その準備が、各小学校に備蓄という形でできております。

中学校給食については、保管場所等も含めて、そういう取組ができるように、各学校と調整を進めているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ぜひ防災食を使っていたきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

私は以上です。

藤田昌隆委員長

それじゃあ、もう総括に入ります。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



総 括

藤田昌隆委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

成富牧男委員

簡潔に述べたいと思います。

採 決

藤田昌隆委員長

これより採決を行います。

oo

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

まず、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について、当文教厚生常任委員会付託分の採決を行います。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありがございますので、挙手により採決を行います。

本案は認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でございます。よって議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について、当文教厚生常任委員会付託分は認定することに決しました。

oo

藤田昌隆委員長

以上で文教厚生常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

oo

藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和4年9月定例会文教厚生常任委員会を終了いたします。

午前11時32分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 藤 田 昌 隆